別記様式第２号（その１の１）

基　本　計　画　書

基　本　計　画

事項	記入欄	備考
計画の区分	研究科の設置	
フリガナ 設置者	ガッコウホウジン　ニホンジョシダイガク 学校法人　日本女子大学	
フリガナ 大学の名称	ニホンジョシダイガク　ダイガクイン 日本女子大学大学院	
大学本部の位置	東京都文京区目白台2丁目8番1号	
大学の目的	日本女子大学大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上進展に寄与することを目的とする。	
新設学部等の目的	建築デザイン研究科建築デザイン専攻は、建築・住居・地域・都市の住環境を対象に、持続可能な社会を形作り、安心かつ快適な生活を行うための居住者の視点を重視して、工学的な知識を用いて、問題解決のための提案、実践できる人材を養成することを目的とする。	

新設学部等の概要

新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	備考
建築デザイン研究科 建築デザイン専攻	年 2	人 20	年次 人 —	人 40	修士 （建築デザイン）	年　月 第　年次 令和6年4月 第1年次	東京都文京区目白台 2丁目8番1号	【基礎となる学部学科】 建築デザイン学部 建築デザイン学科
計		20	—	40				

同一設置者内における変更状況
（定員の移行，名称の変更等）

家政学研究科
　住居学専攻（M）（廃止）（△10）
　※令和6年4月学生募集停止

建築デザイン学部
　建築デザイン学科（100）（令和5年4月届出）

家政学部
　住居学科（廃止）
　居住環境デザイン専攻、建築デザイン専攻（△92）
　※令和6年4月学生募集停止

文学部
　日本文学科［定員減］（△8）（令和6年4月）

教育課程

新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数
	講義	演習	実験・実習	計	
建築デザイン研究科 建築デザイン専攻	15科目	25科目	2科目	42科目	36単位

教員

	学部等の名称	専任教員等						兼任教員等
		教授	准教授	講師	助教	計	助手	
新設分	建築デザイン研究科　建築デザイン専攻（修士課程）	人 9 (9)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 10 (10)	人 2 (2)	人 8 (8)
	計	9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	2 (2)	8 (8)
既	家政学研究科　児童学専攻（修士課程）	6 (6)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	1 (1)	7 (7)
	家政学研究科　食物・栄養学専攻（修士課程）	8 (8)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	2 (2)	8 (8)
	家政学研究科　被服学専攻（修士課程）	6 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	4 (4)	4 (4)
	家政学研究科　生活経済専攻（修士課程）	4 (4)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	1 (1)	1 (1)

組織の概要									
	設置分	人間生活学研究科　人間発達学専攻(博士課程後期)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	3 (3)	0 (0)
		生活環境学専攻(博士課程後期)	19 (19)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	22 (22)	9 (9)	0 (0)
		文学研究科　日本文学専攻(博士課程前期)	8 (8)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	9 (9)
		日本文学専攻(博士課程後期)	7 (7)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	7 (7)
		英文学専攻(博士課程前期)	10 (10)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	1 (1)	2 (2)
		英文学専攻(博士課程後期)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	1 (1)	2 (2)
		史学専攻(博士課程前期)	10 (10)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	10 (10)
		史学専攻(博士課程後期)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	10 (10)
		人間社会研究科　社会福祉学専攻(博士課程前期)	8 (8)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	6 (6)
		社会福祉学専攻(博士課程後期)	8 (8)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	6 (6)
		教育学専攻(博士課程前期)	7 (7)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
		教育学専攻(博士課程後期)	7 (7)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
		現代社会論専攻(博士課程前期)	8 (8)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	1 (1)
		現代社会論専攻(博士課程後期)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	1 (1)
		心理学専攻(博士課程前期)	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	12 (12)
		心理学専攻(博士課程後期)	7 (7)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	12 (12)
		相関文化論専攻(博士課程前期)	9 (9)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	15 (15)	1 (1)	0 (0)
		相関文化論専攻(博士課程後期)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	1 (1)	0 (0)
		理学研究科　数理・物性構造科学専攻(博士課程前期)	11 (11)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	18 (18)	3 (3)	3 (3)
		数理・物性構造科学専攻(博士課程後期)	11 (11)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	3 (3)	3 (3)
		物質・生物機能科学専攻(博士課程前期)	10 (10)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	15 (15)	3 (3)	4 (4)
		物質・生物機能科学専攻(博士課程後期)	10 (10)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	3 (3)	4 (4)
		計	112 (112)	49 (49)	7 (7)	0 (0)	168 (168)	16 (16)	－ (－)
	合計		121 (121)	50 (50)	7 (7)	0 (0)	178 (178)	18 (18)	－ (－)

教員以外の職員の概要	職種	専任	兼任	計
	事務職員	139 人 (139)	249 人 (249)	388 人 (388)
	技術職員	2 (2)	0 (0)	2 (2)
	図書館専門職員	11 (11)	8 (8)	19 (19)
	その他の職員	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	152 (152)	257 (257)	409 (409)

校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	校舎敷地	185,191.24㎡	0 ㎡	0 ㎡	189,091.24㎡	借用面積:1,717.12㎡ 借用期間:30年
	運動場用地	52,536.52㎡	0 ㎡	0 ㎡	52,536.52㎡	
	小計	237,727.76㎡	0 ㎡	0 ㎡	237,727.76㎡	
	その他	26,954.81㎡	0 ㎡	0 ㎡	26,954.81㎡	
	合計	264,682.57㎡	0 ㎡	0 ㎡	264,682.57㎡	

校舎	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	82,807.19㎡ (82,807.19 ㎡)	0 ㎡ (0 ㎡)	0 ㎡ (0 ㎡)	82,807.19㎡ (82,807.19 ㎡)	大学全体

教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	
	87室	24室	175室	10室 (補助職員 2人)	0室 (補助職員－人)	大学全体 語学学習施設は、情報処理学習施設が兼ねる

専任教員研究室	新設学部等の名称	室数	
	建築デザイン研究科建築デザイン専攻	10	室

図書・設備	新設学部等の名称	図書〔うち外国書〕冊	学術雑誌〔うち外国書〕種	電子ジャーナル〔うち外国書〕	視聴覚資料点	機械・器具点	標本点	
	建築デザイン研究科 建築デザイン専攻	916,411〔207,540〕 (905,552〔206,397〕)	(20,028〔3,724〕) (20,028〔3,724〕)	(30,789〔29,233〕) (30,789〔29,233〕)	(26,416) (26,416)	0 (—)	0 (—)	専攻単位での特定不能のため、大学全体の数(図書及び学術雑誌は研究室などの所蔵を含む)
	計	916,411〔207,540〕 (905,552〔206,397〕)	(20,028〔3,724〕) (20,028〔3,724〕)	(30,789〔29,233〕) (30,789〔29,233〕)	(26,416) (26,416)	0 (—)	0 (—)	

図書館	面積	閲覧座席数	収納可能冊数	
	8,010.94㎡	650席	1,130,000冊	大学全体(面積と収容可能冊数は保存書庫分含む)

体育館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	2,692.21㎡	テニスコート4面	ゴルフ練習場1面

経費の見積り及び維持の方法の概要	区分	開設前年度	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	
経費の見積り	教員１人当り研究費等		446千円	446千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コストを含む）を含む。
	共同研究費等		2,135千円	4,269千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	
	図書購入費	1,423千円	712千円	1,423千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	
	設備購入費	841千円	421千円	841千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	

学生１人当り納付金	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次
	1,000千円	800千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円

学生納付金以外の維持方法の概要	私立大学等経常費補助金、手数料収入、寄付金収入、資産運用収入等

大学の名称：日本女子大学

学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	年	人	年次人	人		倍		
家政学部						1.03		
児童学科	4	97	—	388	学士(家政学)	1.02	昭和23年度	東京都文京区目白台2丁目8番1号
食物学科 食物学専攻	4	31	—	124	学士(家政学)	1.08	昭和42年度	同上
食物学科 管理栄養士専攻	4	50	—	200	学士(家政学)	1.02	昭和42年度	同上
住居学科 居住環境デザイン専攻	4	55	—	220	学士(家政学)	1.00	平成13年度	同上
住居学科 建築デザイン専攻	4	37	—	148	学士(家政学)	1.09	平成22年度	同上
被服学科	4	92	—	368	学士(家政学)	1.04	昭和37年度	同上
家政経済学科	4	85	—	340	学士(家政学)	1.01	昭和39年度	同上
(通信教育課程)								
家政学部						0.13		
児童学科	4	1000	—	4000	学士(家政学)	0.12	昭和24年度	同上
食物学科	4	1000	—	4000	学士(家政学)	0.13	昭和24年度	同上
生活芸術学科	4	1000	—	4000	学士(家政学)	0.15	昭和24年度	同上

既設大学等の状況	文学部						1.02			
	日本文学科	4	134	—	536	学士（文学）	1.02	昭和23年度	同上	
	英文学科	4	146	—	584	学士（文学）	0.99	昭和23年度	同上	
	史学科	4	97	—	388	学士（文学）	1.04	昭和23年度	同上	
	人間社会学部						1.03			
	現代社会学科	4	97	—	388	学士（社会学）	1.05	平成2年度	同上	
	社会福祉学科	4	97	—	388	学士（社会福祉学）	1.01	昭和23年度	同上	
	教育学科	4	97	—	388	学士（教育学）	1.03	昭和25年度	同上	
	心理学科	4	73	—	292	学士（心理学）	1.01	平成2年度	同上	
	文化学科	4	—	—	—	学士（社会学）	—	平成2年度	同上	令和5年4月学生募集停止
	理学部						1.01			
	数物情報科学科	4	92	—	368	学士（理学）	1.04	平成4年度	同上	
	化学生命科学科	4	97	—	388	学士（理学）	0.99	平成4年度	同上	
	国際文化学部						1.01			
	国際文化学科	4	121	—	121	学士（文学）	1.01	令和5年度	同上	
	家政学研究科（修士課程）						0.47			
	児童学専攻	2	10	—	20	修士（家政学）	0.60	昭和36年度	同上	
	食物・栄養学専攻	2	10	—	20	修士（家政学）	0.70	昭和36年度	同上	
	住居学専攻	2	10	—	20	修士（家政学）	2.30	昭和53年度	同上	
	被服学専攻	2	10	—	20	修士（家政学）	0.50	昭和53年度	同上	
	生活経済専攻	2	8	—	16	修士（家政学）	0.00	平成8年度	同上	
	通信教育課程家政学専攻	2	—	—	—	修士（家政学）	—	平成19年度	同上	令和3年学生募集停止
	文学研究科（博士課程前期）						0.48			
	日本文学専攻	2	10	—	20	修士（文学）	0.35	昭和41年度	同上	
	英文学専攻	2	10	—	20	修士（文学）	0.55	昭和41年度	同上	
	史学専攻	2	6	—	12	修士（文学）	0.58	平成5年度	同上	
	（博士課程後期）						0.25			
	日本文学専攻	3	3	—	9	博士（文学）	0.33	昭和50年度	同上	
	英文学専攻	3	3	—	9	博士（文学）	0.11	昭和53年度	同上	
	史学専攻	3	3	—	9	博士（文学）	0.33	平成7年度	同上	
	人間生活学研究科（博士課程後期）						0.46			
	人間発達学専攻	3	5	—	15	博士（学術）	0.60	平成4年度	同上	
	生活環境学専攻	3	5	—	15	博士（学術）	0.33	平成4年度	同上	

人間社会研究科 (博士課程前期)							0.58			
社会福祉学専攻	2	10	—	20	修士(社会福祉学)	0.35	昭和50年度	同上	
教育学専攻	2	10	—	20	修士(教育学)	0.45	昭和53年度	同上	
現代社会論専攻	2	10	—	20	修士(社会学)	0.35	平成6年度	同上	
心理学専攻	2	14	—	28	修士(心理学)	0.96	平成6年度	同上	
相関文化論専攻	2	6	—	12	修士(文学)	0.66	平成10年度	同上	
(博士課程後期)						0.26			
社会福祉学専攻	3	3	—	9	博士(社会福祉学)	0.44	昭和50年度	同上	
教育学専攻	3	3	—	9	博士(教育学)	0.22	昭和62年度	同上	
現代社会論専攻	3	3	—	9	博士(学術)	0.22	平成9年度	同上	
心理学専攻	3	3	—	9	博士(心理学)	0.33	平成8年度	同上	
相関文化論専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.11	平成20年度	同上	
理学研究科 (博士課程前期)						1.42			
数理・物性構造科学専攻	2	10	—	20	修士(理学)	1.35	平成8年度	同上	
物質・生物機能科学専攻	2	10	—	20	修士(理学)	1.50	平成8年度	同上	
(博士課程後期)						0.16			
数理・物性構造科学専攻	3	3	—	9	博士(理学)	0.33	平成10年度	同上	
物質・生物機能科学専攻	3	3	—	9	博士(理学)	0.00	平成10年度	同上	

附属施設の概要	日本女子大学総合研究所 所在地：東京都文京区目白台2丁目8番1号 目　的：日本女子大学の建学の精神に基づき日本女子大学固有の研究の推進を図るとともに、日本女子大学を拠点とする学際的共同研究・調査を推進し、大学院、学部、附属校・園の研究および教育の充実、発展に寄与することを目的とする。 設置年月：平成7年4月 規模（面積）等：建物　77.28㎡
	日本女子大学現代女性キャリア研究所 所在地：東京都文京区目白台2丁目8番1号 目　的：本学における女性教育の伝統と理念を、変貌する現代社会に生かすためのセンターとしての機能を担うとともに、その成果を社会に発信して、女性の能力が発揮される21世紀社会に貢献することを目的とする。 設置年月：平成13年4月 規模（面積）等：建物　120.00㎡
	日本女子大学生涯学習センター 所在地：東京都文京区目白台2丁目8番1号，神奈川県川崎市多摩区西生田1丁目1番1号 目　的：日本女子大学並びに附属各校・園の伝統と特質を生かしつつ、本学の知的財産・教育的資産を社会に開放し、学内外の生涯学習活動の連携を図り、推進することを目的とする。 設置年月：平成13年4月 規模（面積）等：土地　1,020.58㎡　建物　2,062.55㎡
	日本女子大学成瀬記念館 所在地：東京都文京区目白台2丁目8番1号 目　的：本学の創立者成瀬仁蔵の教学の理念ならびに本学の歴史を明らかにし、もって建学の精神の高揚とその継承を図り、本学の発展および女子教育の進展に寄与することを目的とする。 設置年月：昭和59年10月 規模（面積）等：土地　325.27㎡　建物　836.04㎡

（注）
1　共同学科等の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
2　「教員組織の概要」の「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとすること。
3　私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
4　大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」，「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
5　「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

6　空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

別記様式第２号（その２の１）

教　育　課　程　等　の　概　要

（建築デザイン研究科 建築デザイン専攻）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
研究科共通科目	建築デザイン研究	１前	2				○		9	1					
	小計（１科目）	－	2	0	0	－			9	1	0	0	0	0	－
講義科目	住居・建築計画論	１前		2		◯				1					
	ユニバーサル環境論	１前		2		○			1						
	防災･安全性能論	１後		2		○			1						
	保存再生論	１後		2		○			1						
	都市・地域居住論	１前		2		○			1						
	建築論	１前		2		○			1						
	環境・設備システム論	１後		2		○			1						
	都市建築史	１前		2		○			1						
	構造デザイン論	１後		2		○			1						
	建築設計・計画特論Ⅰ	１前		2		○								兼１	
	建築設計・計画特論Ⅱ	１前		2		○								兼１	
	住居・建築・都市計画特論	１前		2		○								兼１	
	建築歴史・意匠特論	１前		2		○								兼１	
	建築構造特論	１後		2		○								兼１	
	建築環境特論	１後		2		◯								兼１	
	小計（15　科目）	－	0	30	0	－			8	1	0	0	0	兼６	－
演習・実習科目	建築設計スタジオⅠ	１前		2			○							兼１	
	建築設計スタジオⅡ	２前		2			○							兼１	
	建築設計スタジオⅢ	１通		4			○		1						
	インターンシップⅠ	１前・後		4				○	9	1					共同集中
	インターンシップⅡ	２通		8				○	9	1					共同集中
	小計（5 科目）	－	0	20	0	－			9	1	0	0	0	兼２	－

修士論文・修士制作関連科目	住居・建築計画論演習Ⅰ	1後		2			○			1					
	ユニバーサル環境論演習Ⅰ	1後		2			○		1						
	住居設計論演習Ⅰ	1後		2			○		1						
	防災･安全性能論演習Ⅰ	1後		2			○		1						
	都市建築史演習Ⅰ	1後		2			○		1						
	都市・地域居住論演習Ⅰ	1後		2			○		1						
	建築論演習Ⅰ	1後		2			○		1						
	環境・設備システム論演習Ⅰ	1後		2			○		1						
	保存再生論演習Ⅰ	1後		2			○		1						
	構造デザイン論演習Ⅰ	1後		2			○		1						
	住居・建築計画論演習Ⅱ	2通		4			○			1					
	ユニバーサル環境論演習Ⅱ	2通		4			○		1						
	住居設計論演習Ⅱ	2通		4			○		1						
	防災･安全性能論演習Ⅱ	2通		4			○		1						
	都市建築史演習Ⅱ	2通		4			○		1						
	都市・地域居住論演習Ⅱ	2通		4			○		1						
	建築論演習Ⅱ	2通		4			○		1						
	環境・設備システム論演習Ⅱ	2通		4			○		1						
	保存再生論演習Ⅱ	2通		4			○		1						
	構造デザイン論演習Ⅱ	2通		4			○		1						
	特別研究	2通	10				○		9	1					
	小計（21科目）	－	10	60	0		－		9	1	0	0	0	0	－
合計（42科目）		－	12	110	0		－		9	1	0	0	0	兼8	－

学位又は称号	修士（建築デザイン）	学位又は学科の分野	家政関係、工学関係

卒業・修了要件及び履修方法	授業期間等	
2年以上在学し、必修科目12単位、修士論文・修士制作関連科目からⅠおよびⅡ合計6単位を含めて選択科目24単位、合計36単位以上修得すること。また、必要な研究指導を受けた上、修士論文または修士制作を提出し、審査及び最終試験に合格すること。 （履修科目の登録の上限：なし）	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	14週
	1時限の授業時間	100分 （初回のみ50分）

別記様式第２号（その２の１）

教　育　課　程　等　の　概　要

（家政学研究科 住居学専攻）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
家政学研究科共通科目	生活調査方法論	１前		2		○								兼１	
	小計（１科目）	－	0	2	0	－			0	0	0	0	0	兼１	
住居学専攻科目	JS 寄附講座都市居住計画演習	１後		2			○		1						
	ユニバーサル環境論	１前		2		○			1						
	防災･安全性能論	１後		2		○			1						
	都市建築史	１前		2		○			1						
	都市・地域居住論	１前		2		○			1						
	建築デザイン論	１前		2		○			1						
	環境・設備システム論	１後		2		○			1						
	保存再生論	１後		2		○			1						
	構造デザイン論	１後		2		○			1						
	住居学特論Ⅰ	１前		2		○								兼１	
	住居学特論Ⅱ	１前		2		○								兼１	
	住居学特論Ⅲ	１前		2		○								兼１	
	住居学特論Ⅳ	１後		2		○								兼２	共同集中
	住居学特論Ⅴ	１前		2		○								兼１	
	建築設計スタジオⅠ	１前		2			○							兼１	
	建築設計スタジオⅡ	１前		2			○							兼１	
	建築設計スタジオⅢ	１通		4			○							兼１	集中
	インターンシップⅠ	１前・後		4				○	10						共同集中
	インターンシップⅡ	２通		8				○	10						共同集中
	研究・デザイン基礎	１前		2			○		10						
	住生活論演習Ⅰ	１後		2			○		1						
	ユニバーサル環境論演習	１後		2			○		1						
	住居設計論演習Ⅰ	１後		2			○		1						
	防災･安全性能論演習Ⅰ	１後		2			○		1						
	都市建築史演習Ⅰ	１後		2			○		1						
	都市・地域居住論演習Ⅰ	１後		2			○		1						
	建築デザイン論演習Ⅰ	１後		2			○		1						
	環境・設備システム論演習Ⅰ	１後		2			○		1						
	保存再生論演習Ⅰ	１後		2			○		1						
	構造デザイン論演習Ⅰ	１後		2			○		1						
	住生活論演習Ⅱ	１通		4			○		1						

	ユニバーサルデザイン演習	1通		4			○		1						
	住居設計論演習Ⅱ	1通		4			○		1						
	防災･安全性能論演習Ⅱ	1通		4			○		1						
	都市建築史演習Ⅱ	1通		4			○		1						
	都市・地域居住論演習Ⅱ	1通		4			○		1						
	建築デザイン論演習Ⅱ	1通		4			○		1						
	環境・設備システム論演習Ⅱ	1通		4			○		1						
	保存再生論演習Ⅱ	1通		4			○		1						
	構造デザイン論演習 II	1通		4			○		1						
	特別研究	2通	10				○		10						
	小計（41科目）	－	10	110	0	－			10	0	0	0	0	兼9	
合計（42科目）		－	10	112	0	－			10	0	0	0	0	兼10	

学位又は称号	修士（家政学）	学位又は学科の分野	家政関係、工学関係

卒業・修了要件及び履修方法	授業期間等	
2年以上在学し、必修科目12単位、選択科目24単位、合計36単位以上修得すること。また、必要な研究指導を受けた上、修士論文または修士制作を提出し、審査及び最終試験に合格すること。 （履修科目の登録の上限：なし）	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	14週
	1時限の授業時間	100分 （初回のみ50分）

教　育　課　程　等　の　概　要

（家政学部 住居学科）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
教養特別講義	教養特別講義	1通	1				○		4					※講義	
	小計（1科目）	－	1			－			4	0	0	0	0	0	
JWUキャリア科目	ﾗｲﾌﾌﾟﾗﾝとｷｬﾘｱﾃﾞｻﾞｲﾝ	1後		2		○								兼1	
	女性と職業	1前		2		○								兼1	
	仕事・結婚・わたし	1前後		2		○								兼2	
	女性と身体	1前後		2		○								兼7	
	多様な働き方とｷｬﾘｱ	1前		2		○								兼1	
	ﾀﾞｲﾊﾞｰｼﾃｨとｷｬﾘｱ	1後		2		○								兼1	
	女性就業と子育て支援の経済学	1前後		2		○								兼1	
	ライフステージと法	1前		2		○								兼2	
	現代女性論	1前後		2		○								兼1	
	現代男性論	1前		2		○								兼1	
	日本の女性史	1前		2		○								兼1	
	世界の女性史	1後		2		○								兼1	
	社会に出るための自己表現	2前後		2			○							兼3	
	現代ビジネスと起業	2前		2		○								兼1	
	インターンシップⅠ	2・3通		1				○						兼4	集中
	インターンシップⅡ	2・3通		2				○						兼4	集中
	小計（16科目）	－		31		－			0	0	0	0	0	兼27	
JWU社会連携科目	社会課題と NPO・NGO	1前		2		○								兼1	
	国際協力・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ論	1前後		2		○								兼1	
	社会連携を学ぶA	1後		2		○								兼4	
	社会連携を学ぶB	1後		2		○								兼1	
	地域・社会課題を学ぶ	1後		2		○								兼1	
	JS 寄附講座 住まい・団地・まちづくりﾌｨｰﾙﾄﾞｽﾀﾃﾞｨ	2前		2			○							兼1	
	課題解決型ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟを用いた企画開発	2通		2			○							兼2	集中
	課題解決型ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ にっぽん食を考える	2後		2			○							兼6	オムニバス
	社会における ICT、ﾃﾞｰﾀｻｲｴﾝｽ活用　A	2前		2			○							兼1	
	社会における ICT、ﾃﾞｰﾀｻｲｴﾝｽ活用　B	2前		2			○							兼1	
	地域・企業と未来を創るｸﾘｴｲﾃｨﾌﾞ・ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ演習A	2前		2			○		1						
	地域・企業と未来を創るｸﾘｴｲﾃｨﾌﾞ・ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ演習B	2通		2			○							兼2	集中

	JWU社会連携科目	地域･企業と未来を創るｸﾘｴｲﾃｨﾌﾞ･ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ演習 C	2前		2			○							兼1	
		地域･企業と未来を創るｸﾘｴｲﾃｨﾌﾞ･ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ演習 D	2後		2			○							兼1	
		社会連携・社会貢献活動Ⅰ	2通		1				○	1					兼3	集中 共同
		社会連携・社会貢献活動Ⅱ	2通		2				○	1					兼3	集中 共同
		小計（16科目）	－		31			－		2	0	0	0	0	兼23	
基礎科目 外国語基礎科目 外国語	必修英語	ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ・ｲﾝｸﾞﾘｯｼｭa	1前	2				○							兼5	
		ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ・ｲﾝｸﾞﾘｯｼｭb	1後	2				○							兼5	
		ｱｸﾃｨﾌﾞ・ｲﾝｸﾞﾘｯｼｭa	1前後	2				○							兼3	
		ｱｸﾃｨﾌﾞ・ｲﾝｸﾞﾘｯｼｭb	1前後	2				○							兼3	
		小計（4科目）	－	8				－		0	0	0	0	0	兼11	
	選択英語	英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅠ	1前後		2			○							兼4	
		英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅡ	1前後		2			○							兼3	
		英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅢ	1前後		2			○							兼3	
		リーディングⅠ	1前後		2			○							兼1	
		リーディングⅡ	1前後		2			○							兼1	
		リーディングⅢ	1前後		2			○							兼1	
		ライティングⅠ	1前後		2			○							兼1	
		ライティングⅡ	1前		2			○							兼1	
		ライティングⅢ	1前後		2			○							兼1	
		ﾒﾃﾞｨｱ・ﾘｽﾆﾝｸﾞ	1前後		2			○							兼4	
		観光英語	1前後		2			○							兼6	
		ﾋﾞｼﾞﾈｽ・ｲﾝｸﾞﾘｯｼｭ	1前後		2			○							兼2	
		TOEIC	1前後		2			○							兼10	
		TOEFL	1前後		2			○							兼1	
		IELTS	1前後		2			○							兼1	
		資格英語（集中） 1	1前		2			○							兼2	集中
		資格英語（集中） 2	1前		2			○							兼1	集中
		資格英語（集中） 3	1前		2			○							兼1	集中
		小計（18科目）	－		36			－		0	0	0	0	0	兼33	
	ドイツ語	ドイツ語a入門	1前		2			○							兼7	
		ドイツ語a初級	1後		2			○							兼7	
		ドイツ語b入門	1前		2			○							兼6	
		ドイツ語b初級	1後		2			○							兼6	
		ドイツ語L.L.入門	1前		2			○							兼1	
		ドイツ語L.L.初級	1後		2			○							兼1	
		ドイツ語中級	2前後		2			○							兼6	
		ドイツ語中級ｱﾄﾞｳﾞｧﾝｽﾄ（原典講読）	2前後		2			○							兼2	
		ドイツ語上級	3・4前後		2			○							兼1	
		集中ドイツ語	2前		2			○							兼1	集中
	フランス語	フランス語a入門	1前		2			○							兼9	
		フランス語a初級	1後		2			○							兼9	
		フランス語b入門	1前		2			○							兼7	
		フランス語b初級	1後		2			○							兼7	
		フランス語L.L.入門	1前		2			○							兼2	
		フランス語L.L.初級	1後		2			○							兼2	
		フランス語中級	2前後		2			○							兼6	

基礎科目 外国語	フランス語	フランス語 L.L.中級	2 前後		2			○							兼 1	
		フランス語中級ｱﾄﾞｳﾞｧﾝｽﾄ（原典講読）	2 前後		2			○							兼 2	
		フランス語中級ｱﾄﾞｳﾞｧﾝｽﾄ（ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ）	2 前後		2			○							兼 1	
		フランス語上級	3･4 後		2			○							兼 1	
		集中フランス語	2 前		2			○							兼 1	集中
	中国語	中国語 a 入門	1 前		2			○							兼 12	
		中国語 a 初級	1 後		2			○							兼 12	
		中国語 b 入門	1 前		2			○							兼 11	
		中国語 b 初級	1 後		2			○							兼 11	
		中国語 L.L.入門	1 前		2			○							兼 2	
		中国語 L.L.初級	1 後		2			○							兼 2	
		中国語中級	2 前後		2			○							兼 7	
		中国語 L.L.中級	2 前後		2			○							兼 2	
		中国語中級ｱﾄﾞｳﾞｧﾝｽﾄ（原典講読）	2 前後		2			○							兼 2	
		中国語中級ｱﾄﾞｳﾞｧﾝｽﾄ（ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ）	2 前		2			○							兼 1	
		中国語上級	3･4 前後		2			○							兼 1	
		集中中国語	2 前		2			○							兼 1	集中
	韓国語	韓国語 a 入門	1 前		2			○							兼 10	
		韓国語 a 初級	1 後		2			○							兼 10	
		韓国語 b 入門	1 前		2			○							兼 7	
		韓国語 b 初級	1 後		2			○							兼 7	
		韓国語 L.L.入門	1 前		2			○							兼 1	
		韓国語 L.L.初級	1 後		2			○							兼 1	
		韓国語中級	2 前後		2			○							兼 5	
		韓国語 L.L.中級	2 前後		2			○							兼 1	
		韓国語中級ｱﾄﾞｳﾞｧﾝｽﾄ（原典講読）	2 前後		2			○							兼 1	
		韓国語中級ｱﾄﾞｳﾞｧﾝｽﾄ（ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ）	2 後		2			○							兼 1	
		小計（44 科目）	－		88			－		0	0	0	0	0	兼 61	
基礎科目 情報処理		基礎情報処理	1 前後	2				○							兼 2	
		ﾃﾞｰﾀｻｲｴﾝｽ入門	2 前		2			○							兼 1	
		AI 入門	2 後		2			○							兼 1	
		ICT 活用Ⅰ	2 前		2			○							兼 1	
		ICT 活用Ⅱ	2 前		2			○							兼 1	
		ICT 活用Ⅲ	2 前		2			○							兼 1	
		ICT 活用Ⅳ	2 前		2			○							兼 1	
		ICT 活用Ⅵ	2 後		2			○							兼 1	
		小計（8 科目）	－	2	14			－		0	0	0	0	0	兼 6	
基礎科目 身体運動		身体運動Ⅰa	1 前		1				○						兼 3	
		身体運動Ⅰb	1 後		1				○						兼 3	
		身体運動Ⅰc	1 後		1				○						兼 17	集中
		身体運動Ⅱa	1 前		1				○						兼 4	
		身体運動Ⅱb	1 後		1				○						兼 3	
		身体運動Ⅱc	2･3 後		1				○						兼 1	集中
		身体運動論	1 前		2		○								兼 1	

身体運動 基礎科目		身体運動文化論	1後		2		○								兼1	
		健康ｽﾎﾟｰﾂ論Ⅰ	1前		2		○								兼1	
		健康ｽﾎﾟｰﾂ論Ⅱ	1後		2		○								兼1	
		身体運動演習a	1前		2			○							兼2	
		身体運動演習b	1後		2			○							兼3	
		小計（12科目）	－		18		－			0	0	0	0	0	兼26	
教養科目	A系列【多様な社会と人間の尊厳】（社会科学系）	政治思想の歴史	1前		2		○								兼1	
		政治学	1後		2		○								兼1	
		日本の政治	1前		2		○								兼1	
		政治と福祉	1前		2		○								兼1	
		メディアと社会	1後		2		○								兼1	
		経済学の世界	1前後		2		○								兼2	
		世界経済	1前		2		○								兼1	
		日本経済	1後		2		○								兼1	
		経営学の世界	1後		2		○								兼4	ｵﾑﾆﾊﾞｽ
		日本の産業と企業	1後		2		○								兼1	
		女性と法律	1後		2		○								兼1	
		法学入門	1前		2		○								兼1	
		市民社会と法	1後		2		○								兼1	
		法哲学	1前		2		○								兼1	
		日本国憲法	1前後		2		○								兼2	
		社会福祉学	1前		2		○								兼1	
		平和学	1前		2		○								兼1	
		ﾉｰﾏﾗｲｾﾞｰｼｮﾝ論	1後		2		○								兼1	
		社会保障入門	1後		2		○								兼1	
		国際社会と人権	1前		2		○								兼1	
		ジェンダー論入門	1前		2		○								兼1	
		ジェンダーと社会	1後		2		○								兼1	
		現代の社会学	1後		2		○								兼1	
		社会学入門	1前		2		○								兼1	
		地域研究	1後		2		○								兼2	
		SOCIAL AND INTERNATIONAL RELATIONS OF JAPAN	1前		2		○								兼1	
		教育人間学	1前		2		○								兼1	
		教育学入門	1後		2		○								兼1	
		心と健康	1前後		2		○								兼2	
		小計（29科目）	－		58		－			0	0	0	0	0	兼34	
	B系列【自然の摂理の探求】（自然科学系）	地球の自然と資源	1前		2		○								兼1	
		天文学と宇宙観の歴史	1前後		2		○								兼2	
		物理学とﾃｸﾉﾛｼﾞｰ	1後		2		○								兼1	
		現代社会と情報科学	1後		2		○								兼1	
		基礎から学ぶｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ	1前		2		○								兼1	
		情報と通信	1後		2		○								兼1	
		ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄと生活	1後		2		○								兼1	
		食と健康	1前後		2		○								兼2	
		衣と健康	1前		2		○								兼1	
		女性と健康	1前		2		○								兼1	
		住まいのデザイン	1前		2		○			3						
		心理学	1前後		2		○								兼2	

教養科目	B系列【自然の摂理の探求】（自然科学系）	人間生理学	1前		2			○							兼1	
		脳と行動	1前		2		○								兼1	
		人体の構造と機能及び疾病	1後		2		○								兼1	
		生命科学	1前後		2		○								兼9	
		DNAの拓いた生命科学	1前		2		○								兼1	
		環境と生態系	1後		2		○								兼1	
		生活・環境と化学	1後		2		○								兼1	
		生物の起源と進化	1前		2		○								兼1	
		歴史の中の数学	1後		2		○								兼1	
		教養としての数学	1前		2		○								兼1	
		数学の眼で見た世界	1前		2		○								兼1	
		社会で役立つ統計学	1後		2		○								兼1	
		統計学入門	1前		2		○								兼1	
		ファッションの化学	1後		2		○								兼1	
		薬と化粧品の化学	1後		2		○								兼2	
		化学の歴史	1前		2		○								兼1	
		物理学はいかに創られたか	1前		2		○								兼1	
		小計（29科目）	－		58		－			3	0	0	0	0	兼39	
	C系列【知性と文化の系譜】（人文科学系）	社会思想の歴史	1前		2		○								兼1	
		思想・哲学	1前後		2		○								兼2	
		西洋思想	1前		2		○								兼1	
		東洋思想	1前		2		○								兼1	
		20・21世紀の思想	1後		2		○								兼1	
		ﾛｼﾞｶﾙ･ｼﾝｷﾝｸﾞ入門	1前		2		○								兼1	
		倫理学入門	1後		2		○								兼1	
		美学	1前後		2		○								兼1	
		文化人類学入門	1前		2		○								兼1	
		歴史から見る現代世界	1後		2		○								兼1	
		地理学	1前		2		○								兼1	
		20・21世紀の日本文学	1後		2		○								兼1	
		20・21世紀の外国文学	1前後		2		○								兼2	
		日本美術史	1前後		2		○								兼1	
		西洋美術史	1前後		2		○								兼1	
		東洋音楽の歴史	1後		2		○								兼1	
		西洋音楽の歴史	1後		2		○								兼1	
		舞台芸術の歴史・東洋	1後		2			○							兼1	
		舞台芸術の歴史・西洋	1後		2		○								兼1	
		映像論	1前後		2		○								兼2	
		女性と芸術	1前		2		○								兼1	
		世界の古典・文学	1前後		2		○								兼4	
		英語圏のﾌｧﾝﾀｼﾞｰ	1前		2		○								兼1	
		日本社会と宗教	1前		2		○								兼1	
		宗教とは何か	1後		2		○								兼1	
		世界の神話	1前後		2		○								兼1	
		ことばとは何か	1前		2		○								兼1	
		ことばと社会	1後		2		○								兼1	
		ｸﾘﾃｨｶﾙ・ｼﾝｷﾝｸﾞ入門	1後		2			○							兼1	
		INTRODUCTION TO JAPANESE CULTURE AND SOCIETY	1後		2		○								兼1	
		小計（30科目）	－		60		－			0	0	0	0	0	兼35	

家政学部共通科目	家政学概論	1前		2		○								兼2	
	人間と生活	1前後		2		○			1			1		兼6	共同
	家族関係論	2前後		2		○								兼2	
	消費者教育論	2前		2		○								兼1	
	生活と児童	2前		2		○								兼12	共同
	生活と食物	2前		2		○								兼1	
	生活と衣服	2後		2		○								兼1	
	生活と経済	2後		2		○								兼1	
	家庭管理論	1前		2		○								兼1	
	小計（9科目）	－		18		－			1	0	0	1	0	兼27	
住居学科共通科目	建築数学基礎	1前	2			○								兼1	
	建築物理基礎	1後	2			○								兼1	
	住居構造	1前	2			○			1						
	日本住居史	1前	2			○								兼1	
	力と形	1後	4				○		1					兼2	共同
	住居計画	1後	2			○								兼1	
	西洋住居史	1後	2			○				1					
	図学	1後	2				○					1		兼1	共同
	構造力学1	2前	2			○			1						
	構造力学2	2後	2			○			1						
	住生活学	2前	2			○								兼2	共同
	住居環境	2前	2			○			1						
	コンピュータデザインⅠ	2前	2				○							兼1	
	建築設備Ⅰ	2後	2			○			1						
	建築材料	2後	2			○								兼1	
	建築構法	3前	2			○								兼1	
	建築施工	3後	2			○								兼2	共同
	建築法規	3後	2			○								兼1	
	絵画デッサン	1後		1				○						兼1	
	基礎製図Ⅰ	1前	2					○	1	1				兼2	共同
	基礎製図Ⅱ	1後	2					○	1					兼3	共同
	設計製図	2前	2					○	3					兼5	共同
	小計（22科目）	－	44	1		－			5	1	0	1	0	兼26	
居住環境デザイン専攻科目	空間デザイン基礎	1前		1				○		1					
	日本建築史	2前		2		○								兼1	
	建築計画	2後		2		○			1						
	住居・建築管理	2後	2			○								兼1	
	ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰﾃﾞｻﾞｲﾝ論	2後	2			○			1						
	西洋建築史	2後		2		○				1					
	都市計画	3前		2		○								兼1	
	住環境計画	2前		2		○			1						
	生活ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾄﾃﾞｻﾞｲﾝ	3後		2		○								兼2	集中 共同
	インテリアデザイン	3前		2		○								兼1	
	住宅・建築経済	3前		2		○								兼1	
	ﾗﾝﾄﾞｽｹｰﾌﾟﾃﾞｻﾞｲﾝ	3前		2		○								兼1	
	福祉環境演習	3前		2				○	1						
	生活環境安全論	2前		2		○			1						

居住環境デザイン専攻科目	専門科目	福祉環境論	3後		2		○			1						
		住宅政策	2後		2		○			1						
		近代建築デザイン論	3後		2		○								兼2	共同
		インテリアデザイン演習	3後		2			○							兼2	
		地域施設計画論	3前		2		○			1						
		調査分析法	3前後		2			○		1						
		消費生活論Ⅰ	2前		2		○								兼1	
		建築設計Ⅰ	2後	2					○	3	1				兼4	共同
		建築構造	2前		2		○								兼1	
		建築環境工学	3前		2		○								兼1	
		建築と社会	3後		2		○			1						
		まちづくり基礎演習	2後		2			○							兼1	集中
		小計（26科目）	－	6	45		－			6	1	0	0	0	兼20	
	関連科目	建築設備Ⅱ	3後		2		○			1						
		環境・設備演習	3後		4			○		1						
		構造デザイン演習	3前		2			○		1					兼1	共同
		建築設計Ⅱ	3前		2				○	2					兼2	共同
		建築設計Ⅲ	3後		2				○	2					兼4	共同
		建築設計Ⅳ	4前		3				○	1					兼2	共同
		コンピュータデザインⅡ	3前		2			○							兼1	
		建築総合演習	2後		2				○	2						集中 共同
		ﾌｨｰﾙﾄﾞｽﾀﾃﾞｨ(農業･農村)	1通		2		○								兼2	集中 共同
		異分野連携実践演習	2後		2			○		1					兼6	集中 共同
		小計（10科目）	－		23			－		6	0	0	0	0	兼18	
	その他	住居・建築学演習1	3後	2				○		7	3				兼1	
		住居・建築学演習2	4通	4				○		7	3					
		卒業論文・卒業制作	4通	4				◯		7	3					
		小計（3科目）	－	10				－		7	3	0	0	0	兼1	
	家政学関連	保育学（実習及び家庭看護を含む）	2後		2		○								兼1	※実習
		栄養・食品科学	2前		2		○								兼1	
		住居論（製図を含む）	1前		2		○			1						
		衣服科学	2前		2		○								兼1	
		調理実習Ⅰ	2前		1				○						兼1	
		調理実習Ⅱ	2後		1				○						兼1	
		衣服実習Ⅰ	2前		1				○						兼1	
		衣服実習Ⅱ	2後		1				○						兼1	
		家庭電気･機械及び情報処理	2前		2		○			1					兼1	共同
		小計（9科目）	－		14		－			2	0	0	0	0	兼8	
建築デザイン専攻科目	専門科目	空間デザイン基礎	1前		1				○		1					
		日本建築史	2前		2		○								兼1	
		建築計画	2後	2			○			1						
		建築構造	2前	2			○								兼1	
		西洋建築史	2後		2		○				1					
		建築環境工学	3前	2			○								兼1	
		都市計画	3前	2			○								兼1	
		インテリアデザイン	3前		2		○								兼1	

建築デザイン専攻科目	専門科目	近代建築デザイン論	3後	2			○								兼2	共同
		建築設備Ⅱ	3後	2			○			1						
		建築と社会	3後	2			○			1						
		ﾗﾝﾄﾞｽｹｰﾌﾟﾃﾞｻﾞｲﾝ	3前		2		○								兼1	
		構造デザイン演習	3前		2			○		1					兼1	共同
		環境・設備演習	3後		4			○		1						
		調査分析法	3前後	2				○		1						
		建築設計Ⅰ	2後	2					○	3	1				兼4	共同
		建築設計Ⅱ	3前	2					○	2					兼2	共同
		建築設計Ⅲ	3後		2				○	2					兼4	共同
		建築設計Ⅳ	4前		3				○	1					兼2	共同
		インテリアデザイン演習	3後		2			○							兼2	
		コンピュータデザインⅡ	3前	2				○							兼1	
		建築総合演習	2後		2				○	2						集中 共同
		まちづくり基礎演習	2後		2			○							兼1	集中
		小計（23科目）	－	22	26			－		6	1	0	0	0	兼25	
	関連科目	住環境計画	2前		2		○			1						
		ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰﾃﾞｻﾞｲﾝ論	2後		2		○			1						
		住居・建築管理	2後		2		○								兼1	
		生活ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾄﾃﾞｻﾞｲﾝ	3後		2		○								兼2	集中 共同
		住宅・建築経済	3前		2		○								兼1	
		地域施設計画論	3前		2		○			1						
		生活環境安全論	2前		2		○			1						
		福祉環境論	3後		2		○			1						
		住宅政策	2後		2		○			1						
		福祉環境演習	3前		2				○	1						
		消費生活論Ⅰ	2前		2		○								兼1	
		ﾌｨｰﾙﾄﾞｽﾀﾃﾞｨ(農業・農村)	1通		2		○								兼2	集中 共同
		異分野連携実践演習	2後		2			○		1					兼6	集中 共同
		小計（13科目）	－		26			－		4	0	0	0	0	兼13	
	その他	住居・建築学演習1	3後	2				○		7	3				兼1	
		住居・建築学演習2	4通	4				○		7	3					
		卒業論文・卒業制作	4通	4				○		7	3					
		小計（3科目）	－	10				－		7	3	0	0	0	兼1	
	家政学関連	保育学（実習及び家庭看護を含む）	2後		2		○								兼1	※実習
		栄養・食品科学	2前		2		○								兼1	
		住居論（製図を含む）	1前		2		○			1						
		衣服科学	2前		2		○								兼1	
		調理実習Ⅰ	2前		1				○						兼1	
		調理実習Ⅱ	2後		1				○						兼1	
		衣服実習Ⅰ	2前		1				○						兼1	
		衣服実習Ⅱ	2後		1				○						兼1	
		家庭電気・機械及び情報処理	2前		2		○			1					兼1	共同
		小計（9科目）	－		14			－		2	0	0	0	0	兼8	
合計（334科目）			－	103	561	0		－		7	3	0	2	0	兼442	

<table>
<tr><td>学位又は称号</td><td>学士（家政学）</td><td>学位又は学科の分野</td><td colspan="2">家政学関係、工学関係</td></tr>
<tr><td colspan="3">卒 業 ・ 修 了 要 件 及 び 履 修 方 法</td><td colspan="2">授業期間等</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">教養特別講義 1 単位、JWU キャリア科目・JWU 社会連携科目から 2 単位、基礎科目の外国語（必修英語）8 単位、情報処理（必修）2 単位、身体運動から 2 単位、教養科目系列 A・B・C それぞれから 4 単位 計 12 単位、家政学部共通科目から 6 単位、学科科目必修から居住環境デザイン専攻は 70 単位、建築デザイン専攻は 72 単位、卒業論文・卒業制作（必修）4 単位、学科科目（選択）から居住環境デザイン専攻は 22 単位、建築デザイン専攻は 20 単位　合計 129 単位

（履修科目の登録の上限：49.5 単位（年間））</td><td>1 学年の学期区分</td><td>2 期</td></tr>
<tr><td>1 学期の授業期間</td><td>14 週</td></tr>
<tr><td>1 時限の授業時間</td><td>100 分
（初回のみ 50 分）</td></tr>
</table>

別記様式第2号（その3の1）　　（用紙　日本産業企画A4縦型）

授　業　科　目　の　概　要

（建築デザイン研究科建築デザイン専攻）

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究科共通科目	建築デザイン研究	受講生の研究領域・分野における科学的・技術的な知識及び研究手法についての理解を深める。そのために、社会的課題に基づく自らの問題意識を明確にし、修士研究・制作の具体的テーマや研究手法を検討すると共に、技術者・研究者としての倫理意識を醸成するなど、専門家としての基本を学ぶ。住居・建築・まちづくりに関する問題を自らの問題意識から捉えることのできる知識と能力を身につけると共に、住居・建築・都市にかかわる職能を理解し、それに対する倫理観を身につけることを目標とする。	
講義科目	住居・建築計画論	住居・建築の計画について、特に被災地や途上国などの地域を対象とした理論や実践について理解を深める。基礎的な講義に加え、当該分野の第一線で活躍する実務者や理論家等による特別講義、国内事例の視察などを通して、住居・建築計画の歴史的な変遷や最新の事例、またその役割について理解すると同時に、受講者自身が考え、授業内の議論を行う。その上で、人々の生活を支える住居・建築計画の実践者／専門家として必要な知識や計画技術を身に着けることを目指す。	
	ユニバーサル環境論	高齢者、障害者を含む全ての人が利用・使用できることを目指したデザイン理念としてユニバーサルデザインが提唱されている。本講義ではそのユニバーサルデザインの考え方を都市、建築、住宅の性能に落とし込むためのデザイン手法や評価手法に関わる知識や技術を身につけることを目標とする。具体的には、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する法律・基準・規格に関する知識を習得すること、ユニバーサルデザインが実践された事例分析から基本的な設計技術を習得すること、また、その基本的考え方となる人間中心設計の方法論を理解する。	
	防災・安全性能論	現代の建築物の設計には、安全性能、特に防災のための設計が重要である。安全性能には防災、防火のほか、台風や水害、事故や防犯などが含まれるが、それらに関する設計上での考慮について考究する。具体的には建築物の供用期間におけるリスクを想定し、リスクの発生状況を考慮した合理的な設計・判断ができるようになることを目指す。本講義では各自が建築物の品質・性能の設定と評価に関する理解を深め、専門家・設計者としてこれからの安全・防災性能をどのように確保していくかを考えられること、さらに安全性能を情報として伝達し、建築主・居住者と共に考えることができるようにする。	
	保存再生論	都市や建築は重層した歴史があり、造られた当初の姿ではなく、保存や再生をくり返して現在の姿を保持している。文化遺産の保存では、その歴史を継承する行為のなかに、再生のためのデザイン思考が介在してきたことをふまえ、文化遺産の保存・再生のシステムと設計手法に関する専門知識を修得する。とくに都市・建築遺産を対象として、保存・再生の歴史や技術とその背景にある理念を学ぶ。さらに、フィールドワークによって、現存する都市・建築遺産における保存・再生の実態と、そのシステムに対する理解を深める。	
	都市・地域居住論	この授業は、都市計画・まちづくりの様々な考え方に触れ、地域の環境を生かした生活の視点から都市・地域づくりを考える、地域居住論について、一人一人が自らの考えを構築する時間とする。空間を計画するだけでなく、そこでの生活や社会を動かす仕組みも考える時間とする。授業は、発表や意見交換も行いながら進め、批判的思考力も培うことを目指す。大きく2つの内容を学習する。1）都市論の理解：近代以降の都市計画論とそれをもとに作られた都市を居住空間の質がどのようなものとなったのかという視点から振り返る。2）まちづくりの実態：実際のまちづくりを学際的に読み解き、地域居住について考える。	
	建築論	建築とは物理的に存在するだけではなく、人間の知覚によって認識される生態学的な存在でもある。人間の経験の中で、建築やものがどのように位置付けられるかという視点にたち建築を論じることを目的としている。哲学、現象学、社会学、生態学など、建築に近接する記述（書物）を読解し、各自の経験とてらしあわしながら、全員でディスカッションする。建築に関わる経験を言語に変換し論述することで、新しい建築論を導くことを目標とする。	
	環境・設備システム論	環境・設備システム論は、住居や建築の環境、およびこれらの環境を調整する各種設備に関する基礎知識を踏まえ、さらに専門的、技術的知識を学ぶ。実験的内容、演習的内容の授業を取り入れることにより、実務に関連した技術や知識を習得することを目的とする。工学的解析法に関する知識や技術を習得し、環境設備に関する総合的な知識、技術、能力を身に着ける。さらに、設備の技術や実務に関する最新情報や、より高度な専門技術、設計技術に関連した知識についても学習する。	
	都市建築史	建築のデザインとはある意味ではその背景となる文化の必然的な表象である。建築の集合体である都市空間にもまた、それを実現した建築家あるいは社会集団の思想が、意識的であれ無意識であれ稠密に織り込まれている。授業では、都市建築史に関わるエポックメイキングな出来事を取り上げながら、その事象の可能な解釈について紹介する。歴史的・社会的・文化的背景と都市建築空間の表れ方の関係性を理解し、今日的視点から都市建築を論ずる上でも有効な知識と批判能力を身につけることを目標とする。	
	構造デザイン論	”構造デザイン”と聞くとコンピューターを使った計算をイメージするが、”構造デザイン”とは、大きな自然災害や人的災害等々構造に関わる歴史的な経緯、個々人の経験、プロジェクトに関わる人々の技術レベル、地域の特色等、様々な要因で構造が形造られる。本講義では、”構造デザイン”を俯瞰するために必要な知識を身につけることを目標とする。建築構造史、歴史的建造物の補強、新素材等時代を担う技術者として必要とされるテーマによる講義を中心とするが、レポート、見学会、発表を取り入れた授業を行う。	
	建築設計・計画特論Ⅰ	実際に建築を計画・設計するためには、多面的な知識と理論、加えて現実を観察する力が必要である。近現代の建築に多くの影響を与えた計画に対する理論を、文献を通して学ぶ。同時にそうした理論を背景にもつ現実の作品や社会における現れなどの実例を通して、抽象的な言説が如何に実現されているのか、さらに経年変化の中で使用者によってどのように解釈されているのか観察、検証する。その上で再び、建築の設計にそれらがフィードバックされうる方法を思考する。	
	建築設計・計画特論Ⅱ	建築の設計は、言葉で概念を考えつづけ、形にするギリギリ最後の瞬間は個人的な直感や手の運びにより先に進めるしかない。つまり最後はバトスであり、その部分はコトバにできない。誰もがその二つの世界を跨いでいる。バトスの部分は言葉にできにくいがロゴスの世界は言葉にでき、学び共有することができる。そしてその部分を身につけているかどうかで設計者の力量は半分決まる。この講座は、その部分にあたる、建築論とその歴史的な変遷を学修し、身につけることを目標としている。	
	住居・建築・都市計画特論	住居の中から都市空間までは、生活空間として連続的に使われるものである。本講義では、様々な住生活空間の構築事例を学ぶとともに、計画づくりや実施段階における取組の工夫等を学ぶことで、生活者の視点からの空間再編等の理解を深める。特に防災、交通計画、ランドスケープといった視点から都市と住生活の繋がりを考える計画論についても学び、住生活空間についての議論を深めるられる力をつける。また本講義の中では、住生活空間を分析する手法についても学ぶ。	

講義科目	建築歴史・意匠特論	この授業では、過去の建築と都市に対する理解を通して、学生一人ひとりが保存を含む現在進行形の様々な建築行為に対する自身の考えや見解を確立することを目的としている。今日の私たちの住環境は、人間の生活の長い営みの中で自然環境に対して様々な手を加え開発してきた結果として立ち現れている。過去の人々の営みが自然と相まって今日の私たちの環境を形成しているように、現代の開発行為もまた後世の住環境の前提となることによって、私たちの住空間は歴史的に連続していくものである。また個々の建築の意匠とその傾向は、歴史的な流れを縦軸に取ったときの横軸である同時代性として捉えることが可能である。この授業では、具体的な歴史的都市空間および建築を事例として紹介しながら、いかにしてこのような住空間が形作られてきたのか、どのような文化的背景から意匠的表現が成立するのかを概観するとともに、研究の視点と手法についても紹介する。	
	建築構造特論	建築構造は、近年注目される木造、歴史的建造物保存補強をはじめ、鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、空間構造、免震構造、制振構造、超高層建築、など分野が広い。また、建築構造だけで完結する事は無く、意匠、設備、施工など様々な分野に密接に関係する。多くの分野の専門家と協働した実践経過が豊富な講師により、最新の技術、注目される建築構造に関して、専門用語を用いて講義を行い、建築関連の専門家として、必要な構造技術及び関連分野の知識を身につけることを目標とする。	
	建築環境特論	建築環境特論では、建築の環境と設備に関連する最新の研究や基準、事例を基に、これからの建築環境と設備システムのあるべき姿を探求し、建築実務において重要かつ必要となる知識を身に着けることを目的とする。近年の喫緊の課題である地球環境の保全と持続可能な社会構築に対して、建築と設備システムに要求される事柄を把握し、現在の課題を具体的に解決するための手法について学ぶ。海外の研究や事例の調査、あるいは世界のエネルギーに関連する背景の調査を踏まえ、環境、設備技術と建築デザインの融合を実現する、現在および近未来の技術について理解を深め、応用する力を身に着ける。	
演習・実習科目	建築設計スタジオⅠ	環境と建築を考える。建築を設計するとき敷地のおかれる環境はとても重要である。まわりの環境によって新しい建築が生み出されることもあるし、建築ができたことで新しい環境が生まれることもある。そうやって環境と建築はともに関係しあっている。この授業では実践的な課題を通して、「小さな環境から大きな環境までいろいろな環境を分析」しながら、建築の設計につなげていく力をつける。具体的には特定のテーマを提示した上で、敷地の選定と分析、プログラムの構築などをしてもらった上で建築の設計を行うことになる。	
	建築設計スタジオⅡ	建築の設計は、建築学および住居学、さらには工学全般や広く人文・社会関連の諸学問を応用し、既に学習している設計製図の技能を駆使して、与えられた設計条件に対する「与条件整理」、「問題の解決」にとどまることなく、「創造的提案とデザイン」のプロセスを経て、社会に対する新しい提案を具体的な設計案のかたちで提示することが期待されている。この授業においては、「新しい公共性（共に在る）を考える」をテーマとし、課題を通じて様々な議論を展開しつつ、最終的には具体的な提案へと導き出し、建築をより深く考えていく力を身につける。	
	建築設計スタジオⅢ	建築の設計は建築学および住居学、さらには工学全般や広く人文・社会関連の諸学問の知識を総動員し、既に習得している設計製図の技能を駆使して、与えられた設計条件に対する「与条件整理」・「問題の解決」・「創造的提案とデザイン」のプロセスを経て各の設計者の設計コンセプトを具体的な設計案の形で表現するものである。この授業は、海外の大学とのワークショップ形式により、集中授業で行う。異文化からの視点を理解しながら、共同で課題について討議し、デザインしていくプロセスを学び、デザイン力とともにコミュニケーション能力、プレゼンテーションの能力を身につけることを目的する。	
	インターンシップI	建築設計事務所等において、建築実務に十分な経験を有した一級建築士の指導のもと、15日間(120時間以上)の実務実習を行う。その実務実習を通して、実案件の企画、基本設計、実施設計、工事監理などのプロセスなど、建築設計実務の概要を把握し、業務に対する確かなイメージを持つとともに、設計に関わる諸条件とそれを形態化するための手法やプロセスに対する知識・技能を習得する。実習に先立っての事前指導では、実務実習にあたっての心得、設計士の職能および倫理を理解し、実習後の事後指導では、それぞれの実務実習内容について発表、質疑応答を行い、その意義について考察する。	共同 集中
	インターンシップⅡ	「インターンシップⅠ」における学習成果や経験を踏まえ、建築設計事務所等において、建築実務に十分な経験を有した一級建築士の指導のもと、30日間(240時間以上)の実務実習を行う。その実務実習を通して、設計事務所等で行われる各種調査やスケッチ、CGおよびスタディ模型作成、図面作成などの建築設計・工事監理関連の実務にかかわる知識・技能を習得する。実習に先立っての事前指導では、実務実習にあたっての心得、設計士の職能および倫理を理解し、実習後の事後指導では、それぞれの実務実習内容について発表、質疑応答を行い、その意義について考察する。建築プロジェクトを合理的に進行するための法的制約・コスト・構法・施工技術に対する理解を深めると共に、建築計画・設計にかかわる職能を理解し、それに対する倫理感を醸成する。	共同 集中
修士論文・修士制作関連科目	住居・建築計画論演習Ⅰ	住居・建築計画の視点から、自ら課題を発見し、それを解決するための研究能力を身に着けることを目指す。まず、既往の書籍や論文、実践事例等を調査し、現代社会において住居・建築計画に関連する最新の動向を把握する。その上で、自ら研究で追及する研究対象と研究テーマについて設定を行う。その上で、研究計画の立案を行い、具体的な調査手法について検討を行う。一連のプロセスは、他学生・教員に対するプレゼンテーションやディスカッションを通して、精査していく。	
	ユニバーサル環境論演習Ⅰ	住居・建築・都市の計画について、バリアフリー・ユニバーサルデザインといった社会的視点から研究する能力を身につけることを目的とする。具体的には「ユニバーサルデザインと生活環境」という視点からの課題の抽出と体系化を行い、受講者各自でテーマを設定し、関連する文献や既往研究の分析、その分析に基づく調査計画／実験計画の立案、調査データ／実験データの分析手法の学習などを行う。その演習プロセスを通して研究手法を身につける。	
	住居設計論演習Ⅰ	建築を設計する上での手がかりは、どこにあるのかを、建築家による建築作品を通して考える。図面や写真、言説などを通して、その建築作品の背景にある文化的、社会的な諸条件、建築法規、構造的、設備的な要因を理解し、可能なものは現地調査を行う。そのプロセスの中でデザインの手がかりがいかに発見され、発展・展開されているかを分析し、現実的な諸条件を踏まえたデザイン力を養う。事例調査は、国内、海外において宿泊をともなう場合がある。	
	防災・安全性能論演習Ⅰ	建築物の防災を中心とした建築物の安全性能とその設定、品質保証や性能の説明方法について考究し、ディスカッションするための専門的知識を深める。調査・分析・発表に関する演習を中心に行いながら、他者に説明すること、設計および研究への反映ができることを目的としている。具体的なテーマとしては、災害発生状況をデータでとらえ、防災に関する先行研究の目的と到達点を把握し、分析手法を習得することである。このほか防災に関する法体系、行政の施策の理解、支援や救援の手法などについて、文献収集や調査を通じて理解を深める。	
	都市建築史演習Ⅰ	都市と建築を住生活空間であると同時に社会文化の表象として総合的に捉え、都市性と歴史性をキーワードとして受講生自らが具体的な研究テーマを設定、文献調査および実測調査に関する演習を通して、歴史的都市空間・建築空間の分析手法を修得することを目的とする。先行研究および史資料の渉猟にとどまらず、実地調査、GISを用いた地図資料と文献資料の統合、建物の類型化などの分析を通し、時代ごとの都市建築の空間と生活文化の関係を考察する。	
	都市・地域居住論演習Ⅰ	より良い地域居住の実現に向けた国内外の様々な取り組みを知る。そうすることで、国際的な視野と生活者の視点から、都市・地域居住に関わる諸問題を多角的に捉えられるようになることを目指す。そのうえで、現在の都市や地域居住に関する課題についての既往研究の内容を読み取ると同時に、調査・実験の方法についても学ぶ。また、収集したデータの分析手法の習得のために、実際にデータを用いた分析を行う。また都市・地域居住関連プロジェクトを合理的に遂行することのできる技術・知識を身に付けられるようになる。	

修士論文・修士制作関連科目	建築論演習 I	建築とは物理的に存在するだけではなく、人間の知覚によって認識される生態学的な存在でもある。人間の経験の中で、建築やものがどのように位置付けられるかという視点にたった建築論の探求をもとに、建築の実践的な設計につながる演習を行う。実際に建築を体験し、経験者同士による議論を通じ、建築の人への影響について知見を深めていく。各自が着目した人への影響について、ほかの建築事例研究も加え、その真理を探究し、自身の経験から新しい建築理論を構想する。	
	環境・設備システム論演習 I	建築と住居に関わる物理的環境要素、すなわち音、光、空気質、熱、水、これらの環境を調整する各種設備技術に関する基礎知識を踏まえ、関連する既往文献、資料などを基にさらに深い知見を学ぶ。各種環境要素に関連する設計基準、指針などの理解を深め、調査や討論を通じて広い視点からの理解と問題点の分析力を身に着けることを目的とする。さらに、環境・設備システムに関する最新技術や情報を学習し、これらを統合した環境共生システムの技術や考え方を習得する。	
	保存再生論演習 I	現在の環境を形成している都市・建築のデザインについて、その背景にある歴史や文化、そこでの自然環境や、景観といった人々のまなざしや営みに焦点を当てて、各自具体的な研究テーマを設定して、その特質について解明することを試みる。具体的には受講者各自で「歴史的な都市や建築における保存・再生」という視点から課題の抽出と体系化を行い、テーマに応じた史資料や既往研究の調査と分析を行い、その分析に基づく調査計画の立案、調査データの分析手法の学習などを行い、研究手法を身に着ける。	
	構造デザイン論演習I	幅広い構造デザインに関わる様々な課題を自分自身の力で見つけ出し、その課題を解決するための基礎力を身につけることを目標とする。演習では、文献調査、現場調査を行った結果をまとめる能力を身につけるだけではなく、物理的理論の理解、解析技術の理解・実験機材の操作技術を取得するため、調査・実験・ディスカッションを繰り返す。また、繰り返すことにより課題をより明確にする。なお、現代の工学は1人で完結することは無く、多くの技術者の協力を必要とする。分野の異なる技術者、研究者との交流を通し、より実践的な能力を身につける演習とする。	
	住居・建築計画論演習 II	住居・建築計画論演習 I で学習した内容を踏まえ、各自で設定した研究テーマ、研究計画に基づき、修士論文・修士設計のためのフィールドワークに取り組む。フィールドワークは、予備調査－本調査といったステップで進める。特に予備調査－本調査ではフィールドワークを基本とする。研究対象とする地域や建築に赴き、関係者へのインタビュー調査や実測調査などを通して、対象を理解し、新しい住居・建築計画の知見を得て、提案を行う能力を身につける。	
	ユニバーサル環境論演習 II	ユニバーサル環境論演習 I などで学習、検討した各自の研究テーマ、研究計画に基づき、具体的な調査・実験対象や方法を設定し、フィールド調査を行う。また、その調査データの分析を行いユニバーサルデザインの実現方策についての考察、提言を行うことを目標とする。研究テーマの設定と具体的な研究計画や調査・実験対象や方法の検討、また実施した調査・実験の結果の分析・考察についてディスカッションを行い、住居・建築・都市の計画に関わる諸問題をバリアフリー・ユニバーサルデザインといった社会的視点から研究し、社会的提言を行う能力を身につける。	
	住居設計論演習 II	建築は法規や構造、設備などの建築的な制約だけでなく、プログラムによっても決定される。近年は、そのプログラムと建築の関係はより複雑で柔軟になってきている。つまり、建築の種類は、単純にビルディングタイプによって類別されない。そこで、実社会の中の建築事例を通して、それに関わる諸条件・要因を分析し、その中からプログラムとデザインの関連を読み取る。また、使用者によってリデザインされているかも分析し、現実的な諸条件を踏まえたデザイン力、並びにプログラムを創出する力を養う。建築事例の調査は国内、もしくは海外で宿泊をともなう場合がある。	
	防災・安全性能論演習 II	防災・安全性能論演習 I で習得した、基礎知識、分析手法の理解に基づき、各自の研究テーマの設定を行い、研究計画を立案する。その上で具体的な調査・実験計画とその結果の分析手法、考察計画を行うことを目標とする。防災と安全に関する先行論文の分析から得られた知見の把握調査を行い、研究の適切性を確認する。防災・安全に関する研究目的についてのディスカッションを行い、研究精度を高める。また調査対象に対する研究倫理なども扱い、倫理的配慮を適切に行うことの重要性を理解する。	
	都市建築史演習 II	建築のインテリアから都市空間、さらには周辺領域まで、各スケールにおける住環境をシームレスに捉え、履修する学生が自らの社会認識と問題意識から課題を設定する。都市については地理・政治・文化の視点から、建築については構法、計画、意匠の観点から分析・探求するために、資料の収集から分析手法の提案、研究計画の立案を行う。都市構造と都市組織、建築空間の分析を通して、歴史的・文化的コンテクストを踏まえた豊かな生活空間を提案する。	
	都市・地域居住論演習 II	自分の研究テーマに関係する、都市・農山漁村を含めた地域での、取り組みについて、現地での見学等も含めて学ぶ。また、海外のジャーナル等も含めた、関連既往研究から自らの研究の位置づけを把握できるようにする。調査の計画・準備・実施の手順を実践的に学び、得られたデータの整理・分析を行う。研究成果の社会還元（学会での公表、調査地域での発表、施策の提言等）の方法についても、研究対象地の方々の意見を踏まえて、実践的に学ぶ。	
	建築論演習 II	建築論演習Iで、構想した経験からの新しい建築理論に基づき設計提案を行う。具体的には、理論を客観的に説明できる事例や文献調査を行い、その理論を文章および建築ダイアグラムとしてまとめる。そこから新しい建築モデルを創出し、その建築理論と建築モデルが、実際の社会でどのような人への影響をもたらすのか、その関係を考慮し、具体的な設計提案を行う。個別の事例に限らず、人への影響をもたらす建築論および建築モデルの創出と、それを実践する設計の両方をもって成果物とする。	
	環境・設備システム論演習 II	建築と住居の環境及びこれらの環境を調整する各種設備技術に関する知識を踏まえ、環境共生を実現する建築と都市の技術や考え方についてより専門的知識を学ぶ。先行研究をベースに研究課題を設定し、修士論文作成に向けた実験や調査の手法に関する知識や技術を習得する。同時に得られたデータの解析や分析手法も身に着けることを目的とする。調査結果や実測、解析の結果について発表、討論を行い、建築デザイン、計画と環境共生を統合する視点から研究を遂行する能力を身に着ける。	
	保存再生論演習 II	歴史的な都市や建築における保存・再生について、保存再生論演習 I などで学習、検討した各自の研究テーマ、研究計画に基づき、具体的な調査対象や方法を設定し、フィールド調査を行う。また関連既往研究をふまえ、建築史学および文化財保存学における自らの研究の位置づけを把握できるようにする。調査の計画・準備・実施の手順を実践的に学び、得られたデータの整理・分析を、修士論文作成に向けて行う。また、調査の成果をふまえてディスカッションを行い、保存・再生手法について考究し研究の深化を図る。	
	構造デザイン論演習II	構造デザイン論演習 I では、自身が課題とする問題を解決するための能力を身につけることを目標としたが、構造デザイン演習 II では、構造設計実務に活きた課題として、実践的に構造調査、計測調査、強度実験の考察や理論展開を進め、成果を構造設計実務に役立つ情報としてまとめる力を身につけることを目標とする。演習は、引き続き、調査、実験、ディスカッションを繰り返すが、研究計画を立案し、最終的な成果を想定しまとめながら進める。	

修士論文・修士制作関連科目	特別研究	住居・建築・都市に係わる社会的課題を見出し、各研究分野での深い知識と考察の視点に基づき調査、実験の実施とその分析・考察を行い研究論文としてまとめる。修士制作では、修士課程で学んだ理論や建築論を参考に、社会的課題に対する作品提案を行い、それらを適切な方法で表現できるようになることを目標とする。修士論文、修士制作共に社会還元としての提言に結び付けることを意識する。 (1 江尻 憲泰)構造デザインに関わる材料の実験、構造システムの解析、歴史的建造物の調査・解析、事故調査に関わるテーマを設定し研究指導を行う。 (2 片山 伸也)人々の生活と都市／建築の空間との関係について課題を設定し、都市構造、都市組織、建築空間の分析を通して歴史的・文化的コンテクストからそれらの事象を解釈するための研究指導を行う。 (3 是澤 紀子) 建築史学および文化財保存学の視点から、歴史的な都市や建築における保存・再生に関するテーマを設定し、史資料や既往研究、現地における調査・分析、それらに基づく考察ができるような研究を指導する。 (4 佐藤 克志) バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点から住居／建築／都市環境に係わる課題を設定し、その課題解決に向けた調査／実験の実施、結果分析、考察、とりまとめに関する研究指導を行う。 (5 篠原 聡子)人と人、人と環境の関係を調整する装置としての建築の在り方を、文献、フィールドワークを通して探り、それらを拠り所として建築の提案をするための指導を行う。 (6 平田 京子) 建築物の防災・安全性能／住生活と生活環境安全の観点から、建築／住居に関わる課題を設定し、課題解決に向けた調査や実験を実施し、分析・考察を行うことができるよう、研究指導を行う。 (7 細井 昭憲)建築物における快適な環境形成と環境負荷の低減の両立を目指し、主として自然換気やヒートポンプ機器の省エネルギー性能評価をテーマに研究指導を行う。 (8 薬袋 奈美子) 都市計画、地域居住に係る課題を設定し、その課題解決に向けた調査・実験の実施、分析、考察を行を行うことができるよう、研究指導をする。 (9 宮 晶子)個別の事例に限らず、人への影響をもたらす建築論および建築モデルの創出と、それを実践する設計を成果物とできるための指導を行う。 (10 井本 佐保里) 住居・建築計画の視点から住居／建築／都市環境に係わる課題を設定し、その課題解決に向けた調査、実験の実施、結果とりまとめに関する研究指導を行う。	

学校法人日本女子大学　設置認可等に関わる組織の移行表

令和５年度	入学定員	編入学定員	収容定員
日本女子大学			
家政学部			
児童学科	97	―	388
食物学科			
食物学専攻	31	―	124
管理栄養士専攻	50	―	200
住居学科			
居住環境ﾃﾞｻﾞｲﾝ専攻	55	―	220
建築デザイン専攻	37	―	148
被服学科	92	―	368
家政経済学科	85	―	340
文学部			
日本文学科	134	―	536
英文学科	146	―	584
史学科	97	―	388
人間社会学部			
現代社会学科	97	―	388
社会福祉学科	97	―	388
教育学科	97	―	388
心理学科	73	―	292
理学部			
数物情報科学科	92	―	368
化学生命科学科	97	―	388
国際文化学部			
国際文化学科	121	―	484
計	1498	―	5992
日本女子大学通信教育課程			
家政学部			
児童学科	1000	―	4000
食物学科	1000	―	4000
生活芸術学科	1000	―	4000
計	3000	―	12000

令和６年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
日本女子大学				
家政学部				
児童学科	97	―	388	
食物学科				
食物学専攻	31	―	124	
管理栄養士専攻	50	―	200	
	0	―	0	令和６年４月学生募集停止
	0	―	0	令和６年４月学生募集停止
被服学科	92	―	368	
家政経済学科	85	―	340	
文学部				
日本文学科	126	―	504	定員変更（△8）
英文学科	146	―	584	
史学科	97	―	388	
人間社会学部				
現代社会学科	97	―	388	
社会福祉学科	97	―	388	
教育学科	97	―	388	
心理学科	73	―	292	
理学部				
数物情報科学科	92	―	368	
化学生命科学科	97	―	388	
国際文化学部				
国際文化学科	121	―	484	
建築デザイン学部				
建築デザイン学科	100	―	400	学部の設置（届出）
計	1498	―	5992	
日本女子大学通信教育課程				
家政学部				
児童学科	1000	―	4000	
食物学科	1000	―	4000	
	0	―	0	令和６年４月学生募集停止
計	2000	―	8000	定員変更

令和５年度	入学定員	編入学定員	収容定員	令和６年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
日本女子大学大学院				日本女子大学大学院				
家政学研究科				家政学研究科				
児童学専攻(M)	10	—	20	児童学専攻(M)	10	—	20	
食物・栄養学専攻(M)	10	—	20	食物・栄養学専攻(M)	10	—	20	
住居学専攻(M)	10	—	20		0	—	0	令和６年４月学生募集停止
被服学専攻(M)	10	—	20	被服学専攻(M)	10	—	20	
生活経済専攻(M)	8	—	16	生活経済専攻(M)	8	—	16	
人間生活学研究科				人間生活学研究科				
人間発達学専攻(D)	5	—	15	人間発達学専攻(D)	5	—	15	
生活環境学専攻(D)	5	—	15	生活環境学専攻(D)	5	—	15	
文学研究科				文学研究科				
日本文学専攻(M)	10	—	20	日本文学専攻(M)	10	—	20	
英文学専攻(M)	10	—	20	英文学専攻(M)	10	—	20	
史学専攻(M)	6	—	12	史学専攻(M)	6	—	12	
日本文学専攻(D)	3	—	9	日本文学専攻(D)	3	—	9	
英文学専攻(D)	3	—	9	英文学専攻(D)	3	—	9	
史学専攻(D)	3	—	9	史学専攻(D)	3	—	9	
人間社会研究科				人間社会研究科				
社会福祉学専攻(M)	10	—	20	社会福祉学専攻(M)	10	—	20	
教育学専攻(M)	10	—	20	教育学専攻(M)	10	—	20	
現代社会論専攻(M)	10	—	20	現代社会論専攻(M)	10	—	20	
心理学専攻(M)	14	—	28	心理学専攻(M)	14	—	28	
相関文化論専攻(M)	6	—	12	相関文化論専攻(M)	6	—	12	
社会福祉学専攻(D)	3	—	9	社会福祉学専攻(D)	3	—	9	
教育学専攻(D)	3	—	9	教育学専攻(D)	3	—	9	
現代社会論専攻(D)	3	—	9	現代社会論専攻(D)	3	—	9	
心理学専攻(D)	3	—	9	心理学専攻(D)	3	—	9	
相関文化論専攻(D)	3	—	9	相関文化論専攻(D)	3	—	9	
理学研究科				理学研究科				
数理・物性構造科学専攻(M)	10	—	20	数理・物性構造科学専攻(M)	10	—	20	
物質・生物機能科学専攻(M)	10	—	20	物質・生物機能科学専攻(M)	10	—	20	
数理・物性構造科学専攻(D)	3	—	9	数理・物性構造科学専攻(D)	3	—	9	
物質・生物機能科学専攻(D)	3	—	9	物質・生物機能科学専攻(D)	3	—	9	
				建築デザイン研究科				
				建築デザイン専攻(M)	20	—	40	研究科の設置（届出）
計	184	—	408	計	194	—	428	定員変更

日本女子大学大学院　建築デザイン研究科

（修士課程）

設置の趣旨等を記載した書類

令和５（2023）年 6 月

【 目 次 】

第１　設置の趣旨及び必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

１．日本女子大学の沿革
２．建築デザイン研究科建築デザイン専攻修士課程設置等の経緯
３．建築デザイン研究科建築デザイン専攻修士課程設置の趣旨及び必要性
４．養成する人材像、教育上の目的
５．組織として研究対象とする中心的な学問分野

第２　修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か・・９

第３　研究科・専攻等の名称及び学位の名称・・・・・・・・・・・・・・・９

１．研究科・専攻の名称
２．学位の名称

第４　教育課程の編成の考え方及び特色・・・・・・・・・・・・・・・・・10

１．教育課程編成の基本方針
２．教育課程及び科目区分の編成と開講年次の考え方
３．教育課程の特徴
４．教育研究の柱となる領域（分野）

第５　教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件・・・・・・・・15

１．教育方法
２．履修指導の方法
３．研究指導の方法
４．修了要件

第６　修士制作について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

第７　基礎となる学部との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

第８　取得可能な資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

第９ 入学者選抜の概要・・・・・・・・・　・・・・・・・・・・・・・・・25

第１０　教員組織の編成の考え方及び特色・・・・・・・・・・・・・・・・・26
１．教員組織編成の考え方
２．教員組織の特色と教員配置
３．教員組織の年齢構成

第１１　研究の実施についての考え方、体制、取組・・・・・・・・・・・・・27

第１２　施設、設備等の整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第１３　管理運営及び事務組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
１．管理運営体制及び事務組織の概要
２．研究科委員会
３．学内委員会等
４．事務組織

第１４　自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

第１５　認証評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

第１６　情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

第１７　教育内容等の改善のための組織的な研修等・・・・・・・・・・・・・41

第１　設置の趣旨及び必要性

１．日本女子大学の沿革

本学は、我が国で初めての女子の高等教育機関として 1901（明治 34）年に「日本女子大学校」として創設され、1948（昭和 23）年の学制改革により「日本女子大学」と名称を改めて発足した。現在は家政学部、文学部、人間社会学部、理学部、国際文化学部の 5 学部 15 学科に加え、家政学部に通信教育課程を設置している。大学院は 1961（昭和 36）年に、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上進展に寄与することを目的として設置された。現在では家政学研究科、文学研究科、人間生活学研究科、人間社会研究科、理学研究科の 5 研究科 18 専攻を擁し、国内の私立女子大学では有数の総合大学である。

創立者・成瀬仁蔵は、「女子を先ず人として、第二に婦人として、第三に国民として、教育する。この順序を間違えてはならない」と記した。これは、本学における建学の精神であり、性別による差別なく、個性と特性を踏まえて、積極的に社会に関わる女性を育成しようとするもので、現在も本学に受け継がれている。

２．建築デザイン研究科建築デザイン専攻修士課程設置等の経緯

2021（令和３）年に創立 120 周年を迎えるにあたり、本学は「Vision120～創立 120 周年に向けて～」【資料 1】を発表し、「創立者成瀬仁蔵の建学の精神を継承し、発展させるとともに、社会を支え、国際社会をリードする人材を育成するために教育改革を進める」とする方針を示した。

建築デザイン研究科建築デザイン専攻修士課程の開設は、「女性の活躍を支援するキャリア教育」の目的に叶うものである。また、我が国の男女共同参画の現状は、諸外国に比べて立ち遅れていることから、2022（令和 4）年 6 月 3 日、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）」【資料 2】が閣議決定された。例えば、「女子は文系」といった固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込みの解消につながる教育の促進が目的とされている。ここでは理工系や農学系女子学生を対象とした新たな給付型奨学金や授業料等減免の制度が創設された。さらに、女子割合の少ない分野の大学入学者選抜における女子学生枠の確保等に積極的に取り組む大学等に対し、運営費交付金や私学助成による支援強化がうたわれ、科学技術・学術分野における男女共同参画を進めることが、重点的に取り組むべき事項とされている。

こうした背景を踏まえ、本学が 2024 年度に家政と工学の複合分野である建築デザイン学部建築デザイン学科を開設すると同時に、建築デザイン研究科建築デザイン専攻修士課程を開設することは時宜にかなっており、修士課程までの 6 年一貫教育が建築教育における世界水準であることに鑑みれば、我が国においてより高度な知識と専門性を備えた理工系女子を増やすことに大いに資するものと考えている。

また、2022（令和 4）年 6 月 7 日、「経済財政運営と改革の基本方針 2022　新しい資本主義へ（骨太方針 2022)」【資料 3】が経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定された。ここでは［質の高い教育の実現］として、「あらゆる分野の知見を総合的に活用し社会課題への的確な対応を図る『総合知』の創出・活用を目指し、専門性を大事にしつつも、文理横断的な大学入学者選抜や学びへの転換を進め、文系・理系の枠を超えた人材育成を加速する。」ことが示されている。本研究科修士課程では、国内外の生活環境を歴史、地域、芸術、技術、持続可能性、その他社会的課題の潮流などの側面から論理的に考え理解することができ、その知見に基づいて豊かな生活環境を創造性と表現力を持ってデザインすることができる人材を育成することから、我が国における社会の要請に十分に応え得るものといえる。

３．建築デザイン研究科建築デザイン専攻修士課程設置の趣旨及び必要性

（１）日本女子大学における建築教育の沿革

日本女子大学は、1901(明治 34)年、女子に高等教育は有害無益であると考えられていた時代に、日本で最初の女性のための高等教育機関である「日本女子大学校」として設立された。創立者の成瀬仁蔵は、「人として、婦人として、国民としての教育」という教育方針を掲げ、「人間」教育を女子教育の第一においた。日本女子大学校には、家政学部・国文学部・英文学部を設置し、「(家政学は）一家の家政をとるにあたって必要なる綜合科学であるから、その組成分子を総合した時に始めて成り立つ学」とし、家政学部には、当初より、「衣、食、住、女礼、社交など」の科目を設けている。「住教育」も積極的に位置づけ、衣・食とともに、「生活者」の立場からの総合学習を行っていた。加えて、創立者成瀬は、家政学部の使命として、経済の自由を得ること、すなわち女性が職業を持つことを説いていたが、当時の社会意識もあり、職業教育に結び付くまでには至らなかった。それでも、1921（大正 10）年には建築学の田辺順吉 を招き、専門的な建築教育を始め、その後、佐藤功一（建築教育)、今和次郎（形態美学)、佐藤武夫（住居概論・住居設計)、吉阪隆正（住居学・住居計画）など、教育内容を充実させながら、終戦を迎える。

1945（昭和 20）年に「女子教育刷新要綱」が発表され、1948（昭和 23）年に新制日本女子大学が発足した。家政学部生活芸術科に住居学専攻が設置され、本学の住居学教育が本格的にスタートする。1956（昭和 31）年には、本学卒業後 2 年の実務経験で「二級建築士」の受験資格が得られることとなり、女性建築士の活躍が本格化する。生活芸術科の 1 回生には女性建築家の草分け林雅子（女性初の日本建築学会賞、エイボン芸術賞など受賞）、2 回生には小川信子（本学名誉教授、日本建築学会教育大賞受賞）が活躍している。

1962（昭和 37）年には、生活芸術学科から住居学科が分離独立した。工学にかかわるカリキュラムの充実に努め、1966（昭和 41）年には、「一級建築士」において卒業後 3 年間の実務経験で受験資格が得られることとなった。この 1962 年入学の小谷部育子は、本学の建築設計教育を指導する。1996（平成８）年に、他大学の工学部建築学科と同等の教育を行うことで、卒業後 2 年間の実務経験で「一級建築士」の受験資格が得られる建築学コースを設置した。その後、2003 年からは、全ての学生が卒業後 2 年間の実務経験で「一級建築士」の受験資格が得られることとなり、以後、実質的に工学部との同等性を担保している。

1978 年（昭和 62）年には、大学院修士課程を設置し、実務者としては世界的にも著名な建築家である妹島和世、本学学長で建築家の篠原聡子、研究者としては本学教授として活躍する平田京子、民間研究機関で活躍する原わかな、といった人材を輩出してきた。設計者として建築面から社会をけん引する実務者、そして社会の課題解決を解決する研究者が大学院教育を経て実現している。なお 1990（平成２）、年には人間生活学研究科生活環境学専攻博士後期課程を設置し、多くの博士号取得者が誕生し、住居・建築分野の教育・研究者として活躍している。

（２）建築デザイン研究科建築デザイン専攻修士課程設置の趣旨と必要性

今日の日本において、女性が職業を持ち、社会に貢献していく意義は極めて大きい。特に本学の卒業生は、生活する当事者としての見識と高い職業意識を持ち、日々勉学に励んでいる【資料 4】。これまで培ってきた住居を基礎とする住まい手の視点から生活環境を創造する独自の姿勢を大切にし、家政学と工学の複合領域として展開することで、学生それぞれの感受性や発想を生かしながら、自己の専門能力を発揮し、大いに社会に貢献するものと考える。

また、昨今、企業における専門教育を修めた女性の採用意欲も高く、今後の職域の広がりにも期待が持てる。特に建築分野では、修士課程での教育を経て専門的な知見に富む人材が求められており、本学に建築デザイン研究科を開設することは、女性の社会進出に大きな役割を果たす。つまり本研究科修士課程

は、高度の専門的職業人の育成を目指して、専門的な知識・技能を身に付けられる教育課程であると言える。

① 理工系を専攻する女性の増加に資する【資料 5】

日本では、建築分野に留まらず、理工系分野で広く活躍する女性の増加が期待されている。教育未来創造会議の第一次提言（2022 年 5 月）にも、「今後特に重視する人材育成の視点」として、「現在女子学生の割合が特に少ない理工系の 産学官が目指すべき人材育成の大きな絵姿を提示し、中でも、理工などの分野の学問を専攻する女性の増加」が掲げられている。また、経済産業省の調査（平成 30 年）を紹介し、「5 年後技術者が不足すると予想される分野」として、「建築構造、設備」「建築計画、設計、デザイン、住居」が上位にランクされていることを示している。建築分野は、女性の業種としても、今後、一層重要な分野となり、建築デザイン研究科の開設は、これからの人材育成に大きく寄与できると確信している。

② 脱炭素社会の実現を図る人材を供給する【資料 6】

2021 年 10 月に、日本は 2050 年脱炭素を宣言し、2030 年度温室効果ガス 46%排出削減（2013 年度比）を目指している。この実現には、日本のエネルギー消費量の約３割を占める建築物分野における取組が急務である。温室効果ガスの吸収源対策の強化を図る上でも、日本の木材需要の約４割を占める建築物分野におけるきめ細やかな取組が求められている。建築分野では、2025 年度までに、現在省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅および小規模建築物に対しても同基準への適合を義務化するとともに、2030 年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH（Net Zero Energy House）・ZEB(Net Zero Energy Building)基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指すこととしている。

教育未来創造会議の第一次提言においても、「グリーン人材の不足」に対して、「グリーン（脱炭素化など）の成長分野をけん引する高度専門人材の育成」を求めている。本学の卒業生は、従来から、住まい手の立場から、地域の気候風土を理解し、住宅および小規模建築物を得意とし、貴重なグリーン人材として活躍しているが、本研究科では、技術力を持つ高度人材の育成する機関として、この重要なテーマに取り組んでいく。

４．養成する人材像、教育上の目的

建築デザイン研究科建築デザイン専攻修士課程では、住居学および建築学の

視点から住居から都市までの生活環境を総合的に理解し、住生活を包含する豊かな環境をデザインできる専門性の高い人材の養成を目的とする。具体的には国内外の生活環境を歴史、地域、芸術、技術、持続可能性、その他社会的課題の潮流などの側面から論理的に考え理解することができ、その知見に基づいて豊かな生活環境を創造性と表現力を持ってデザインすることができる人材を育成する。そのため、以下の能力を習得することを教育上の目標とし、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を設定している。

DP1：建築デザインに関する高度な専門的知識を有する。

DP2：建築デザインに係る事象を、専門的知識を生かして分析し、研究やデザインとして表現する力を有する。

DP3：建築デザインにかかわる課題に対し、研究やデザインを通して解決策を専門的に提案できる。

これらディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー)および入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)については「第４　教育課程の編成の考え方および特色」および「第９　入学者選抜の概要」で後述するが、その関係については【図１建築デザイン研究科　建築デザイン専攻　AP_CP_DP　関係マトリックス】に示す通りである。

【図 1】建築デザイン研究科建築デザイン専攻　AP_CP_DP 関係マトリックス

<table>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">建築デザイン研究科　ディプロマ・ポリシー</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>DP1：建築デザインに関する高度な専門的知識を有する。</td><td>DP2：建築デザインに係る事象を、専門的知識を生かして分析し、研究やデザインとして表現する力を有する。</td><td>DP3：建築デザインにかかわる課題に対し、研究やデザインを通して解決策を専門的に提案できる。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">建築デザイン研究科　アドミッション・ポリシー</td><td>＜知識・技能＞
AP1：建築に関する基礎知識を有する。</td><td colspan="2">CP1：建築デザインに関する専門的知識習得、思考充実のための講義科目を開講する。</td><td></td></tr>
<tr><td>＜思考力・判断力・表現力等の能力＞
AP2：建築デザインを研究・計画する基礎的方法や技術を習得している。</td><td></td><td>CP2：建築デザインに関する調査・分析の方法やデザイン手法を学ぶため研究科共通科目や各専門分野における演習科目（演習Ⅰ）を開講する。</td><td>CP3：建築デザインを計画・提案する能力を養うため、設計デザインに関する演習科目・実習科目を開講する。</td></tr>
<tr><td>＜主体的に学習に取り組む態度＞
AP3：建築デザインに係る課題を見出し、解決策を提案する意欲、態度を有する。</td><td colspan="2">建築デザイン研究科カリキュラム・ポリシー</td><td>CP4：建築デザインに係る研究を実践する能力、またデザインを計画・提案する能力を養うため、修士論文・修士制作関連の演習科目（演習Ⅱ）を開講する。</td></tr>
</table>

５．組織として研究対象とする中心的な学問分野

建築デザイン研究科建築デザイン専攻修士課程が研究対象とする中心的な学問分野は、人間の根源的営みから導かれた「住居学」とその思想に立脚した「建築学」であり、具体的には、居住環境領域としての「生活系」「計画系」そして建築設計・技術領域としての「建築デザイン系」「歴史系」「構造・構法系」「環境・設備系」となっている。

第２　修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

建築デザイン研究科建築デザイン専攻は、住居・建築・地域・都市の住環境を対象にして、居住者の視点を重視して問題解決のための提案とその提案を実践できる人材の養成を目的としており、修了後は設計事務所、建設会社、建設関連ディベロッパー、コンサルティング企業、住宅メーカー、官公庁、都市再生機構、住宅金融支援機構などで、いわゆる職業人として活動することを主な進路として想定している。

よって、建築デザイン研究科建築デザイン専攻は修士課程までを設置する。

尚、研究活動の継続を希望する学生に対しては、既設の博士課程である人間生活学研究科生活環境学専攻の受験、進学が可能である。

第３　研究科・専攻等の名称及び学位の名称

１．研究科・専攻の名称

【研究科名称】建築デザイン研究科 Graduate school of Architecture and Design
【専攻名称】 建築デザイン専攻 Division of Architecture and Design

研究科名称は、対象とする中心的な学問分野を「建築デザイン」分野とすることから「建築デザイン研究科」とする。また、専攻名称も同様に「建築デザイン専攻」とする。

研究科・専攻の英語名称については、本学の基本ルール、および国際的な通用性を考慮し、「建築デザイン研究科」は Graduate school of Architecture and Design、「建築デザイン専攻」は Division of Architecture and Design とする。

２．学位の名称

【建築デザイン専攻の学位名称】 修士（建築デザイン） Master of Architecture and Design

学位の名称は、組織として研究対象とする学問分野をより具体的に反映させるために、専攻の名称と連動させ、「修士（建築デザイン）」、英語名称は Master of Architecture and Design とする。

第４　教育課程の編成の考え方及び特色

１．教育課程編成の基本方針

建築デザイン研究科建築デザイン専攻修士課程では、「新時代の大学院教育－ 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－(答申)」(平成 17 年中央教育審議会)で指摘されているように、指導教員等による専門分野の専門的知識を身に付けながら、自立した研究者・技術者となるための力を磨く演習授業を踏まえた上で修士論文・修士制作という学びの体系を提供することで、グローバルに活躍する専門家の育成を行う。

なお、これらの科目は以下の研究科・専攻のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を修了時に達成できるよう、以下の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき編成されている。(【図 1】建築デザイン研究科建築デザイン専攻　AP_CP_DP 関係マトリックス参照)

CP1: 建築デザインに関する専門的知識習得、思考充実のための講義科目を開講する。

CP2:建築デザインに関する調査・分析の方法やデザイン手法を学ぶため研究科共通科目や各専門分野における演習科目（演習Ⅰ）を開講する。

CP3:建築デザインを計画・提案する能力を養うため、設計デザインに関する演習科目・実習科目を開講する。

CP4 : 建築デザインに係る研究を実践する能力、またデザインを計画・提案する能力を養うため、修士論文・修士制作関連の演習科目（演習Ⅱ）を開講する。

【図 2】カリキュラム系統図

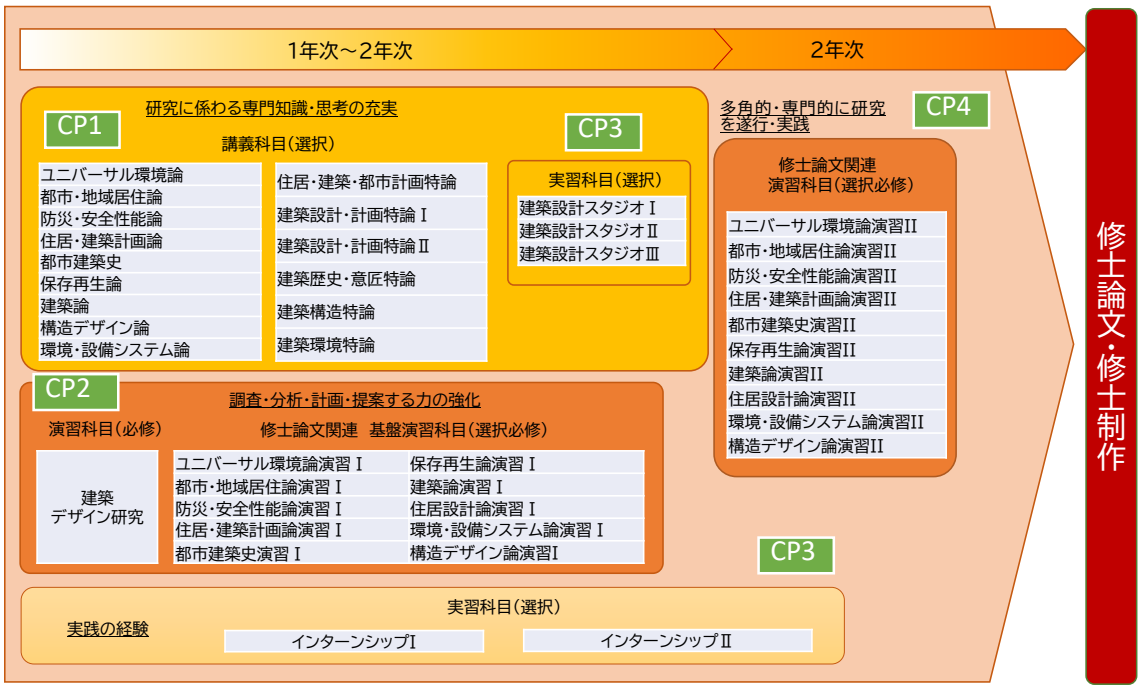

2．教育課程及び科目区分の編成と開講年次の考え方

（1）教育課程及び科目区分の編成

建築デザイン研究科建築デザイン専攻修士課程の教育課程はカリキュラム・ポリシーに基づき、大きく 4 つの科目群で構成される。

第一の科目群は、学部課程で学んだ建築デザインの基礎的な内容を、各人の関心に基づく専門知識や思考を充実させるための講義科目で構成される（CP1）。

第二の科目群は建築デザインを計画・提案する能力を養うために開講される建築設計スタジオやインターンシップなどの演習・実習科目である（CP3）。

修了要件を満足するため、第一および第二の科目群から 9 科目以上履修することが必要で（表 4 修了要件単位数 参照）、特別研究（修士論文・修士制作）に取り組む際に、各自の専門分野だけでなく、建築デザインの研究基盤としての専門的な知識を身に付ける教育プログラムである。

第三の科目群は、研究を計画・提案する力を強化するために開講する必修・選択必修科目である。具体的には研究科共通科目（必修）、修士論文・修士制作関連科目群の中の演習Ⅰ科目（選択必修）で構成される（CP2）。

また、第四の科目群は、建築デザインに係る研究を多角的・専門的に実践する能力、またデザインを計画・提案する能力を養うために開講する修士論文関連演習科目群の演習Ⅱ科目（選択必修）（CP4）が該当する。

第三、第四の科目群に位置づけられている修士論文関連演習科目は特別研究（修士論文・修士制作）の指導教員のもとで、高度の専門的職業人として培うべき建築デザインに関する研究・制作の方法論等を修得することが目的となっており、これらの学びの枠組みがあることで、本課程の学びの大成である特別研究（修士論文・修士制作）に取り組むことができる。

（２）科目区分と開講年次の考え方

第一の科目群（専門知識・思考の充実ための講義科目群)、および第二の科目群（建築設計スタジオやインターンシップなどの演習・実習科目群）は、全ての科目が一年次から履修可能な科目として開講される。一年次から二年次前期までででこれらの科目を履修することで学びの裾野を広げる。尚、演習・実習科目である建築設計スタジオは建築設計の演習を通して今日的課題の解決策の提案を行う科目であり、インターンシップは社会経験を積みながら建築デザインを学ぶ機会を提供する科目で、その実施時期は授業科目履修に支障ないように、夏期、春期休暇期間中を原則とするなど、時期と期間を設定している。

第三、第四の科目群である修士論文・修士制作関連の演習科目群は、１年次に必修科目「建築デザイン研究」、および選択必修科目として各研究室の指導教員による修士論文・修士制作関連の基盤演習科目（演習Ⅰ）と、２年次に選択必修科目として修士論文・修士制作関連科目（演習Ⅱ）を履修する。

2 年間の修士論文・修士制作関連科目の履修を通して、建築デザインに係る事象について専門的知識を生かして分析し表現する力（DP2)、建築デザインにかかわる課題の解決に向けた研究やデザインの提案力（DP3）を養う。

（３）科目区分と授業、単位数

① 研究科共通科目（必修）1 科目 2 単位

・建築デザイン研究

②講義科目（選択）15 科目 30 単位

主要な専門分野の知識を修得する科目として以下を開講する。

・住居・建築計画論（2 単位）
・ユニバーサル環境論（2 単位）
・防災･安全性能論（2 単位）
・保存再生論（2 単位）
・都市・地域居住論（2 単位）
・建築論（2 単位）
・環境・設備システム論（2 単位）
・都市建築史（2 単位）

・構造デザイン論（2 単位）
・建築設計・計画特論Ⅰ（2 単位）
・建築設計・計画特論Ⅱ（2 単位）
・住居・建築・都市計画特論（2 単位）
・建築歴史・意匠特論（2 単位）
・建築構造特論（2 単位）
・建築環境特論（2 単位）

③演習・実習科目（選択）5 科目 20 単位

建築設計スタジオⅠ～Ⅲでは、設計系の専門職能を高め、また修士制作に取り組むための技能の育成を行う。インターンシップⅠ～Ⅱは一級建築士登録のために必要となる実務経験としての課程認定のために開講される科目で、学外での実習により、専門的職業に就くための学びの場となっている。

・建築設計スタジオⅠ（2 単位）
・建築設計スタジオⅡ（2 単位）
・建築設計スタジオⅢ（4 単位）
・インターンシップⅠ（4 単位）
・インターンシップⅡ（8 単位）

④修士論文・修士制作関連科目（選択必修）　20 科目　60 単位

指導教員のもとで、高度の専門的職業人として培うべき建築デザインに関する研究・制作の方法論等を修得する

＜1 年次＞
・住居・建築計画論演習Ⅰ（2 単位）
・ユニバーサル環境論演習Ⅰ（2 単位）
・住居設計論演習Ⅰ（2 単位）
・防災･安全性能論演習Ⅰ（2 単位）
・都市建築史演習Ⅰ（2 単位）
・都市・地域居住論演習Ⅰ（2 単位）
・建築論演習Ⅰ（2 単位）
・環境・設備システム論演習Ⅰ（2 単位）
・保存再生論演習Ⅰ（2 単位）
・構造デザイン論演習Ⅰ（2 単位）

＜2 年次＞
・住居・建築計画論演習Ⅱ（4 単位）
・ユニバーサル環境論演習Ⅱ（4 単位）
・住居設計論演習Ⅱ（4 単位）
・防災･安全性能論演習Ⅱ（4 単位）

・都市建築史演習Ⅱ（4 単位）
・都市・地域居住論演習Ⅱ（4 単位）
・建築論演習Ⅱ（4 単位）
・環境・設備システム論演習Ⅱ（4 単位）
・保存再生論演習Ⅱ（4 単位）
・構造デザイン論演習Ⅱ（4 単位）

⑤修士論文・修士制作関連科目（必修）

指導教員による指導を受けながら、修士論文または修士制作をまとめる。

・特別研究（10 単位）

３．教育課程の特徴

（１）建築デザインにかかわる専門講義科目の提供

建築デザインを学ぶための講義科目を提供しており、人文、理工、芸術の分野から総合的に建築デザインの本質を考える。例えば「ユニバーサル環境論」では、これからの社会に欠かせないユニバーサルデザインの理論の理解を深め、実践的な研究・分析を行う力をつける。「都市・地域居住論」では、生活の視点から都市や農村空間を考えるための様々な理論を学び、現代社会における課題を都市空間について学ぶ。

（２） デザイン・設計教育の充実

専任教員に加え、建築家（非常勤講師）による設計指導を受けることができる。例えば、「設計スタジオ I」では、建築と環境の関係性を追求する等のテーマに基づき、世界的に活躍する建築家から指導を受けながら設計力を高めることができる。「設計スタジオ III」では、日本に限らず海外の敷地を設定した演習を行い、グローバルな視野を育成する。

（３） 高い専門性を有する人材の育成

学部で学んだ建築デザインをさらに専門的に深める科目群が用意されている。建築史の知識をベースにして行われる「保存再生論」、構造力学や構法等での学びを活用する「構造デザイン論」等により専門性を深める。

４．教育研究の柱となる領域（分野）

建築デザイン研究科建築デザイン専攻修士課程では、居住環境領域と建築設計・技術領域を教育研究の柱としており、それぞれ領域に以下の専門分野の系を

設定している。

＜居住環境領域＞
① 生活系：居住者の視点での建築計画、都市計画の研究を行う。住居計画、ユニバーサルデザイン、まちづくり、といった視点が盛り込まれた学びのある講義科目を受講した上で、調査・分析方法を演習授業で学び、研究を行う力を培い、住居・建築・都市づくりに寄与できる人材を育成する。
② 計画系：建築デザインを行うための計画学を専門的に学ぶ講義科目が置かれ、学生の建築・都市計画の専門的知識を深める。
＜建築設計・技術領域＞
③ 建築デザイン系：設計デザインの演習授業により、設計力を向上し、社会で活躍する建築家を育成する。
④ 歴史系：住居や建築の歴史についての深い理解とともに、保存・再生についての知識を身に付ける講義科目を受講した上で、調査・分析方法を演習授業で学び、研究を行う力を培い、歴史・意匠の研究者、建築物の保存・再生に取り組む人材を養成する。
⑤ 構造・構法系：住居や建築の構造・構造デザインについての学びを講義科目で深め、その分野の実験・分析方法を演習授業で学び、構造・構造デザインの研究を行う力を培う。構造設計、構造デザイン研究者、実務者として活躍する人材を養成する。
⑥ 環境・設備系：住居や建築物の室内環境や、設備についての学びを深め、居住者の視点に立った建築環境の在り方について、講義科目で学んだ上で、実験・分析方法を演習授業で学び、研究を行う力を培う。設備設計、設備環境の専門家として活躍できる人材を養成する。

第５　教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

１．教育方法

（１）教育方法、定員数、配当年次

本研究科修士課程は、1 年間 2 学期制であり、1 回の講義・演習を 100 分、14 回の講義・演習、および予習、復習の学修時間をもって 2 単位とする。

授業科目は、講義科目、演習科目および実習科目からなる。講義科目については講義形式だけでなく、ディスカッションに基づいた理論や実践知の修得を目的にしている。演習科目については設計等の実技、および PBL（プロジェクト・

ベースド・ラーニング）やアクティブ・ラーニングによる実践力の養成を目的とし、実習科目については建築デザインの実践に資する知見を体験・実践を通して修得する。実務・現場見学や学外実習も行い、十分な経験を積むことを目的にしている。特に研究科共通必修科目として「建築デザイン研究」を置き、全員が建築デザインに関する研究・実践に関する基礎的な知識と技能を 1 年次のうちに習得する。

国際性にも配慮し、英語で行う講義「建築設計・計画特論Ⅰ～Ⅱ」を配置する。学問・研究のみならず、実務分野にも知識をもち、技能を育てるため、実習科目には、実務面に十分な経験を有した講師を充てる。

収容定員数は各学年 20 名であり、各科目の履修者は多くて 10～15 名程度であることから、学生の理解度に応じた少人数制教育がすべての科目において可能である。

配当年次は、特別研究の指導教員による修士論文・修士制作関連の演習科目（演習Ⅱ）以外はすべて 1 年次から履修可能となっている。2 年次には教員による研究指導の演習授業（修士論文・修士制作関連科目の演習Ⅱ）が主となる。

尚、科目数は限られるが大学学部からの内部進学者には先取り履修も可能としており、余裕をもった履修のもと、研究活動・実習に十分な時間数を確保できるようにしている。

（2）教育方法の特色

本研究科修士課程の教育方法の特色は、以下の通りである。

・建築デザインの実務を実践的に習得する科目群の設置とインターンシップによる実務実習

各講義科目では、実社会の状況を踏まえた課題やその解決方法等も含めた内容の学習が行われ、高度な専門的職業人に求められる知識を習得できる科目構成となっている。生活系、計画系、建築デザイン系、歴史系、構造・構法系、環境・設備系の領域を広くカバーしている。

また、一級建築士（国家資格）の登録には実務経験が必要であるが、それに代わる教育課程として、主に夏期休暇などに行うインターンシップ科目を用意している。建築デザインの現場（建築設計事務所、建築専門コンサルタント等）における実務実習を通して、建築設計実務の概要を把握し、業務に対する確かなイメージを持つとともに、設計に関わる諸条件とそれを形態化するための手法やプロセスに対する知見を得ることを目的としている。そのインターンシップ科目は 2 種類あり、2 単位科目の「インターンシップⅠ」では 15 日間(120 時間以上)、4 単位科目の「インターンシップⅡ」では 30 日間(240 時間以上）の実務実習を行う。尚、その実習成果を効果的なものとするために、倫理指導などを含

めた事前指導とインターンシップ終了後には学習成果報告会を通した事後指導を行う。

・社会問題解決を図るためのプロジェクト型学習

調査・分析・計画・提案する力を強化する修士論文・修士制作関連科目群では、現代社会における社会問題の解決のために、具体的事例についてその課題を発見し、データを基に論理的・客観的に分析し、その解決方法を導き出すこと、戦略的に計画を立て、自らの提案を客観的に評価する能力を育成する必要がある。そのため、ワークショップ、ファシリテーション、ケーススタディー、学外プロジェクトへの参画、学外実習を導入した科目を配置している。

・調査・分析・計画・提案する力を強化する科目群では、広くステイクホルダーおよび社会に解決策や主張を効果的に伝達する能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を養成するため、講義科目、演習・実習科目を問わず、提案内容の説明伝達力およびプレゼンテーションを重視し、各授業で指導している。特にコミュニケーション能力についても授業内で育成されるような課題を設定している。

・対面教育を前提とする科目構成

本研究科修士課程では対面形式の講義・演習を全授業で原則としており、対面での学生同士の主体的な学習、参加態度を育成している。

・実務家教員による実務と研究の両方を履修できる科目構成

本専攻の教員には実務家教員も複数おり、研究だけでなく、各科目において実務に近い学問領域を指導している。学生も建築関連の現場や自治体などの建築行政を学ぶことが可能となっている。

（３）留学生の入学、履修指導、生活指導

各学年 1 名程度の留学生の入学を想定し、既設の家政学研究科住居学専攻では留学生を対象とした入試問題を出題して来た。建築デザイン研究科においてもその方針を継承する。

履修指導、生活指導については指導教員が指導するほか、留学生に対するチューター制度があり、在学生からのアドバイスをきめ細かく受けることができる。

また、学生が研究活動等により海外にいる際には、オンラインでのゼミを実施するなど、指導が途切れないようにしている。

２．履修指導の方法

（１）スケジュール

入学当初にガイダンスを実施し、履修計画、履修モデル、インターンシップ等の教育内容を説明する。履修モデルを参考に、指導教員が適宜学生と面談し、修了後の進路も視野に修士研究・修士制作の計画・方法を含む履修指導を行う（【図3】入学から修了までのスケジュール）。

【図 3】　入学から修了までのスケジュール

年次	内容	研究指導概要
1 年次		
4 月 4 月～ 夏期 9 月 10 月 2 月 春期	オリエンテーション、ガイダンス 履修登録 研究テーマ・内容の検討 随時、研究の進捗状況を指導教員に報告する 学会等への参加を奨励する 学会への参加・発表を行う（希望者） インターンシップに参加する（希望者） 大学院紀要の執筆（希望者） 履修登録変更 2 年生が行う修士論文・修士制作経過報告会を準備し、聴講する 2 年生の修士論文・修士制作の口頭試問を聴講し、研究や論文の作成方法を習得する。 インターンシップに参加する（希望者）	研究の進捗状況等の報告を随時受け研究指導を行う
2 年次		
4 月 4 月～ 5 月	オリエンテーション、ガイダンス 履修登録 指導教員に対して研究指導の進捗状況を報告し、研究指導を受ける 学会への参加・発表を行う（希望者） 修士論文・修士制作仮題票を提出	 研究・制作の進捗状況等の報告を随時受け研究・執筆・制作過程の指導を行う 仮題票・作成計画書にある研究目的等に対して、問題点等を指摘および指導する

10 月	履修登録変更 修士論文・修士制作経過報告会	経過報告会で問題等を指摘する 経過報告会で指摘された問題点等を踏まえて研究を深化させる
11 月	修士論文・修士制作の内容・体裁に関する手引き書の配布	
12 月	主査 1 名・副査 2 名の決定	
1 月	修士論文・修士制作の提出	
2 月	発表審査会において発表、口頭試問を受ける 主査･副査からの指摘を反映した修正論文の提出 合否の決定	発表審査会で指摘された問題点等を踏まえた研究指導 修士論文･制作を審査する
3 月	学位記授与	

（2）履修モデル

建築計画・設計にかかわる講義、演習・実習科目をより多く履修することで将来「建築企画・設計」等の分野で就業することを目指す学生向けの履修モデルを表 1 に示す。講義で専門知識を深めるだけでなく、インターンシップで現場での研修を行うこともある学習モデルである。修了後は、建築設計に携わる設計事務所、建設会社、建築関連コンサルタントになる学生の標準的な履修形態である。

続いて、まちづくりや都市整備に携わることを目指す学生向けの履修モデルを表 2 に示す。修士課程で培う調査・分析力も活用しながら街の将来像を提案する仕事に従事する行政職員、都市開発系のコンサルタントやディベロッパーを目指す学生向けモデルである。都市計画関連の科目である都市・地域居住論や、住居・建築・都市計画特論に加えて、建築計画にかかわる住居・建築計画論やユニバーサル環境論等を履修する。

持続可能な社会、環境共生社会の模索が、建築分野でも求められる中で、木質系構造物の活用や環境共生技術の専門的教育を実践していることも本専攻の特色である。設備設計や関連分野の研究開発等に携わる専門家を目指す学生向けの履修モデルを表 3 に示す。

表１　建築企画・設計等の分野を履修するモデル

	必／選択	1年次		2年次	
研究科共通科目	必修	建築デザイン基礎	2		
講義科目	選択	建築論	2		
		建築設計・計画特論Ⅰ	2		
		建築設計・計画特論Ⅱ	2		
		保存再生論	2		
		構造デザイン論	2		
演習・実習科目	選択	建築設計スタジオⅠ	2	建築設計スタジオⅡ	2
		インターンシップⅠ	4		
修士論文・修士制作関連科目	選択必修	住居設計論演習Ⅰ	2	住居設計論演習Ⅱ	4
	必修			特別研究	10
				必修計	12
				選択（選択必修を含む）	24
				合計単位	36

表２　まちづくりや都市整備等の分野を履修するモデル

	必／選択	1年次		2年次	
研究科共通科目	必修	建築デザイン基礎	2		
講義科目	選択	住居・建築計画論	2		
		ユニバーサル環境論	2		
		都市・地域居住論	2		
		住居・建築・都市計画特論	2		
		保存再生論	2		
		防災･安全性能論	2		
		環境・設備システム論	2		
		都市建築史	2		
演習・実習科目	選択	建築設計スタジオⅠ	2		
修士論文・修士制作関連科目	選択必修	都市・地域居住論演習Ⅰ	2	都市・地域居住論演習Ⅱ	4
	必修			特別研究	10
				必修計	12
				選択（選択必修を含む）	24
				合計単位	36

表３　構造、環境設備系分野を履修するモデル

		1年次		2年次	
	必／選択	前期		前期	
研究科共通科目	必修	建築デザイン基礎	2		
講義科目	選択	住居・建築計画論	2	建築設計・計画特論Ⅰ	2
		住居・建築・都市計画特論	2		
		都市建築史	2		
		環境・設備システム論	2		
		構造デザイン論	2		
		防災･安全性能論	2		
		建築構造特論	2		
		建築環境特論	2		
演習・実習科目	選択				
修士論文・修士制作関連科目	選択必修	環境・設備システム論演習Ⅰ	2	環境・設備システム論演習Ⅱ	4
	必修			特別研究	10
				必修計	12
				選択（選択必修を含む）	24
				合計単位	36

３．研究指導の方法

（１）研究指導の開始と研究実践

本学大学院においては、入学試験時に各自の研究分野・テーマに応じた指導教員を明示して受験することになっており、入学試験時には研究科（専攻）に所属する教員全員による面接を受ける。志願者は試験前に指導教員と研究分野・テーマを相談した上での受験となり、入学した場合は 4 月から、学生の意向に基づく研究分野・テーマについての研究指導を受けることができる。

本研究科修士課程では、選択必修である「修士論文・修士制作関連科目」の履修を通して、学生全員が指導教員の個別指導・集団指導を受けながら、1 年次から各自が設定した分野・テーマに関わる文献、先行研究その他の資料の収集、調査、分析等の研究活動を開始する。また、現場・地域・社会における実践的プロジェクト等に参加・参画し、研究・実践活動を行いながら、調査に必要な準備・調査・結果の分析など、研究の基礎的スキルを習得する。

また、研究科（専攻）全体での研究・制作活動の状況を把握し、プレゼンテーション手法を進展させるために、2 年次学生の修士論文・修士制作経過報告会を聴講する。

2 年次においては、上述の修士論文・修士制作経過報告会（10 月）において中間発表を行い、全教員による指導を受ける。このような場を設けることで研究室の枠を超えた指導を受ける体制を確保している。学生はここでの指摘を反映して修士論文・修士制作を完成させる。

11 月までには研究科（専攻）全体で研究の質に関するレベルを統一することを目的として、修士論文・修士制作の内容・体裁に関する詳細な手引きを 2 年次学生全員に配布し、指導教員から論文作成等の注意事項、完成度を上げる指導を行う。

（２）学位論文審査体制

修士論文、梗概の提出期限は２年次の１月とする。

提出された修士論文・修士制作は、研究科（専攻）の教員による主査 1 名・副査 2 名で査読・審査を行う。

また、最終試験として修士論文発表審査会を 2 月中旬に開催し、学位論文（修士論文）に関する口頭発表と質疑を行い、関連する専門分野の知識とその理解について確認する。また、それを関連分野の計画実践につなげるための論理的説明力、デザイン力についても評価する。

学位論文（修士論文）の合否は、その厳格性、および透明性を確保するため、主査および副査による評価を踏まえ、全教員からなる研究科会議で審議する。合否の判定に際しては、本研究科の学位授与方針に基づき、建築デザインの専門的知識を有し、それを生かして建築デザインに係る課題を分析し、研究やデザインとして表現する力、計画・提案する力が身に付いたのかを判定する。

最終的にはこの判定を踏まえて、研究科委員会で審議し決定する。

（３）学位論文審査基準

建築デザイン領域に関わる理論と応用についての学識をもって研究を行い、専門領域を深く学習した結果、その学問領域に、または高度の専門性を要する職業等に貢献できるような論文であることが基準となる。学位論文の審査は、次の点に留意して行う。

○修士論文・修士制作の審査

1. 自らの問題意識・自主性に基づいた学問的・社会的意義のあるテーマ
2. 研究内容／提案内容の独創性
3. 先行研究の適切な調査と整理
4. 研究方法の適切性
5. 論旨の論理性と一貫性

6. 形式的要件
7. 研究倫理の遵守

尚、学位論文の審査等については、全ての大学院生に入学時に配布される「大学院要覧」において、上記のスケジュール、論文の審査体制、審査基準が記載され、またホームページでも常時公開されている。

（4）研究実施にかかわる倫理審査と体制

本学における全ての研究の最高管理責任者は学長であり、研究倫理の保持および研究費の運営 ・管理が適正に行われるよう、行動規範等の規程を整備し、体制の整備を行っている。

研究活動を行うすべての者が遵守すべきものとして「日本女子大学研究活動行動規範」【資料 7】を定めている。また、「日本女子大学研究活動における不正行為への対応に関する規則」【資料 8】を定め、この規則の下、研究行動規範委員会を設置し、行動規範に係る諸問題に関する相談・告発窓口を設置し対応を行っている。研究および論文作成にあたっては、日本女子大学に定められる行動規範・規則を大学院生にも準用し、指導教員の指導のもと、十分な倫理的な配慮を行うようにしている。

４．修了要件

2 年以上在学し、必修科目 12 単位、修士論文・修士制作関連科目から指導教員の担当する演習科目ⅠおよびⅡ合計 6 単位を含めて選択科目 24 単位、合計 36 単位以上修得すること、また、必要な研究指導を受けた上、修士論文または修士制作を提出し、審査および最終試験に合格することを修了要件としている（表 4）。

表 4　修了要件単位数

	必修	選択		計
		選択必修	選択	
研究科共通科目	2	－	－	2
講義科目	－	－	18	18
演習・実習科目				
修士論文・修士制作関連科目	－	6	－	6
特別研究	10	－	－	10
計	12	6	18	36

第６　修士制作について

修士制作は、建築設計・技術領域・建築デザイン系の修士課程の集大成として、自らのテーマを設定し、研究・調査から建築設計に対する論をたて、それをもとに建築設計を行いプレゼンテーションするものである。また卒業設計とは異なり、設計の成果物のパフォーマンスのみではなく、それを導く論理展開ができていること、建築設計の歴史との関係が位置付けられていることが求められる。さらに、それが新しい設計原理を見出し、実際の建築提案まで至っているかも重要である。つまり、思考力と設計力の双方とその統合力が求められる。これにより、修士課程終了後、建築家として自律的に行動し、活躍する上で必要となる自らの設計の基盤を形成する。

第７　基礎となる学部との関係

基礎となる学部との関係を図 4 に示す。基礎となる学部は、2024 年度に同時に開設する建築デザイン学部であり、建築デザイン学部の研究分野・領域の生活系、計画系が居住環境領域として、建築デザイン系、歴史系、構造・構法系、環境・設備系が建築設計・技術領域として、学びの連続性を確保する。

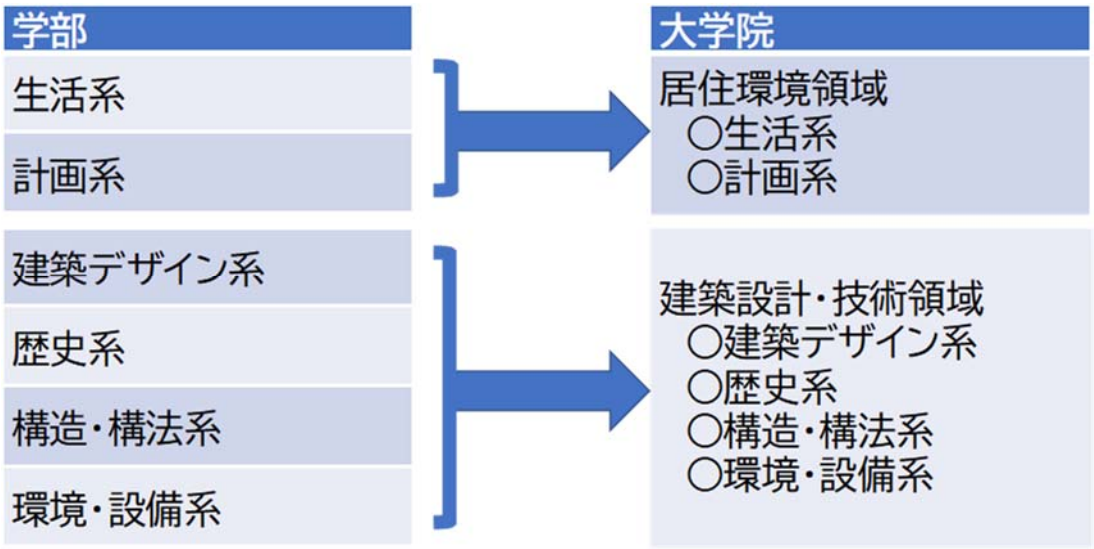

【図 4】　基礎となる学部との関係

第８　取得可能な資格

所定科目、所定単位を履修することにより、一級建築士（国家資格）の試験合格後の免許登録に必要な実務経験（1 年／2 年）の資格が取得可能となる。

第９　入学者選抜の概要

（１）アドミッション・ポリシー

建築デザイン研究科建築デザイン専攻では以下のとおりアドミッション・ポリシーを設定している。

＜知識・技能＞

AP1：建築に関する基礎知識を有する。

＜思考力・判断力・表現力等の能力＞

AP2：建築デザインを研究・計画する基礎的方法や技術を習得している。

＜主体的に学習に取り組む態度＞

AP3：建築デザインに係る課題を見出し、解決策を提案する意欲、態度を有する。

（２）選抜方法と募集人員

入学者の選抜方法については、出願書類等の資料、学力検査並びに口述試験により、アドミッション・ポリシーに示した入学志願者の能力等を総合的に判定する。出願書類等では、指定様式の履歴書、志望理由書並びに英語外部試験のスコアを証明する書類等の提出を求める。また、学力検査では「建築学一般」及び以下の科目より志望分野を含む 3 科目を選択し、解答する。

- 「建築構造学（力学を含む）」
- 「建築環境学（設備を含む）」
- 「日本建築史」
- 「福祉環境」
- 「建築計画・地域施設計画」
- 「建築設計学」
- 「建築防災・安全」
- 「建築理論」
- 「都市計画」
- 「西洋建築史・都市史」

募集人員は20名とする。出願に先立ち、希望する指導教員に事前連絡し出願の意思を伝えた上で、希望する指導教員の氏名を履歴書に記入する。選抜は8月又は9月に行い、入学定員に余裕があれば2月に2次募集を行う。2次募集は、8月又は9月に実施する選抜と同様に行う。

留学生については募集人員20名に含めて募集する。選抜方法は学力検査、口述試験並びに出願書類等の資料によるが、日本語の能力について日本国際教育支援協会（旧日本国際教育協会）が実施する「日本語能力試験」の１級又はレベルＮ１の認定結果及び成績に関する証明書、もしくは日本語学校等で発行された出席状況や「読む・書く・話す・聞く」能力の進度（能力）が項目別に記載された日本語能力証明書の提出を義務付け、確認する。

（３）入学者選抜の実施体制

学長のもとに大学院入学試験協議会を置き、入学者選抜の全学的な方針の策定、入学試験の全般的な実務の調整及び実施にあたっている。

合格者の決定については、研究科委員会（2025 年度入試については基礎となる住居学専攻が置かれている家政学研究科委員会）の議を経て、学長が決定する。

学力検査の問題作成については、専攻主任（2025 年度入試については基礎となる専攻の住居学専攻主任）が出題責任者となり出題者等を選定し、予め定められた手順に則り業務を行うことによりミスの防止に努める。

第１０　教員組織の編成の考え方及び特色

１．教員組織編成の考え方

建築デザイン研究科建築デザイン専攻修士課程の教員組織は、教育課程の方針から主要な分野の授業科目内容、授業科目数や単位数に応じ、各科目の教育内容に関して教育上、研究上そして実務上の優れた知識、能力および実績や資格を有する専任教員を配置している。住居学（家政学）および建築学（工学）の視点から住生活を包含する豊かな環境をデザインできる人材の育成に必要な専門家が揃っている。具体的には、住居学（家政学）に基づく居住環境領域の生活系、計画系、そして建築学（工学）に基づく建築設計・技術領域の建築デザイン系、歴史系、構造・構法系、環境・設備系に関する各分野に対応するため多彩な専門家で教員組織を編成している。

２．教員組織の特色と教員配置

専任教員の配置計画は、既設の家政学研究科住居学専攻から９人（教授９人）が移動し、１名の准教授は 2024 年４月に着任する。

10 人の専任教員を配置することで、教育や研究水準の向上や活性化、工学分野の強化、時代の変化に対応可能な教員組織としている。なお、設計分野における高度専門職業人を養成するために設計実務経験の豊富な専任教員も配している。

本研究科修士課程は、家政学と工学の両分野を融合した教育・研究を行う。学問分野は、家政学の「住居学」と工学の「建築学」であり、住居学（家政学）に基づく居住環境領域には生活、計画、そして建築学(工学)に基づく建築設計･技術領域には建築デザイン、歴史、構造・構法、環境・設備を専門とする専任教員が、それぞれの専門分野の教育・研究を担う。居住環境領域を担う教員と建築設計・技術領域を担う教員がいることによって、各研究分野を横断しつつ、広範な分野を包含する建築デザイン研究科建築デザイン専攻としての研究活動ができる体制となっている。

３．　教員組織の年齢構成

年齢構成としては、完成年度の令和８年３月 31 年時点で、40 代１人、50 代４人、60 代５人となる。

第１１　研究の実施についての考え方、体制、取組

本学は４つの科学系統（人間生活科学系・人文科学系・社会科学系・自然科学系)を持つ総合大学として研究活動を展開している。文理融合の研究の推進により新たな研究分野を創成し、学術資源の発信と研究拠点としての機能強化を図ることを推進している。また、女子高等教育機関として、地域社会と連携して研究を推進し、その研究成果を社会に還元すべく体制を整えている。

研究環境・研究支援体制の整備としては、近年、公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき、コンプライアンス教育及び公的研究費の適正執行のための管理体制を強化している。また、国内外の産学官連携研究活動等に関する利益相反を適切に管理する体制を整備した。

建学の精神に基づき日本女子大学固有の研究の推進を図るとともに、日本女子大学を拠点とする学際的共同研究・調査を推進し、大学院、学部、附属校・園

の研究および教育の充実、発展に寄与することを目的として設置された総合研究所では、研究課題を公募し、学部・附属校園横断的な構成員による研究が推進されている。学内の若手教員には、研究テーマにより研究奨励金を授与している。

また、研究・教育活動における一層の充実をはかり、対外的競争力をもつけるための重点的な資金援助をする特別重点化資金制度を設け、対外的競争力や外部的資金導入につながる研究・教育プロジェクトへの支援、研究・教育の充実につながる機器・備品の購入、研究成果を出版するための支援、学内活性化につながる研究・教育の補助等を対象として資金を配分している。

第１２　施設、設備の整備計画

（１）校地、運動場の整備計画

建築デザイン研究科が設置される目白キャンパスは、東京都文京区目白台にある校地面積 46,167.91 ㎡（内運動場用地 3,900 ㎡）を有する都市型キャンパスである。キャンパスの正門を抜けると芝生、樹木に彩られた憩いの場である「泉プロムナード」があり、都会の中で緑を感じられる「目白の森」として整備されている。2021（令和３）年に新たに加わった百二十年館は地下１階・地上３階建てで、中央に光が差し込む大きな吹き抜けの中庭「パティオ」を有し、全面ガラス張りである外観と相まって透明感のある空間となっている。１Ｆにピロティ、Ｂ１Ｆに「パティオ」と開放感のある憩いの場が連続して配置されている。

目白キャンパスには運動施設として体育館 2 棟、テニスコート（４面）、ゴルフ練習場を有し、体育館内にボルダリングウォール、トレーニングジムを整備し、体育の授業等を行っている。目白キャンパスから約 60 分で移動が可能な神奈川県川崎市にある西生田キャンパスは校地面積 191,559.85 ㎡（内運動場用地 48,636.52 ㎡）を有しており、グラウンド、体育館があり、主に部活動等に利用している。

以上により大学全体では、総面積 264,682.57 ㎡（内基準内 237,727.76 ㎡）の校地を有している。

（２）校舎等施設の整備計画

今回、目白キャンパスでは、家政学研究科住居学専攻の募集を停止し、建築デザイン研究科を設置する。これに伴い収容定員を 20 人から 40 人とし 20 人増となる。

現状、現行収容定員の学生に対して教室数、実験実習設備は充足していて、教育に支障をきたすようなことはなく、施設・設備の利用に際して同等の質を担

保することが可能である。

大学全体としては、現在、講義室 87 室、演習室 24 室、実験・実習室 175 室、情報処理学習施設 10 室が設置されており、既設学部との共用を基本としながらも十分な教室が整備されている。また、研究室 205 室、学長室、会議室、事務室、図書館、医務室、学生自習室、体育館、クラブスペース、学生ラウンジ、講堂、食堂、書店、売店等が整備されており、教育研究や学生生活に必要なことはキャンパス内でまかなえるようになっている。

百年館には建築デザイン研究科の設置に伴い、必要な専任教員の研究室 10 室を有し、百年館、樟渓館、構造・材料強度試験室に建築デザイン学部と共用で実験実習室 11 室を有している。また、百年館に建築デザイン研究科院生室を有しており、収容定員数の机を整備している。

主体的な学修等を促す空間として、百二十年館に「JWU ラーニング・コモンズかえで」、図書館に「JWU ラーニング・コモンズさくら」を整備している。「JWU ラーニング・コモンズかえで」は、可動机やホワイトボード、スクリーンやプロジェクターを備え、学生の様々な学びのために自由に利用可能なスペースとしている。また、国際化に向けた授業外の語学学修や学生が学外の産学官組織や地域社会等と連携を取りながら、自主活動を推進するスペースとしても活用されている。図書館の「JWU ラーニング・コモンズさくら」は、授業に必要な情報の収集やレポート作成、グループディスカッション等の授業外学修を可能とし、施設の面からも学修効果の向上を図っている。また、講義室は可動机・イスの設置や視聴覚設備の標準化、全館無線 LAN 設備の整備を順次進め、アクティブ・ラーニング教室の設置とともに、ICT を用いた様々な授業形態に対応できるものとし、教育研究環境を以前より向上させている。

体育の授業では、2018（平成 30）年に新たな体育館（第二体育館）と既存体育館（第一体育館）を隣接併存させ、同時に５つの授業に対応可能な施設となっている。

食堂は七十年館１、２階に用意され、2021（令和３）年に建設された杏彩館、2018（平成 30）年に目白通りをはさんで建設された青蘭館とともに食事、休息その他の利用のための空間も用意されている。また、食堂と学生滞在スペースを一体的に使えるように座席の数を増やし、混雑時は食堂として、通常時には学生が授業前後の学修や課外活動などのために自由に滞在できる場所として提供することとしている。

事務スペースにおいても、学生対応スペースを集約させ事務機能を効率良くまとめることで、学生サービス向上を図るとともに、大学施設全体として緩勾配のスロープや階段、ゆとりある通路幅の確保、多目的トイレの設置等により、障がい者、トランスジェンダーの方でも使い易い空間となるよう、建物のバリアフ

リー化を進めている。

（３）図書等の資料及び図書館の整備計画

①図書館の規模、機能等

本学図書館は目白キャンパスの図書館、西生田キャンパスの西生田保存書庫からなる。2021（令和３）年 4 月のキャンパス統合以降、西生田キャンパスの図書館は 43 万冊収容可能な保存書庫として運用されており、西生田に所蔵する資料は目白に取り寄せて利用できる。週５回の移送が行われている。

目白キャンパスの図書館は、創立 120 周年記念事業の一環として、2019（平成 31）年 4 月に開館した。地上４階地下１階、収容可能冊数 70 万冊、延床面積 6,607,48 ㎡で、館内に約 200 ㎡からなるラーニング・コモンズ（JWU ラーニング・コモンズさくら）を備え、百二十年館に設置された「JWU ラーニング・コモンズかえで」とともに、様々なスタイルでの学修環境を提供している。「JWU ラーニング・コモンズさくら」には、専攻から推薦を受けた大学院生（一部学部生）のラーニング・サポーターが常駐し、レポート・論文の書き方やアンケート調査の方法、プレゼンテーション資料の作り方等、学修相談に対応している。全館で Wi-Fi が利用可能で、各フロアに固定の PC を設置している他、ノート PC38 台の貸出も行っている。

旧図書館からの基本方針である全開架式を踏襲し、全ての学生が自由に書架に出入りし、直接資料にアプローチできるのが特徴である。授業のある期間の月～金は 8：45～21：00、夏期スクーリング期間は 8：45～20：00、土曜日は通年で 8：45～18：00 に開館している。2021（令和３）年度、2022 年度の開館日数は年間 272 日である。

②資料

2022（令和４）年 3 月末時点の蔵書数は約 91 万冊（研究室配架資料を含む）。雑誌は約 20,000 タイトル（うち外国誌が 3,700 タイトル）を所蔵している。

図書館で所蔵している図書のうち、建築工学、建築学、都市問題、住生活史等に関する図書数は、2022（令和４）年 8 月 1 日現在約 13,500 冊、うち洋書が約 800 冊である。

また、建築デザイン研究科研究室に所蔵する図書は約 13,700 冊、うち洋書が約 2,500 冊、購読している雑誌で継続中のタイトルは 48 タイトル、うち 10 タイトルは洋雑誌である（【資料 9】参照）。

選書については、専門的な知識を有する職員が選書基準に沿って選書を行うほか、教員の推薦や学生からの購入希望を受け付けている。また年１回、各学科から選出された教員による専門分野の蔵書構成の確認を実施している。

③オンラインデータベース、電子ジャーナル、電子書籍等

オンラインデータベースとしては、ProQuest Central、Scopus、Magazine plus、ざっさくプラス、JapanKnowledge、J-DreamⅢ、日本建築学会論文検索システム、D1-Law 等を提供し、建築デザイン研究科とも関連の深い幅広いジャンルをカバーしている。(【資料 10】参照)

電子ジャーナルは３万タイトル以上が閲覧可能で、リンクリゾルバを導入し、論文の入手を容易にしている。JSTOR、SpringerLink の他、日経、朝日、読売、日本教育新聞、New York Times、The Times 等主要新聞の記事データベースも利用できる。(【資料 11】参照)

2020（令和２）年からの新型コロナウイルス感染拡大に伴い、自宅から利用できる電子書籍の購入を積極的に進めた。現在、専門書を中心とする Maruzen eBook Library（1,309 タイトル)、軽読書、入門書を中心とする LibrariE（147 タイトル）のほか、ルーラル電子図書館、Springer eBook Collection などが利用できる。

これらの電子資料のほとんどについては、VPN を利用して学内の施設はもとより学外からアクセスすることができる。

また、自分専用の文献管理ファイルを作成するシステムである RefWorks を導入しており、学術情報の収集と管理、共有に役立てることができる。

④閲覧席

図書館内に 650 席の閲覧席を備えており、学生数・教職員数に対し十分に確保されている。エントランス階である２階には「JWU ラーニング・コモンズさくら」があり、可動式の 56 席、固定の 12 席、学修相談用の 6 席の合計 74 席でアクティブ・ラーニングに対応している。

⑤他大学図書館等との協力

国立国会図書館及び他大学図書館との相互協力（図書の貸借、文献複写の依頼・受付、来館利用）を実施している。国立国会図書館デジタルコレクションの図書館向け資料送信サービスには 2014（平成 26）年 10 月から参加し、絶版等で入手が困難な資料の利用を可能としている。2022（令和４）年 10 月には国立国会図書館「歴史的音源」配信提供サービスにも参加を開始した。

また、近隣の３大学（学習院大学、お茶の水女子大学、跡見学園女子大学）と相互利用協定を結んでおり、学生証・教職員証の提示による相互利用が可能である。

第１３　管理運営及び事務組織

１．管理運営体制及び事務組織の概要

学長のリーダーシップのもと、大学執行部の方針に基づく改革の遂行と迅速な意思決定の推進を目的に、2021（令和３）年度より新たに大学執行部会議を設置し、大学改革運営会議をその諮問機関として位置づけた。また、2020（令和２）年度まで教授会の下に設置されていた各委員会についても見直しを行い、2021（令和３）年度より大学執行部会議の下にセンターを置き、その下に各委員会を設置するという、新体制での運用を行っている（「2022 年度の体制」【資料 12】参照）。

事務組織は、大学及び法人関係の各事務を 11 の事務局で構成しており、理事長、学長及び常務理事を補佐する事務局長が事務部門全体を統轄している。特に教育研究実施や厚生補導に関わる組織として、学務部、学生生活部、図書館事務部を置いている。また、これらの業務遂行のための支援等は、法人企画部、教学企画部、総務部、財務部、管理部、入学部等が担っている（「学校法人日本女子大学組織図」【資料 13】参照）。

２．研究科委員会

建築デザイン研究科では、「日本女子大学大学院学則」第 66 条に基づき、研究科委員会を設置している。研究科委員会は、学長及び研究科委員長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じて意見を述べることができる。また、研究科委員会は、次の事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べる。

(1)　学生の入学、課程の修了に関する事項
(2)　学位の授与に関する事項
(3)　前二号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

研究科委員会は、当該研究科の教授及び准教授をもって組織し、必要がある場合には、講師（専任）を加えることができる。原則として毎月１回、開催することとし、研究科委員長が招集し、議長となる。研究科委員会の議決は、原則として出席構成員の過半数により決するものとするが、研究科委員会において重要と認める事項の議決は、出席構成員の３分の２以上により決するものとする。

３．学内委員会等

2021（令和３）年度のキャンパス統合に伴い、全学共通科目を担う基盤教育の運営体制について大幅な見直しを行った。

大学を取り巻く、変化の激しい社会情勢に柔軟に対応し、学長を中心とした執行部の意向に迅速に対応できる体制であること、科目運営に対する責任体制を明確化することを目指し、教授会、研究科委員会の下に設置されていた委員会を廃止し、2021（令和３）年度より設置された大学執行部会議の下に基盤教育センター、社会連携教育センター、学生支援センター、国際交流センターを置き、その下に委員会を設置することにした（下表参照）。こうして、執行部の方針を踏まえ、全学的な視野に立った委員会運営を行う体制を整備した。各委員会のメンバーは主として教授会構成員から成っている。

基盤教育センター	自校教育委員会（教養特別講義）
	外国語委員会（英語・初修外国語）
	情報処理委員会
	身体運動委員会
	教養教育委員会
	教職課程委員会
	資格教育課程委員会
社会連携教育センター	キャリア委員会
	社会連携教育委員会
学生支援センター	奨学委員会
	学生委員会
	学寮委員会
国際交流センター	国際交流委員会

４．事務組織

教育研究実施のための事務組織として、学務部に研究支援課、学修支援課、社会連携室を設置している。学務部の部長は教員が務めるが、補佐として事務職員の事務部長が置かれ、教員と事務職員との連携及び協働の体制が取られている。また、図書館には図書館事務部が置かれ、教員の館長と事務職員の部長のもとで運営されている。

厚生補導のための事務組織として、学生生活部に学生支援課、ダイバーシティ推進室、キャリア支援課、国際交流課、カウンセリングセンター事務室、保健管理センター事務室が置かれている。学生生活部の部長も教員が務めており、学務部と同様、事務職員の事務部長が業務の補佐にあたっている。

心身の健康に関する指導及び援助等を行う法人附属機関には、カウンセリングセンター及び保健管理センターを設けている。いずれも教員が所長を務め、事務職員が事務室の課長として連携及び協働を図っている。

上述の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援や、大学運営に係る企画立案、その他大学の運営に必要な業務を行うために、法人企画部の学園企画課、広報課、教学企画部の教学企画課、大学再編準備室、総務部の総務課、人事課、財務部の経理課、検収室、管理部の施設課、システム課、入学部の入試課などが置かれている。

第１４　自己点検・評価

本学では、日本女子大学学則第２条に「教育研究水準の向上を図り、教育研究活動等の状況について、不断の自己点検及び評価を行う」ことを定めるとともに、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組むため、「日本女子大学における内部質保証の方針」【資料 14】を制定している。

（１）自己点検・評価の基本方針

「日本女子大学における内部質保証の方針」では、高等教育機関として社会の負託に応えるため、日本女子大学の建学の精神、教育理念「三綱領」及び理念・目的の実現に向けて、教育、研究、社会貢献の質の向上を図るとともに、適切な水準にあることを自らの責任で明示・公表する内部質保証の取り組みを恒常的・継続的に推進することを基本方針として定めている。

（２）実施体制

実施体制は、「日本女子大学自己点検・評価規則」に基づき、全学的な自己点検･評価の体制を整備している(「日本女子大学　自己点検･評価体制」【資料 15】参照)。具体的には、内部質保証推進組織として自己点検・評価委員会を置き、それを統括するための自己点検･評価委員会幹事会と点検･評価を行うための部門を設置している。

幹事会は、自己点検・評価の基本方針、実施基準及び評価指標の策定、各部門から報告された点検･評価の結果の検証、自己点検･評価報告書の作成及び報告、認証評価及び外部評価の実施に関する事項、その他幹事会が必要と認める事項を決定する。

各部門（教学部門、教育研究等環境部門、入試部門、学生部門、社会連携部門、大学運営･財政部門、教職課程部門の７部門）は、基本方針と実施基準に基づき、該当委員会及び部局の自己点検・評価結果を検証し、幹事会に報告する。各部門の構成員のうち１名を部門長とし、幹事会の構成員としている

（３）実施方法

大学執行部会議が内部質保証について大学全体のプランニング（事業計画）の責任を負う。事業計画に基づき、大学改革運営会議、常任理事会が各部局等へ実行指示を行う。該当委員会及び部局は、それぞれの計画に基づき実行する。自己点検・評価委員会の７つの部門は、部門ごとに点検・報告を行う。自己点検・評価委員会幹事会は、部門からの報告を基に最終点検を行う。自己点検・評価委員会は、部門ごとの点検結果を全学的観点から検証し、その結果を反映した報告書を学長へ上程する。上程された報告書を基に、大学執行部会議は次の事業計画を策定する。

2018（平成 30）年度からは、自己点検・評価委員会の下に近隣自治体及び産業界等の委員を構成員とする外部評価委員会を設置し、第三者評価を具体的な教育の質改善方策の検討につなげている。

（４）評価項目

「日本女子大学自己点検・評価規則」第３条に、点検・評価項目は、大学・学部（通信教育課程を含む）・大学院等の理念・目的、内部質保証、教育研究組織、教育課程・学修成果、学生の受け入れ、教員・教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、大学運営・財務、その他の項目を基準とし、その細目については、自己点検･評価委員会の示す基本方針及び実施基準等に基づくと定めている。

第１５　認証評価

自己点検・評価委員会による自己点検・評価報告書を基に 2019（令和元）年度に公益財団法人大学基準協会による第３期の認証評価を受審し、2005（平成 17）年度（第１期）、2012（平成 24）年度（第２期）に引き続き「大学基準に適合していると認定する」との評価を受けた。認定の期間は 2020（令和２）年 4 月 1 日から 2027（令和９）年 3 月 31 日までである。

認証評価の受審後、教学マネジメントを推進する組織とそれに対する点検・評価機関という体制を機能的に確立するには、従来の内部質保証組織をさらに整理することが検討課題であると認識し、内部質保証体制見直しワーキンググループを設置して、自己点検・評価体制の見直しを行った。

なお、本学の自己点検・評価並びに大学基準協会による第３期の認証評価の受審結果は、大学のホームページにおいて公表している。

第１６　情報の公表

本学では、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（2011（平成 23）年４月１日施行）に基づき、高等教育機関として、教育研究等の状況について社会に対する説明責任を果たすため、教育研究活動等の状況について積極的に公開している。

（１）実施方法

学校教育法施行規則第 172 条の２に定める教育研究活動等の状況に関する情報については、大学ホームページの「トップページ＞大学案内＞情報の公開」のページを中心に公表している。

（２）公表項目

公開している情報は以下のとおりである。

(https://www.jwu.ac.jp/unv/about/information/index.html)

① 大学の教育研究上の目的及び第 165 条の２第１項の規定により定める方針に関すること

【大学】

https://www.jwu.ac.jp/unv/about/information/pg9d8r0000002t2j-att/mokuteki_unv_2023.pdf

【大学院】
https://www.jwu.ac.jp/unv/about/information/pg9d8r0000002t2j-att/mokuteki_grd_2023.pdf
https://www.jwu.ac.jp/unv/academics/grd_policy/index.html

② 教育研究上の基本組織に関すること
【大学】
https://www.jwu.ac.jp/unv/academics/index.html
【大学院】
https://www.jwu.ac.jp/unv/academics/index.html

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
・組織図
https://www.jwu.ac.jp/grp/about/organization.html
・教員数・専任教員非常勤教員比率
https://www.jwu.ac.jp/unv/about/information/pg9d8r0000002t2j-att/kyouinsuu.pdf
・大学専任教員職階別男女比率
https://www.jwu.ac.jp/unv/about/information/pg9d8r0000002t2j-att/danjobetsu.pdf
・大学専任教員年齢別構成
https://www.jwu.ac.jp/unv/about/information/pg9d8r0000002t2j-att/nenreibetsukousei.pdf
・専任教員一人あたりの在籍学生数
https://www.jwu.ac.jp/unv/about/information/pg9d8r0000002t2j-att/students_per_teacher.pdf
・学術データベース
https://www3.jwu.ac.jp/research/research-database/research-database_main.htm
・Researchmap 検索
https://researchmap.jp/researchers?institution_code=2244*
・科学研究費助成事業－科研費獲得状況
https://www.jwu.ac.jp/unv/education-research/kakenhi/index.html

④ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

・過年度入試結果データ
【大学】https://www.jwu.ac.jp/unv/admission/exam/data.html
【大学院】https://www.jwu.ac.jp/unv/admission/grd/result.html
・入学者推移
【大学】https://www.jwu.ac.jp/unv/admission/exam/data.html
【大学院】https://www.jwu.ac.jp/unv/admission/grd/result.html
【通信教育課程】
https://www.jwu.ac.jp/ccde/about/r707bo0000002gon-att/ccde_01_enrollment_2022.pdf

・収容定員
【大学・大学院】
https://www3.jwu.ac.jp/fc/public/unvfile/infomation/4/Admission_capacity.pdf
【通信教育課程】
https://www3.jwu.ac.jp/fc/public/unvfile/infomation/4/ccde_02_capacity_2022.pdf

・収容定員充足率
【大学・大学院】
https://www3.jwu.ac.jp/fc/public/unvfile/infomation/4/teiinjusokuritsu.pdf
【通信教育課程】
https://www3.jwu.ac.jp/fc/public/unvfile/infomation/4/ccde_03_capacitysufficiencyrate_2022.pdf

・在籍者数
【大学】
https://www3.jwu.ac.jp/fc/public/unvfile/infomation/4/number_unv_202205.pdf
【大学院】
https://www3.jwu.ac.jp/fc/public/unvfile/infomation/4/number_grd_202205.pdf

・卒業者数・修了者数
【大学】

https://www3.jwu.ac.jp/fc/public/unvfile/infomation/4/unv_grd.pdf
【大学院】
https://www3.jwu.ac.jp/fc/public/unvfile/infomation/4/grd_grd.pdf
【通信教育課程】
https://www3.jwu.ac.jp/fc/public/unvfile/infomation/4/ccde_04_numberofgraduates_2022.pdf

・進路・留学生数等
【進路・就職などの状況】
https://www.jwu.ac.jp/unv/campuslife/employment.html
【留学生数】
https://www.jwu.ac.jp/unv/international_exchange/foreign/number_of_students.html
【海外派遣・受入学生数】
https://www.jwu.ac.jp/unv/international_exchange/experience-note.html

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
・授業科目・授業の方法
　家政学部カリキュラム
https://www.jwu.ac.jp/unv/academics/human_sciences_and_design/curriculum.html
　文学部カリキュラム
https://www.jwu.ac.jp/unv/academics/humanities/curriculum.html
　人間社会学部カリキュラム
https://www.jwu.ac.jp/unv/academics/integrated_arts_and_social_sciences/curriculum.html
　理学部カリキュラム
https://www.jwu.ac.jp/unv/academics/science/curriculum.html
　国際文化学部カリキュラム
https://www.jwu.ac.jp/unv/academics/transcultural_studies/transcultural_studies_01/curriculum.html
　大学院カリキュラム
https://www.jwu.ac.jp/unv/academics/grd_curriculum.html
　通信教育課程カリキュラム
https://www.jwu.ac.jp/ccde/course/curriculum.html

・シラバス照会
【大学・大学院】
https://www6.jwu.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml

【家政学部通信教育課程】
https://www.jwu.ac.jp/ccde/course/curriculum.html

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
日本女子大学学位授与方針
https://www.jwu.ac.jp/unv/about/information/pg9d8r0000002t2j-att/diploma_policy_unv.pdf
日本女子大学大学院学位授与方針
https://www.jwu.ac.jp/unv/about/information/pg9d8r0000002t2j-att/diploma_policy_grd.pdf
日本女子大学家政学部通信教育課程学位授与方針
https://www.jwu.ac.jp/ccde/about/home_economics.html#ccde_3policy

⑦ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

https://www.jwu.ac.jp/unv/about/information/info.html#07

⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

・学費等
【大学・大学院】
https://www.jwu.ac.jp/unv/campuslife/tuition/index.html
【通信教育課程】
https://www.jwu.ac.jp/ccde/admission/expenses.html
・学寮費等
https://www.jwu.ac.jp/unv/campuslife/life_support/dormitory/index.html

⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

・学生相談窓口
https://www.jwu.ac.jp/unv/campuslife/life_support/support/student_consultation.html

・学生生活のサポート、就職・キャリア支援
https://www.jwu.ac.jp/unv/seg_student/index.html
・カウンセリングセンター
https://www.jwu.ac.jp/unv/about/facilities/counseling.html
・保健管理センター
https://www.jwu.ac.jp/unv/about/facilities/health/health.html

⑩ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）
・学則、設置認可・届出・設置計画履行状況報告書等
https://www.jwu.ac.jp/unv/about/information/info.html
・自己点検・評価報告書、認証評価の結果等
https://www.jwu.ac.jp/unv/about/sr/check.html

⑪大学院学位論文に係る評価に当たっての基準
学位論文審査基準
https://www3.jwu.ac.jp/fc/public/unvfile/ebook_tebiki/grd_2022/html5.html#page=31

第１７　教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

（１） FD 研修・SD 研修を推進する組織

本学におけるファカルティ・ディベロップメント（FD 研修）とスタッフ・ディベロップメント（SD 研修）は、「JWU 女子高等教育センター」が、その推進役を担っている。

同センターは、「本学の建学の精神、教育理念を実現するため、学生の視点に立った継続的な教育改革を教職協働で進め、本学における教育の質の向上に寄与すること」を目的とし、次に掲げる事業に取り組んでいる。

(ア)将来的な女子高等教育にかかる施策に関すること。
(イ)全学的な教育及び学習支援プログラムの企画、開発及び推進に関すること。
(ウ)全学的な教授内容及び教育手法の改善並びにファカルティ・ディベロップメント（FD）及びスタッフ・ディベロップメント（SD）の推進に関すること。
(エ)全学的な教育効果の測定並びに評価方法の開発及び実施に関すること。

(オ)教育の国際化、情報化及び教育活動改善のための教育環境の整備に関すること。
(カ)国内外の高等教育に係る情報収集、調査及び研究並びに連携に関すること。
(キ) 教育の質保証及び質的向上・改善等のためのインスティテューショナル・リサーチ（ＩＲ）に関すること。
(ク)その他センターの目的達成のために必要な事業に関すること。

（２） FD 研修の実施

「教育活動の改善の取り組み」を本学における FD と定義し、従来の取り組みを確認しながら、継続した教育改善に努めている。

JWU 女子高等教育センターは全学的 FD 推進機関として、FD に関わる全学的課題の改善・推進にあたるとともに、活動の主体である学部・研究科等への支援・調整を行う。

（３） SD 研修の実施

「本学が進むべき方向性や施策、課題等を教職員の別を問わず考察すること、そのための機会を提供することで教職員一人ひとりの積極的な大学運営への参画を実現すること」を目標に、「それに対する継続的な取り組みによって教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を実現すること」を、本学 SD の基本方針として取り組んでいる。

研修の実施に際しては、例えば、職員研修規程に則って実施した職員向けの SD 研修の内容によっては、FD 研修として教員にも取り組んでもらうことがあり、逆に FD 研修プログラムであっても、SD 研修として職員に参加を課すといった相互補完性に配慮している。

（４） 各研修の事例

最近の研修事例及び今後実施予定の研修は、それぞれ以下のとおりである。

・FD 研修

2021（令和３）年度は、JWU 女子高等教育センター主催で、「学修者本位の大学教育の構築を目指して」というテーマの下、常に先進的な取り組みをしている大学や企業等から講師を招聘し、今後の大学教育のあり方や大学が社会において果たすべき役割について、多面的かつ多様性に富んだ視点で考える機会とするために、２回のセミナーを開催した。一人ひとりの学生が「何を学び、何を身に付けたのか」が問われ、大学に学修者本位の教育への転換と、その教育の質の保証が求められている昨今、本学の教育の理念及び学修者本位の教育の意味

を踏まえながら、ポストコロナの大学教育の在り方、学び方はどうあるべきかを考えた。

2022（令和４）年度は、教員の教育力向上を図るため、また、授業の内容及び方法の改善を図ることを目的として、JWU 女子高等教育センター主催で他大学における授業改善の取り組みを知るためのオンデマンド研修を実施した。

今後の計画として、研究指導力の向上を図ること、また、研究における倫理観の向上を図ることを目的とした大学院担当者向けの研修の実施を予定している。

・SD 研修

2020（令和２）年６月に、2024（令和６）年４月入学よりトランスジェンダー学生に受験資格を認めることを告知して以降、「性の多様性について知ろう！」をテーマに、本学の教職員一人ひとりが多様な性のあり方を理解し、人権の尊重に留意した対応ができるようになることを目的とした研修を実施している。2021（令和３）年度は本学ジェンダーカウンセラーによる講義の受講及びオンライン研修を実施した。

2022（令和４）年度は、学生支援ネットワーク主催で、「学びづらさ」「働きづらさ」を理解することを目的とした SD 研修を実施した。「本学婦人科相談の現状と女性のヘルスケア～月経の理解～」というテーマの下、女性に身体の不調をもたらし、時に深刻な状況を生み出すこともある「生理」について取り上げ、女子学生や女性教職員が学びやすく働きやすくなる大学のあり方について考えた。また、「自己のアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に気づく」というテーマの下、知らないこと、わからないことからの「不安」を取り除き（知識の獲得）、自他の感情と向き合い（気づきと対話）、実際行動できるような意識醸成（行動変容）を目指すための職員研修を実施した。

このように本学では、教育内容等の改善を図るための組織的な研修等に対して、教職員の区別なく取り組んでいる。2023（令和５）年度以降も、教育活動の改善を目的とした全教員が参加する FD 研修を 1 回、任意参加の FD 研修を複数回実施予定である。また、SD 研修についても、全教職員が参加する研修を 1 回、その他にも性の多様性等をテーマとした任意参加の研修を複数回実施する。

以上

日本女子大学大学院 建築デザイン研究科 設置の趣旨等を記載した書類 資料目次

【資料1】 「Vision120～創立120周年に向けて～」

【資料2】 女性版骨太の方針2022（ 女性活躍・男女共同参画の重点方針2022 ） 説明資料

【資料3】 経済財政運営と改革の基本方針 2022　新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～（令和４年６月７日閣議決定）概要

【資料4】 「新制大学設立以降の住居学科の教育について―卒業生調査に基づく考察－」日本女子大学総合研究所紀要第23号 pp.88-100

【資料5】 我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）（令和４年５月１０日）概要

【資料6】 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）について（令和4年6月17日）国土交通省住宅局

【資料7】 日本女子大学研究活動行動規範

【資料8】 日本女子大学研究活動における不正行為への対応に関する規則

【資料9】 建築デザイン研究科 所蔵雑誌一覧（和雑誌・洋雑誌）

【資料10】オンラインＤＢ

【資料11】電子ジャーナル

【資料12】2022年度の体制

【資料13】「学校法人日本女子大学組織図」

【資料14】「日本女子大学における内部質保証の方針」

【資料15】「日本女子大学　自己点検・評価体制」

【資料16】時間割

【資料17】専任教職員の定年制に関する規程

日本女子大学 創立110周年

Vision 120

創立120周年に向けて

【資料1】

日本女子大学創立 110 周年

日本女子大学の新しい歴史が始まろうとしています

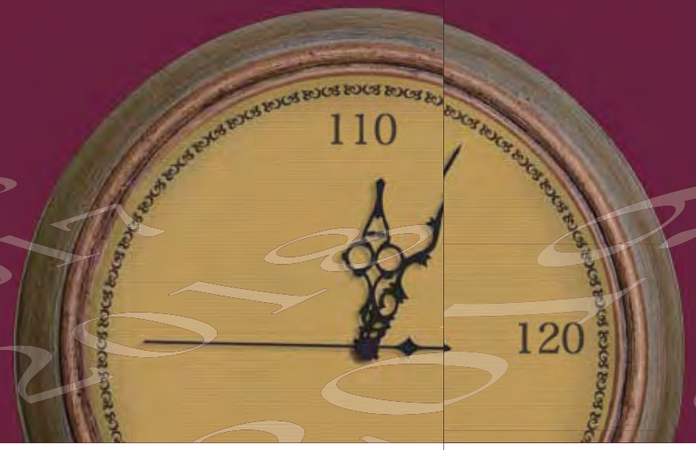

Vision 120

日本女子大学は、創立者成瀬仁蔵の建学の精神を継承し、発展させるとともに、社会を支え、国際社会をリードする人材を育成するために教育改革を進め、10年後の創立120周年には、新しい女子大学として生まれ変わります。

教育改革の骨子

日本女子大学のすべての総合力を発揮した学生のための教育改革

- 四つの科学系統（人間生活科学系・人文科学系・社会科学系・自然科学系）の発展
- 教員の総合力を活かした基盤的教育
- 総合大学に相応しい専門教育（大学）と高度専門教育（大学院）
- 国際交流の推進
- 特色ある一貫教育の実現

目白・西生田両キャンパスを活用した教育研究環境の充実

- 女性が力を発揮できる教育研究環境
- 高度な研究を支える教育研究環境
- 地域連携・社会貢献型教育研究の促進
- 短期集中型実習・研修提供への対応
- 他分野交流の展開（学生、教員、職員、分野を越えた相互横断的コミュニティの形成）

教育改革・教育研究環境の充実を実現するためのキャンパス再整備

- 目白キャンパス：歴史と伝統を誇る交流と知的創造の場、都心のオアシス

  キーワード ▶ 都心・エコキャンパス

- 西生田キャンパス：自然環境を活かした先進的教育・研究の場、里山は地域の宝

  キーワード ▶ 郊外・森のキャンパス

Vision 120 の教育がめざすもの

グローバル化した21世紀社会をリードする女性の育成

- 徹底した外国語教育
- 実践的な英語力の伸長
- 国際人としての深く広い教養

豊かな人間性をはぐくむ実践教育

- 「信念徹底」「自発創生」「共同奉仕」の教育理念を継承する自校教育
- 社会人基礎力を確実にする教養教育
- 健全な心身の完成をめざす健康教育

「自学自動」「自念自動」を実践する女子教育

- 自発性をうながす教育プログラム
- 自治の精神を育成する一貫教育
- リーダーシップ・独創性・協心力を発揮しうる女性の資質をのばす教育活動、研究活動、社会貢献活動

女性の活躍を支援するキャリア教育

- 女性の生き方を探るキャリア教育
- 基礎的・汎用的能力の養成
- 体験を生かすキャリア支援

一生を支える生涯教育

- 全学体制による新しい通信教育課程
- キャリア開発とリカレント教育課程
- 地域・社会との連携体制

理事長・学長メッセージ
——総合力を生かして教育改革

本学は今年創立110周年を迎えました。創立記念日4月20日に先立つ3月11日、東北地方は嘗て私共が経験したことの無い大震災に見舞われました。私共も及ばずながら一日も早い復興を祈って、学生支援に微力を注いでおります。

1890年代前半創立者成瀬仁蔵が留学したアメリカは、大学の発展期・拡張期に入っており、著名な女子大学が創設された上昇期にありました。折しも我が国は国際的地位が向上してきた時代であり、「女子にも高等教育の機会を与えるべき」との考えが芽生え始めていた頃でした。創立者がめざした女子大学は、アメリカで見聞した教育の影響を受けつつも、日本に適応した女子教育を行うものであり、「日本女子大学校」という名も、日本の女子高等教育の先駆けとしての自負と実践を込めて命名されたものです。

建学の精神は、まず女子を「人として」教育することであり、人とは男女平等を前提とした個人を指し、自らの人格を形成する主体であることを示し、人格教育の必要性を強調しています。次いで「婦人（女性）として、国民（社会人）として」教育することで、女子の持つ特性を自由に教養し、社会の一員として貢献することを奨めています。教育の方針は、注入式教育を否定し、自発的教育を自学自動主義という言葉で表現し、学生生活においては自治の精神を指導するという画期的な教育をめざしました。本学はこのような創立者の信念のもとに、1901（明治34）年家政学部・国文学部・英文学部の3学部を以て出発しました。5年後には理学教育を主軸とする教育学部の開設、さらに学部の改組などを経て、1930年代には川崎市西生田に約10万坪の校地を購入し、ここで大学教育の展開を試みましたが、第二次世界大戦がこれを阻みました。

1948（昭和23）年には逸早く新制大学に移行し、家政学部と文学部から成る「日本女子大学」として新たな時代に入りましたが、常に女子高等教育をリードし、多様な分野で女性のパイオニアを輩出してきました。1990（平成2）年西生田に「人間社会学部」を開設し、目白・西生田2キャンパス体制を採り、さらに1992（平成4）年には家政学部を改組して目白に理学部を発足させ、創立者がめざした総合大学として女子教育を担う社会的責任を果たしています。

創立110周年を迎えた今、来る120周年に向けて、本学が育成する学生像を描き、創立の原点に立ち返って「人として」の教育を更に深化させることこそ、変貌する世界情勢に耐え得る女性の育成に相応しいと判断いたしました。それには本学が持つ人的・物的資源の総合力を発揮して教育にあたる決意を新たに、人間生活・人文・社会・自然科学系統4学部の教育・研究を目白キャンパスにおいて展開いたします。緑豊かな西生田キャンパスは地域との連携を保ちながら、目白と相補的な教育・研究環境の充実を図ります。

国際的視野を以て社会をリードする活動型の女性を、教職協働で育成して参る所存でございます。今後とも変わらぬご支援を心よりお願い申し上げます。

理事長・学長
蟻川　芳子

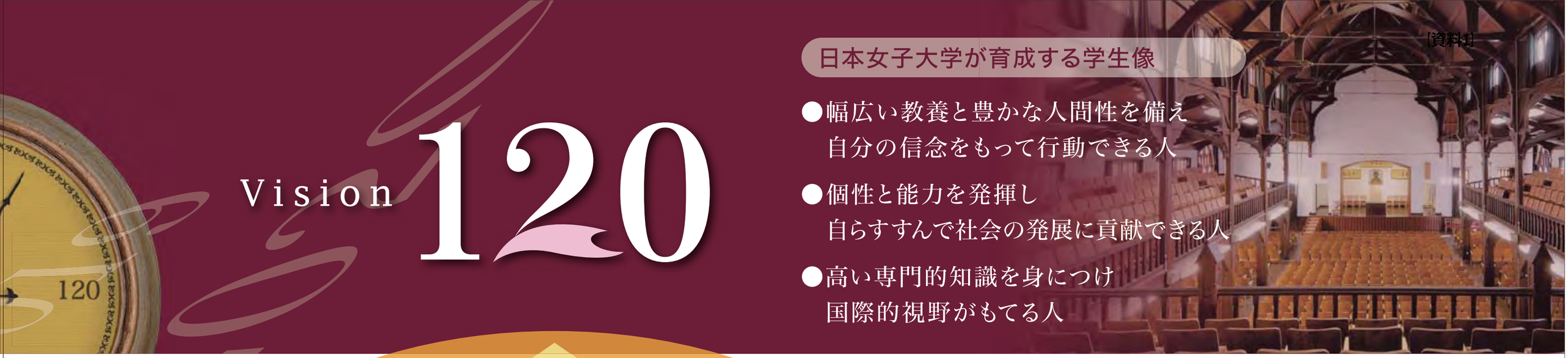

Vision 120

日本女子大学が育成する学生像

- 幅広い教養と豊かな人間性を備え
  自分の信念をもって行動できる人
- 個性と能力を発揮し
  自らすすんで社会の発展に貢献できる人
- 高い専門的知識を身につけ
  国際的視野がもてる人

目白キャンパス

学部・大学院の再編を図る

〔都心・エコキャンパス〕

高度専門教育 大学院教育

人間生活科学系学部 / 人文科学系学部 / 社会科学系学部 / 自然科学系学部

通信教育課程 ※全学体制 ※資格、カリキュラムの充実

外国語教育 / 教養教育

自校教育 / 健康教育 / 情報教育

西生田キャンパス

地域の環境を生かし
様々な大学活動を展開する

〔郊外・森のキャンパス〕

新たな研究拠点 / 外国語研修 / 地域連携 / 短期集中型実習研修

総合力を生かした基盤的教育

大学教育を支える四つの柱

女性の一生を支える
生涯教育
- リカレント教育
- キャリア形成支援
- 学校教育補完プログラム
- 地域・社会との連携体制

＋

女性の生き方を探る
キャリア教育
- 分かりやすい教育プログラム
- 基礎的・汎用的能力の養成
- 卒業生の力を活用
- 体験を活かすキャリア支援

＋

21世紀社会をリードする女性を育てる
国際人教育
- 外国語教育
- 教養教育
- 国際交流プログラム

＋

自発性をうながす自学自動の教育
一貫教育
- 英語教育の連携
- 初年次教育
- 高大連携

沿革

1900年（明治33） ● 日本女子大学校設置認可（校長成瀬仁蔵）

1901年（明治34） ● 日本女子大学校開校（家政学部、国文学部、英文学部、英語予備科、附属高等女学校）

1904年（明治37） ● 専門学校令により私立日本女子大学校認可

1905年（明治38） ● 財団法人日本女子大学校設立

1906年（明治39） ● 教育学部開設　附属豊明小学校、同幼稚園開校
軽井沢三泉寮開寮

1919年（大正8） ● 成瀬仁蔵告別講演
三綱領「信念徹底」「自発創生」「共同奉仕」を揮毫　永眠

1921年（大正10） ● 社会事業学部開設

1927年（昭和2） ● 総合大学予科としての高等学部開設

1929年（昭和4） ● 児童研究所設立

1930年（昭和5） ● 大学本科開設（同年廃止決定）

1944年（昭和19） ● 家政科に育児科、保健科、家政理科（物理化学専攻、生物農芸専攻）、管理科を設置　文科に国語科、歴史科、外国語科（英語）を設置

1947年（昭和22） ● 附属中学校開校

1948年（昭和23） ● 日本女子大学（新制）設置認可　家政学部に児童学科、食物学科、生活芸術科、社会福祉学科、家政理学科一部、同二部を設置　文学部に国文学科、英文学科、史学科を設置
附属高等学校開校

1949年（昭和24） ● 日本女子大学通信教育部開講

1950年（昭和25） ● 文学部に教育学科増設

1951年（昭和26） ● 財団法人日本女子大学校を学校法人日本女子大学に改組

1952年（昭和27） ● 農家生活研究所設立

1958年（昭和33） ● 家政学部社会福祉学科を文学部に移行

1961年（昭和36） ● 大学院家政学研究科設置　児童学専攻、食物・栄養学専攻（修士課程）

1962年（昭和37） ● 家政学部生活芸術科を住居学科、被服学科に分離

1964年（昭和39） ● 家政学部に家政経済学科を増設
女子教育研究所設立

1966年（昭和41） ● 大学院文学研究科設置　日本文学専攻、英文学専攻（修士課程）

1975年（昭和50） ● 大学院文学研究科に日本文学専攻博士課程（後期）、社会福祉学専攻博士課程増設

1978年（昭和53） ● 大学院家政学研究科に住居学専攻、被服学専攻修士課程増設
大学院文学研究科に教育学専攻修士課程、英文学専攻博士課程（後期）増設

1987年（昭和62） ● 大学院文学研究科に教育学専攻博士課程（後期）増設

1990年（平成2） ● 西生田キャンパスに人間社会学部開設　現代社会学科・社会福祉学科・教育学科・心理学科・文化学科（文学部社会福祉学科、教育学科を人間社会学部に移行）

1992年（平成4） ● 理学部開設　数物科学科、物質生物科学科（家政学部家政理学科一部、同二部を理学部に改組）
大学院人間生活学研究科設置（人間発達学専攻、生活環境学専攻博士課程（後期））

1993年（平成5） ● 大学院文学研究科に史学専攻修士課程増設

1994年（平成6） ● 大学院人間社会研究科設置（社会福祉学専攻、教育学専攻博士課程、現代社会論専攻、心理学専攻修士課程）

1995年（平成7） ● 大学院文学研究科に史学専攻博士課程（後期）増設
文学部国文学科を日本文学科に名称変更
児童研究所、農家生活研究所、女子教育研究所を総合研究所として改組統合
コンピュータセンター、西生田生涯学習センター設立

1996年（平成8） ● 大学院家政学研究科に生活経済専攻修士課程増設
大学院人間社会研究科に心理学専攻博士課程（後期）増設
大学院理学研究科設置（数理・物性構造科学専攻、物質・生物機能科学専攻修士課程）

1997年（平成9） ● 大学院人間社会研究科に現代社会論専攻博士課程（後期）増設

1998年（平成10） ● 大学院人間社会研究科に相関文化論専攻修士課程増設
大学院理学研究科に数理・物性構造科学専攻、物質・生物機能科学専攻博士課程（後期）増設

2001年（平成13） ● 生涯学習総合センター設立

2007年（平成19） ● 家政学部通信教育課程に大学院修士課程を設置
メディアセンター設立

2008年（平成20） ● 大学院人間社会研究科に相関文化論専攻博士課程（後期）増設
現代女性キャリア研究所設立
生涯学習センター設立（生涯学習総合センターと西生田生涯学習センターを統合）

2010年（平成22） ● 教職教育開発センター設立

学校法人 日本女子大学　http://www.jwu.ac.jp/

目白キャンパス
東京都文京区目白台 2-8-1　〒112-8681
Tel.03-3943-3131（大学代表）
大学（家政学部・文学部・理学部）
大学院（家政学研究科・文学研究科・人間生活学研究科・理学研究科）
附属豊明小学校、附属豊明幼稚園

西生田キャンパス
神奈川県川崎市多摩区西生田 1-1-1　〒214-8565
Tel.044-966-2121（大学代表）
大学（人間社会学部）、大学院（人間社会研究科）
附属中学校・高等学校

Japan University Accreditation Association
ACCREDITED
2006. 4.～2013. 3

日本女子大学循環再生紙
本書は、学内の使用済み文書を回収・再生した「日本女子大学循環再生紙」を使用しています。

女性版骨太の方針2022（女性活躍・男女共同参画の重点方針2022）説明資料【資料2】

令和４年６月３日
すべての女性が輝く社会づくり本部・
男女共同参画推進本部決定

・我が国の男女共同参画の現状は、諸外国に比べて立ち遅れ。
　➢昭和の時代に形作られた各種制度や、男女間の賃金格差を含む労働慣行、固定的な性別役割分担意識など構造的な問題。
　➢人生100年時代を迎え、女性の人生と家族の姿は多様化しており、もはや昭和の時代の想定が通用しない。
⇒「第５次男女共同参画基本計画」を着実に実行するため、令和４年度及び５年度に重点的に取り組むべき事項を定める。

Ⅰ 女性の経済的自立

（１）男女間賃金格差への対応

○社内格差（垂直分離）

①男女間賃金格差に係る情報の開示

・令和４年夏に女性活躍推進法の制度改正を実施、常用労働者301人以上の事業主に対し、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を開示することを義務化。有価証券報告書についても同内容の開示を義務付け。

②非正規雇用労働者の賃金の引上げ（同一労働同一賃金の徹底）

・企業に対して、労務管理の専門家による無料相談や先進的な取組事例の周知等を実施。労働局による助言・指導等による法の履行確保。

○職種間格差（水平分離）

①女性デジタル人材の育成

・女性デジタル人材育成プランに基づき、就労に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援を３年間集中的に推進。

②看護、介護、保育などの分野の現場で働く方々の収入の引上げ

・令和４年２月から実施している賃金の引上げ措置について、令和４年10月以降も継続して実施。

③リカレント教育の推進

・大学等において、デジタルリテラシーの育成やＤＸ推進のためのリスキリングを目的としたリカレント講座を開発・実施。

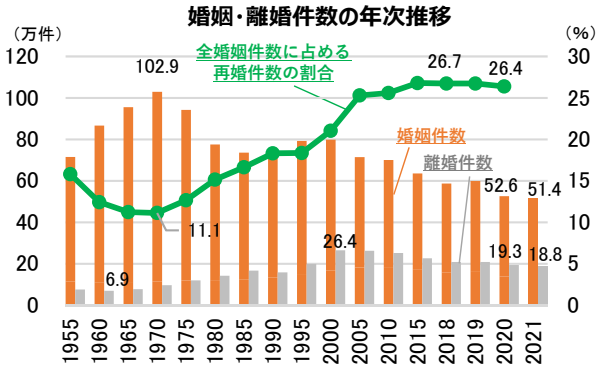

男女の寿命（令和２年）

	女性	男性
90歳時生存割合	52.6%	28.1%
95歳時生存割合	27.9%	10.5%
平均寿命	87.71歳	81.56歳
死亡年齢最頻値	93歳	88歳

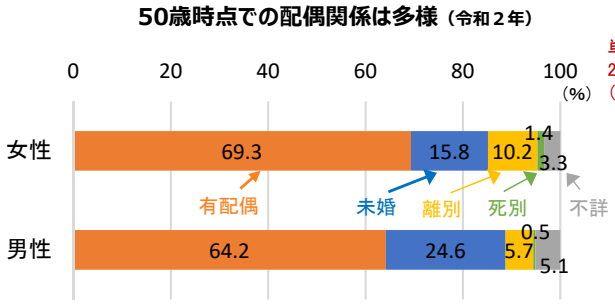

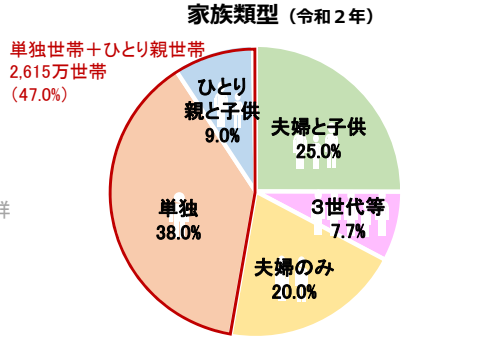

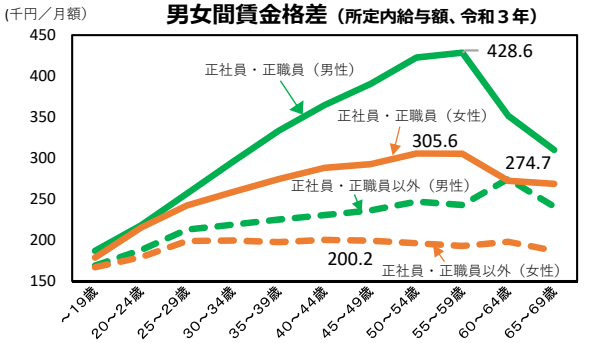

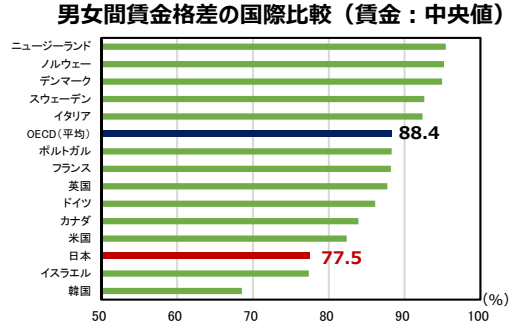

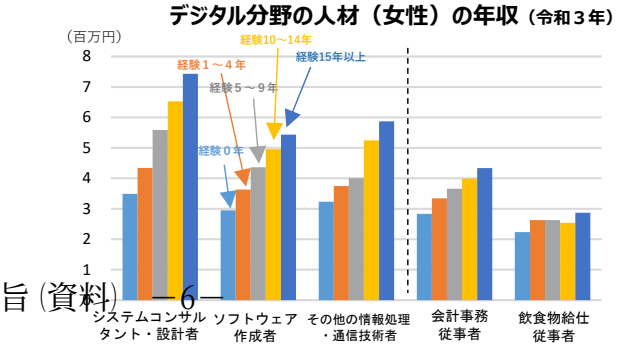

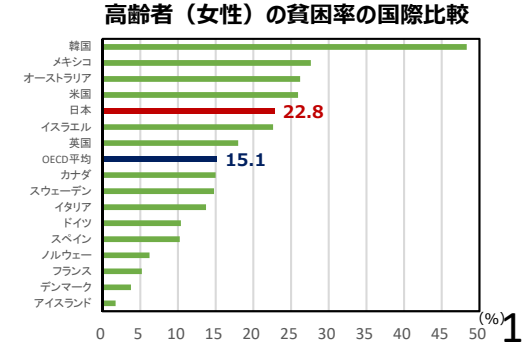

【資料2】

（２）地域におけるジェンダーギャップの解消

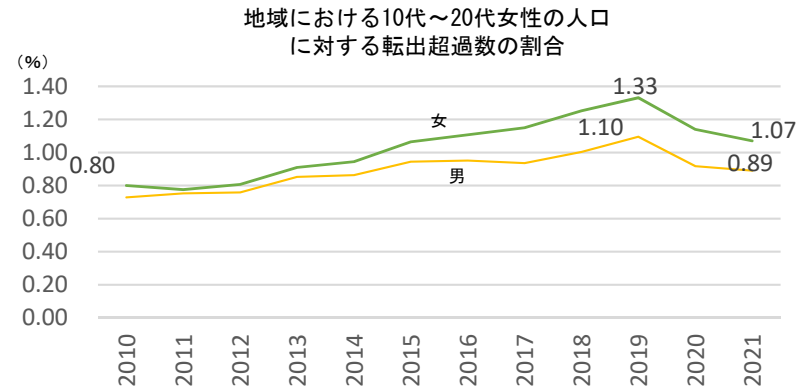

・全国355か所の男女共同参画センターを、人材育成やネットワークを通じて強力にバックアップするため、男女共同参画のナショナルセンターが必須。
・このため、独立行政法人国立女性教育会館を内閣府に移管。同法人の業務の在り方について、令和４年度に有識者会議において検討。
・男女共同参画センターの機能の強化・充実に向け、専門人材の確保、関係機関・団体との連携強化、地域による取組の温度差の解消を強力に進める。
・地域女性活躍推進交付金を始めとする国の支援策を活用して、ジェンダーギャップを解消するための地方公共団体の効果的な取組を支援。
・「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」について、地域で活躍する女性役員や女性活躍に取り組む経営者が登壇する地域シンポジウムを全国各地で開催。

（３）固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込みの解消

・女性の人生の多様化の実態について広く周知し、家庭の役割の重要性と同時に、結婚すれば生涯、経済的安定が約束されるという価値観で女の子を育てることのリスクについて認識を広める。
・地方公共団体や経済団体等を対象としたワークショップ等の啓発を強化し、広報担当や管理職、経営層の意識改革と理解の促進を図る。
・教育委員会に対して、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払しょくするための教員研修プログラムを活用した研修を促す。
・学校教育において、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消につながる教育を推進するための指導モデルの開発を令和４年度に行う。

（４）女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討

我が国の社会保障制度・税制は昭和時代に形作られたが、令和の時代を迎え、女性の人生や家族の姿は多様化。このため、
①現行の制度は就業調整を選択する人を増やしているのではないか。
②配偶者の経済力に依存しやすい制度は、男女間賃金格差も相まって、女性の経済的困窮に陥るリスクを高める結果となっているのではないか。
③現行の制度は分配の観点から公平な仕組みとなっていないのではないか。
という主に３つの観点から、社会保障制度や税制等について検討。

（５）ひとり親支援

①職業訓練
・高等職業訓練促進給付金等の拡充措置について成果や課題を検証した上で継続的な実施について検討。
・訓練後から就業までの企業との連携の在り方なども含めて総合的に検討し、中長期的な自立につながる支援策の強化。
②養育費
・離婚の際に養育費を支払うのは当然のことであるという意識改革を強力に進める。養育費の「受領率」に関する達成目標を定める（現状約24%※母子家庭）。

（６）ジェンダー統計の充実に向けた男女別データの的確な把握

・「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ」において、各種統計等における多様な性への配慮についての現状を把握し、課題について検討を進め、令和４年の夏頃を目途に取りまとめ。

Ⅱ　女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

【資料2】

アダルトビデオ出演被害：モデルやアイドル等の勧誘（令和２年）

①モデル・アイドル等の勧誘経験の有無
（n=20,000）

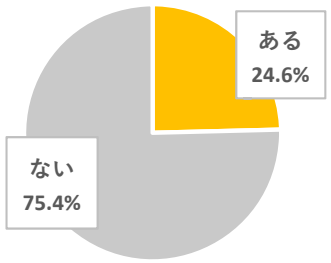

②聞いていない・同意していない
性的な行為等の撮影要求の有無
（n=2,575）

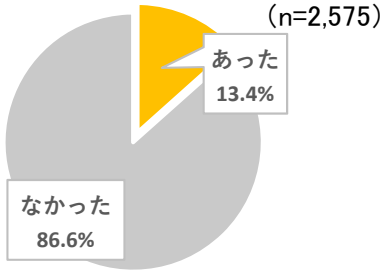

全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（47都道府県）の相談件数の推移

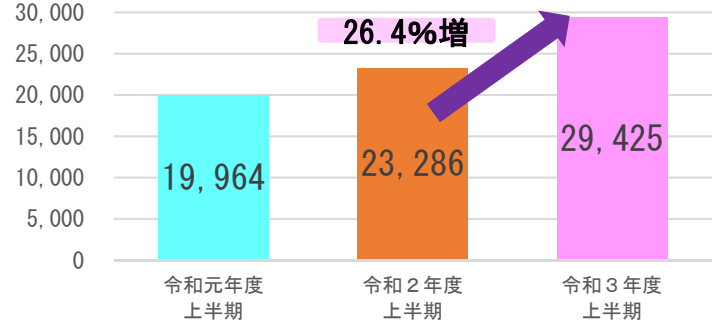

（１）アダルトビデオ出演被害対策等

・ＡＶ出演被害防止・救済法案の審議状況を踏まえ、必要な対応策を講じる。
・アダルトビデオ出演被害に係る緊急対策パッケージに基づき、集中的な広報・啓発の実施や、学校教育の現場などで教育啓発、各種法制度の運用を強化。
・インターネット上の性的な暴力、児童買春・児童ポルノ等の根絶に向けて、関係法令の適用により、違法行為に対して、事案に応じたより一層厳正な対処。

（２）性犯罪・性暴力対策

・令和５年度以降の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の後継となる方針を令和４年度中に策定。
・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化に向けて、交付金の充実によるワンストップ支援センターの安定的な運営や、相談員の処遇改善を図ることで職業として確立するよう支援。
・関係省庁が連携して痴漢撲滅に向けた取組を抜本的に強化するための「痴漢撲滅パッケージ」（仮称）を令和４年度中に取りまとめ。
・「生命（いのち）の安全教育」の令和５年度全国展開に向け、令和４年度は教材等を活用した指導モデルを作成、その普及・展開を図る。
・ハラスメント防止対策の推進（就活セクハラ等）。

（３）配偶者等からの暴力への対策の強化

・ワーキング・グループ報告書素案（中間報告）を踏まえ、配偶者暴力防止法の改正が早期に実現できるよう、検討を行い、結論を得次
・生活・就業・住宅・子育てなどの生活再建に必要な手続の見直しなどについて検討事項を夏までに整理、令和４年内に抜本強化策を取りまとめ。
・非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートＤＶ）への対応として、予防や一時保護・緊急避難などについて必要な施策の整理を行い、令和４年内に必要な対策を取りまとめ。

（４）困難な問題を抱える女性への支援

・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の令和６年４月の円滑な施行に向けて、各都道府県での支援体制の計画的な整備、人材の確保・養成・処遇改善の推進、民間団体との協働の促進など環境整備。

（５）女性の健康

・「生理の貧困」への支援として、地域女性活躍推進交付金や地域子供の未来応援交付金により生理用品提供を支援、地方公共団体の取組の横展開。
・フェムテックの更なる推進に向けて、薬機法上の位置付け等を整理。実証事業を実施し、働く女性の就業継続を支援。製品等に関連して消費者等から情報提供があれば、関係府省庁間で情報共有し、適切に対応。
・予期せぬ妊娠への対応として、緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにすることについて、令和４年度はパブリックコメントを実施し、着実に検討を進める。
・女性の健康に関する知識の向上に向けて、国が率先して取り組むため、国の職員を対象に研修など様々な機会を通じて周知することを検討。

（６）夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方

Ⅲ　男性の家庭・地域社会における活躍

【資料2】

家事に関する配偶者との役割分担の希望（男性）（令和元年）

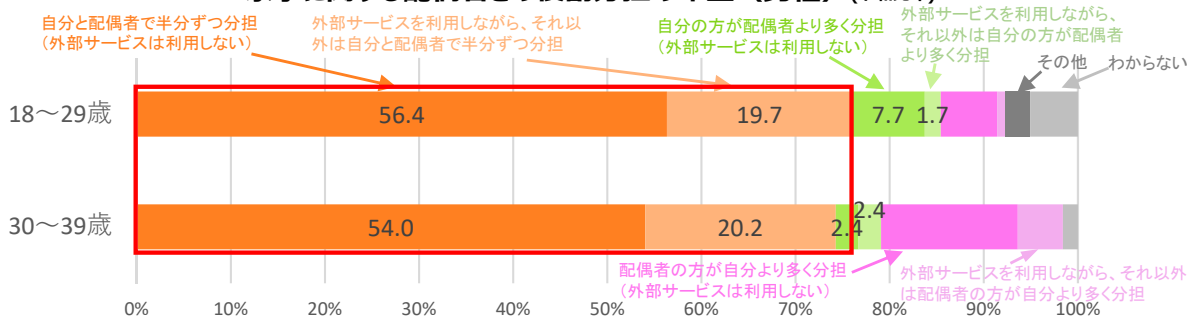

育児休業者の割合（令和２年度）

	民間企業	地方公務員	国家公務員
女性	81.6 %	99.7 %	99.6 %
男性	12.7 %	13.2 %	51.4 %

男性の単独世帯数（年齢階級別）：1094万世帯（令和２年）
（一般世帯の19.6%）

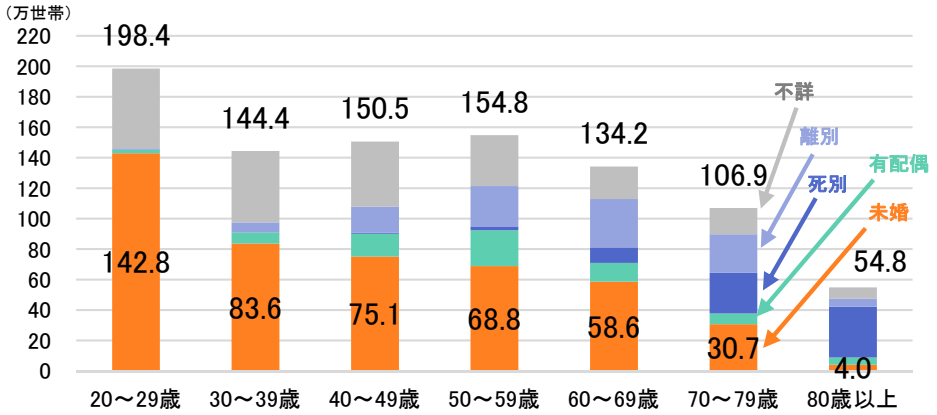

（１）男性の育児休業取得の推進及び働き方の改革

○男性の育児休業取得の推進等

・「産後パパ育休」の創設などを内容とする改正育児・介護休業法の段階的施行を踏まえ、ハローワークにおける育児休業中の代替要員確保に関する相談支援や両立支援等助成金の周知等を実施。

○コロナ下で広まったテレワーク等多様な働き方の定着

・コロナ収束後も多様な働き方を後退させずコロナ前の働き方に戻さない。
・中小企業におけるテレワークの導入を支援、テレワークに関してワンストップで相談できる窓口を設置。あらゆる地域で同じような働き方を可能とする環境を整えるため、地方創生に資するテレワークを推進。テレワーク推進に関する新たな政府目標を検討。
・幹部職員及び管理職が不慣れなことによってオンライン会議が避けられることがないよう、全府省で管理職のデジタル自立を実践。

（２）男性の育児参画を阻む壁の解消

○男性が育児参画するためのインフラの整備

・公共交通機関や公共施設において、ベビーベッド等の男性トイレへの設置、ベビーカー使用者のためのフリースペースの設置を促進。

○学校関連の活動・行事におけるオンライン化の推進等

・保護者と学校の間の連絡のオンライン化を進める。ＰＴＡや保護者会など学校関連の活動・行事について、男女共同参画の観点から保護者や地域住民が参画しやすい工夫を行っている事例を取りまとめ、横展開。

○子育て・介護など各種行政手続におけるオンライン化の推進

・子育て・介護に関する手続のサービス検索及びオンライン申請ができるワンストップサービスについて、令和４年度に地方公共団体における導入を促すとともに、地方公共団体のシステム改修等を支援。

○仕事と子育て等の両立を阻害する慣行等への対応

・園と保護者の連絡が電話や紙で行われることなどについて、関係府省に対し対応を働きかけるとともに、使用済み紙おむつや布団の持ち帰りなどについて、令和３年度に実施した「仕事と子育て等の両立を阻害する慣行等調査」において収集した対応例を広く一般に周知。

（３）男性の孤独・孤立対策

○男性相談窓口の充実強化

・全国的に相談対応が行える体制の整備に向け、各地の相談ニーズ等につき実態を把握するとともに、課題を抽出し、具体的な支援方法を検討。男性相談を行っている男女共同参画センターの取組事例について、全国の男女共同参画センターに対して横展開。

－設置の趣旨（資料4）

Ⅳ　女性の登用目標達成（第５次男女共同参画基本計画の着実な実行）

【資料2】

（１）政治分野

		女性ゼロ議会数	議会数	女性ゼロ議会比率
都道府県議会		0	47	0.0%
市区町村議会		275	1741	15.8%
	市議会	24	792	3.0%
	特別区議会	0	23	0.0%
	町村議会	251	926	27.1%

※令和３年12月

・政治分野におけるハラスメント防止のための研修教材について、各議会等における積極的な活用を推進するとともに、令和４年度以降、その活用状況等について、定期的に把握し、「見える化」を図る。

（２）行政分野

・能力及び実績による人事管理を前提としつつ、従来の人事慣行を見直し、女性職員の職域の拡大に取り組む。
・コロナ前の働き方に戻さないよう、テレワーク等の柔軟な働き方を推進。令和４年度内にフレックスタイム制の見直し等による勤務時間の弾力化や勤務間インターバルの確保の在り方についても検討。

（３）経済分野

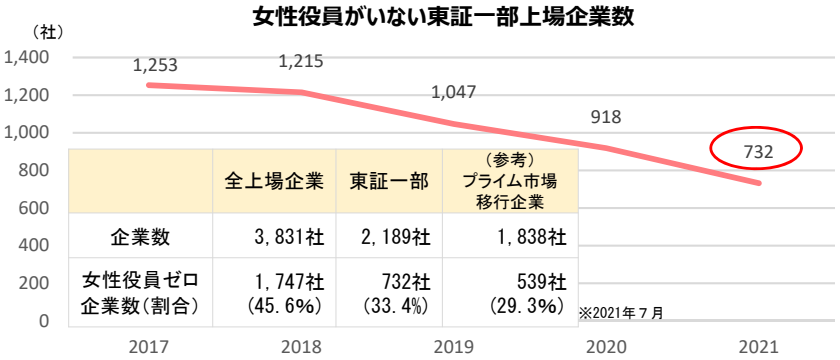

	全上場企業	東証一部	（参考）プライム市場移行企業
企業数	3,831社	2,189社	1,838社
女性役員ゼロ企業数（割合）	1,747社（45.6%）	732社（33.4%）	539社（29.3%）

※2021年７月

・「女性役員情報サイト」において、プライム市場上場企業を始め、市場ごとの女性役員がいない企業の状況や女性役員比率ランキングを掲載。
・令和４年度に全国の商工会及び商工会議所における役員の種別ごとの女性割合を一覧化して「見える化」。
・公共調達において企業等を加点評価する取組について、取組状況の更なる「見える化」を行い、各機関における取組を底上げ。
・コース別雇用管理を行う企業に対し、より柔軟な運用に向けた見直しを行うよう周知啓発。転換制度を設けていない企業へ制度を設けるよう働きかけ。

（４）科学技術・学術分野

・給付型奨学金や授業料等減免の制度について、理工系や農学系の分野に進学する女子学生を対象とした官民共同の修学支援プログラムを創設。
・入学後の専攻分野の決定（レイトスペシャライゼーション）や、入学後の専攻分野の転換、編入学など早期に文理選択を行う必要のない環境の構築。
・女子割合の少ない分野の大学入学者選抜における女子学生枠の確保等に積極的に取り組む大学等に対し、運営費交付金や私学助成による支援強化。
・大学への資源配分において、学長、副学長及び教授における女性登用に対するインセンティブを引き続き付与。

（５）地域における女性活躍の推進

○農業委員や農業協同組合役員等における女性割合の向上

・農業委員や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び土地改良区等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けて、地方公共団体、農林水産団体等に対し働きかけ。

○防災分野

・都道府県防災会議や市町村防災会議の委員に占める女性の割合の引上げに向けて、防災・復興ガイドラインに基づく取組を全国各地に展開。
・消防吏員や消防団員、自衛官、地方警察官など防災の現場等における女性割合の目標達成に向けて、女性の参画拡大の環境整備。

○校長・教育委員会等における女性割合の向上

・校長、副校長及び教頭の女性割合について、教育委員会に対して、目標設定を促すとともに令和４年度中にフォローアップ。各学校法人にも、令和４年度中に分かりやすい情報公開を促す。
・女性教育委員がいない教育委員会に対し助言を行い、結果を公表。

（６）国際分野

・在外公館の各役職段階に占める女性の割合（令和３年７月現在：公使、参事官以上7.5%、特命全権大使、総領事4.7%）を令和７年までに引き上げる目標（公使、参事官以上10%、特命全権大使、総領事８%）を着実に達成。
（資料）公募の活用、管理職や管理職候補への中途採用や民間登用の推進等）

【資料3】

令和４年６月７日
閣　議　決　定

経済財政運営と改革の基本方針2022
新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

Ⅰ．我が国を取り巻く環境変化と日本経済

・我が国を取り巻く環境変化（新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題 等）や国内における構造的課題（輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化等）など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている。

・世界経済の不確実性が大きく増す中、我が国のマクロ経済運営については、当面、2段階のアプローチで万全の対応を行う。

【第１段階】総合緊急対策を講じることにより、**国民生活や経済への更なる打撃を抑制**し、厳しい状況にある方々を全力で支援。コロナ禍からの回復を確かなものに。
予備費の活用等により予期せぬ財政需要にも迅速に対応し、国民の安心を確保。

【第２段階】**骨太方針2022**や**新しい資本主義に向けたグランドデザイン・実行計画**をジャンプスタートさせるための総合的な方策を早急に具体化し、実行へ。

・大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持。民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行う。
・持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する。危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期す。
経済あっての財政であり、経済をしっかり立て直す。そして、財政健全化に向けて取り組む。

Ⅱ．新しい資本主義に向けた改革

●社会課題の解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置づけ
●官と民が協力して計画的・重点的な投資と改革を行い、課題解決と経済成長を同時に実現

新しい資本主義に向けた重点投資分野

1．人への投資と分配
・スキルアップ、多様な働き方の推進
・質の高い教育
・賃上げ・最低賃金の引上げ（全国加重平均1000円以上）
・「資産所得倍増プラン」（NISAの抜本的拡充、iDeCo制度の改革等）

2．科学技術・イノベーションへの投資
・量子、AI、バイオテクノロジー・医療分野への官民が連携した投資の抜本拡充

3．スタートアップ（新規創業）への投資
・スタートアップ育成5か年計画を本年末に策定（5年10倍増）

4．グリーントランスフォーメーション（GX）への投資
・150兆円超の官民投資に向けた成長志向型カーボンプライシング構想の具体化やGX経済移行債（仮称）の検討

5．デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資
・テクノロジーマップの整備・実装、マイナンバーカードの普及

社会課題の解決に向けた取組

●民間による社会的価値の創造
・PPP/PFIの活用等による官民連携の推進
・社会的インパクト投資、共助社会づくり
・イノベーションを促す競争環境の整備

●包摂社会の実現
・少子化対策・こども政策、女性活躍
・共生社会づくり、孤独・孤立対策、就職氷河期世代支援

●多極化・地域活性化の推進
・デジタル田園都市国家構想
・分散型国づくり、地域公共交通ネットワークの再構築
・多極化された仮想空間へ
・中堅・中小企業の活力向上、債務増大への対応
・観光立国の復活、文化芸術・スポーツの振興

●経済安全保障の徹底

Ⅲ．内外の環境変化への対応

国際環境の変化への対応

●外交・安全保障の強化
・安全保障環境が一層厳しさを増す中、外交・安全保障双方の大幅な強化
・防衛力を５年以内に抜本的に強化

●経済安全保障の強化
・経済安全保障推進法の着実な施行

●エネルギー安全保障の強化
・省エネ促進、再エネ、原子力など脱炭素効果の高い電源を最大限活用

●食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進
・食料安定供給、みどり戦略、輸出促進(2030年5兆円目標)、スマート農林水産業

●対外経済連携の促進
・国際連携の強化（DFFT、TPP11、RCEP、IPEF等）
・対日直接投資の推進（2030年80兆円目標）
・外国人材の受入れ・共生

防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興

国民生活の安全・安心

Ⅳ．中長期の経済財政運営、Ⅴ．当面の経済財政運営と令和５年度予算編成に向けた考え方

・財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。経済あっての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかり立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、感染症及び直近の物価高の影響を始め、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、状況に応じ必要な検証を行っていく。
・官民連携による計画的な重点投資の推進、単年度予算の弊害是正、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）の推進とEBPMの徹底強化、税制改革。
・全世代型社会保障をはじめとする持続可能な社会保障制度の構築、その他歳出分野（社会資本整備、地方行財政、教育・研究活動の推進）の取組を実施。
・令和５年度予算において、本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。

経済財政運営と改革の基本方針2022　第１章

Ⅰ.我が国を取り巻く環境変化と日本経済

我が国を取り巻く環境変化（新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題等）や国内における構造的課題（輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化等）など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている。

社会課題の解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置づけ
官と民が協力して計画的・重点的な投資と改革を中長期的に行い、課題解決と経済成長を同時に実現

経済社会の構造を変化に対してより強靱で持続可能なものに変革する「新しい資本主義」を起動

コロナ禍からの回復とウクライナ情勢の下でのマクロ経済運営

◆ 当面のマクロ経済運営

・世界経済の不確実性が大きく増す中、我が国のマクロ経済運営については、当面、2段階のアプローチで万全の対応を行う。

【第１段階】総合緊急対策を講じることにより、**国民生活や経済への更なる打撃を抑制**し、厳しい状況にある方々を全力で支援。コロナ禍からの回復を確かなものに。
予備費の活用等により予期せぬ財政需要にも迅速に対応し、国民の安心を確保。

【第２段階】**骨太方針2022**や**新しい資本主義に向けたグランドデザイン・実行計画**をジャンプスタートさせるための総合的な方策を早急に具体化し、実行へ。

・大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持。民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行う。日本銀行においては、２％の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待。

◆ 経済社会活動の正常化に向けた感染症対策

・**医療提供体制の強化**（新型コロナの専用病床化、個別の病院名を明らかにした病床の確保、即応病床の増床、病床の使用率向上）
・医療DX、医療情報の基盤整備、G-MISやレセプトデータ等により**医療体制の稼働状況の徹底的な「見える化」**
・**ワクチン、検査、経口治療薬の普及**等、マイナンバーカードを使ったワクチン接種証明書のデジタル化等による入国時の円滑な確認体制の整備
・国際的な人の往来の活発化に向け、G7諸国並みの円滑な入国を可能とする**水際措置の見直し**、**水際対策の緩和**
・危機に迅速・的確に対応するための**司令塔機能の強化**等、**中長期的観点から必要な対応の取りまとめ**

中長期の経済財政運営

・持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する。危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期す。
経済あっての財政であり、経済をしっかり立て直す。そして、財政健全化に向けて取り組む。

2

経済財政運営と改革の基本方針2022　第2章①

Ⅱ.新しい資本主義に向けた改革

1．新しい資本主義に向けた重点投資分野

（1）人への投資と分配

◆ **スキルアップ（人的資本投資）**

・2024年度までの**3年間で4000億円規模の施策パッケージ**
・今年中に**非財務情報の開示ルールの策定**、四半期開示の見直し
・リカレント教育、円滑な労働移動促進、同一労働同一賃金の徹底

◆ **多様な働き方の推進**

・ジョブ型の雇用形態、裁量労働制、副業・兼業、選択的週休３日制度
・良質なテレワーク促進、フリーランスが安心して働ける環境の整備

◆ **質の高い教育**

・**給付型奨学金等を多子世帯等の中間層へ拡大、柔軟な返還・納付（出世払い）**
・**大学等の機能強化**（成長分野への再編促進、自然科学（理系）分野の学生割合の目標設定（5割程度など）、文理の枠を超えた人材育成）

◆ **賃上げ、最低賃金の引上げ**

・**賃上げ機運の一層の拡大**（事業再構築・生産性向上等支援、適切な価格転嫁の環境整備）
・できる限り早期に**最低賃金が全国加重平均1000円以上になることを目指す**

◆ **「資産所得倍増プラン」**

・NISAの抜本的拡充、iDeCo制度の改革等の政策を総動員し、**本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定**

（2）科学技術・イノベーションへの投資

・**量子、AI、ﾊﾞｲｵﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・医療分野へ官民連携による投資の抜本拡充**
・**宇宙・海洋分野の取組の強化**
・**世界と伍する研究大学の実現**に向けたガバナンス体制の確立、規制改革
地域中核大学等における産学官連携など戦略的経営の**抜本強化**
・若い人材に対する支援の強力な推進（**研究に専念できる支援策の深化**、「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進を含む**国際頭脳循環の活性化**）

（3）スタートアップ（新規創業）への投資

・実行のための**司令塔機能を明確化**、５年10倍増を視野に**スタートアップ育成５か年計画を本年末に策定**
・**資金調達の環境整備**（IPOプロセス見直し、ベンチャーキャピタル投資拡大）
・**起業を支える人材の育成や確保**、経営人材等のマッチングの支援
・研究開発・販路開拓の支援、オープンイノベーションの活性化

（4）グリーントランスフォーメーション（GX）への投資

・官民連携の下、クリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、**脱炭素に向けたロードマップを年内に取りまとめる**
・150兆円超の官民投資を実現ため、**「成長志向型カーボンプライシング構想」を具体化**する中で、政府資金を将来の財源の裏付けをもった**「GX経済移行債（仮称）」**で先行調達し、予見可能な形で投資支援に回していくことと一体で検討
・「規制・支援一体型の投資促進策」の具体化、GXリーグの段階的発展・活用、トランジション・ファイナンスなどの新たな金融手法の活用
・地域脱炭素の加速化（人材育成、脱炭素経営向上、資金供給等）

（5）デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資

・今後3年間で「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく法令等の見直しを行い、**デジタル原則への適合**を目指す
・自動運転車や空飛ぶクルマ、物流・人流分野のDX・標準化、MaaS、テクノロジーマップ、**ベンダーロックイン解消検討**、**サイバーセキュリティ戦略**
・**行政のデジタル化推進**、**マイナンバーカードの普及**
・医療・介護等にかかるデータ・プラットフォームの整備
・**「自治体DX推進計画」の改定**、地方自治体のデジタル化推進

3

経済財政運営と改革の基本方針2022　第２章②

Ⅱ.新しい資本主義に向けた改革

2．社会課題の解決に向けた取組

（1）民間による社会的価値の創造

◆ **PPP/PFIの活用等による官民連携の推進**

・**新たなアクションプラン**に基づき、取組を抜本強化。**今後5年間を「重点実行期間」**とし関連施策を集中投入。**PFI推進機構**の機能も活用・強化
・スタジアム・アリーナ、文化施設、交通ターミナルへの**コンセッションの導入**

◆ **社会的インパクト投資、共助社会づくり**

・**社会的起業家の支援強化**、民間で公的役割を担う**新たな法人形態の検討**
・**休眠預金法施行５年後見直し**に際して必要な対応実施、PFS/SIB推進に向けた環境整備、NPO法人の活動促進、官民連携による協働促進

◆ **イノベーションを促す競争環境の整備**

・取引慣行の改善や規制の見直しを提言するアドボカシー（唱導）機能の強化

（2）包摂社会の実現

◆ **少子化対策・こども政策**

・**「こども家庭庁」の創設**、ライフステージに応じた**総合的な取組の推進**、日本版ＤＢＳの導入、こどもの貧困解消、改正児童福祉法の円滑な施行
・こども政策について、**必要な政策を体系的に取りまとめ、充実を図る**。必要な安定財源は、**社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討**

◆ **女性活躍**

・**男女間賃金格差の開示義務付け**、男性の育児休業取得促進、女性の参画拡大、**困難な問題を抱える女性に対する支援**、女子学生等の理工系分野の選択促進

◆ **共生社会づくり**

・**包括的支援体制の整備**、生活困窮者への**自立相談支援等の強化**
・認知症や障害者等に対する支援、性的マイノリティへの理解促進

◆ **孤独・孤立対策**

・社会的処方の活用、ひきこもり支援、自殺総合対策
・地方における官民連携プラットフォームの形成に向けた環境整備

◆ **就職氷河期世代支援**

・**2023年度からの２年間を「第二ステージ」**と位置付け、正規の雇用者[illegible]目指す

（3）多極化・地域活性化の推進

◆ **デジタル田園都市国家構想**

・スマートシティの実装、5G・光ファイバ等通信インフラの更なる整備、ポスト5G/Beyond5G、**2026年度末までにデジタル推進人材230万人育成**

◆ **分散型国づくり・地域公共交通ネットワークの再構築**

・**物流・人流ネットワークの早期整備・活用**、**リニア中央新幹線の整備促進**、港湾におけるＡＩターミナルの実現、航空ネットワークの維持・活性化
・**地域公共交通ネットワークの再構築**、自動運転等のインフラ整備

◆ **多極化された仮想空間へ**

・**Web3.0**、NFT、メタバースなど分散型のデジタル社会の実現に向けて必要な環境整備

◆ **関係人口の拡大と個性を活かした地域づくり**

・関係人口の実態把握、ふるさと納税、**サテライトオフィスの整備**、沖縄・北海道振興

◆ **中堅・中小企業の活力向上**

・**事業再構築・生産性向上支援**、**取引適正化**、地域企業でのDX実現

◆ **債務が増大している企業や家計への対応**

・債務減免を含めた債務整理等の**収益力改善・事業再生・再チャレンジの支援**、新たな事業再構築法制の整備、緊急小口資金等の償還免除

◆ **観光立国の復活**

・国内需要喚起策、**観光地・観光産業の再生・高付加価値化**
・インバウンドの戦略的回復、CIQ等の受入環境の整備、水際対策

◆ **文化芸術・スポーツの振興**

・日本の文化芸術・コンテンツの**魅力の内外への発信・展開**、スポーツの**成長産業化**

（4）経済安全保障の徹底

・エネルギーや食料を含めた経済安全保障の徹底、自由貿易推進
・不公正な経済活動への対応強化

4

経済財政運営と改革の基本方針2022　第３章

Ⅲ.内外の環境変化への対応

１．国際環境の変化への対応

（１）外交･安全保障の強化

・安全保障環境が一層厳しさを増す中、外交・安全保障双方の大幅な強化
・**国際秩序の維持・発展のための外交を積極展開**（日米同盟を基軸に豪印等の国・地域と協力の深化、ODAや実施体制など外交力を強化）
・新たな国家安全保障戦略等の検討を加速し、**防衛力を５年以内に抜本的に強化**。令和５年度予算については、予算編成過程において検討。

（２）経済安全保障の強化

・経済活動の自由との両立を図りつつ、安全保障に関する経済施策を総合的・効果的に推進
・**経済安全保障推進法の着実な施行、サプライチェーン・官民技術協力関連施策は先行して可能な限り実施**

（３）エネルギー安全保障の強化

・省エネ促進、再エネ、原子力など**エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用**
・電力ネットワークやシステムの整備、サプライチェーン維持・強化、安全最優先の原発再稼働、実効性のある原子力規制、原子力防災体制の構築

（４）食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

・生産資材の安定確保、飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料・木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰対策の構築を検討。**食料の安定供給**確保に必要な総合的対策の構築に着手
・**みどり戦略**実現、**輸出促進**(2030年5兆円目標)、**スマート農林水産業**の実装

（５）対外経済連携の促進

◆ 国際連携の強化
・自由で公正な経済圏の拡大、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化
・世界のSDGs達成に貢献
・**国際的ルールづくり、国際連携（DFFT、TPP11、RCEP、IPEF等）**
・サプライチェーンにおける人権尊重、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成

◆ 対日直接投資の推進
・2030年に80兆円の目標達成に向け、**投資先としての魅力向上**
・経済安全保障の観点にも留意しながら、**DX･GXの推進等に資する支援**
・国際金融センターの機能強化、国際仲裁の活性化

◆ 外国人材の受入れ･共生
・高度外国人材の受入れ・活躍推進、技能実習制度の運用適正化
・外国人との共生社会実現に向けた取組（外国人が暮らしやすい地域づくり等）

２．防災･減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興

◆ 防災･減災、国土強靱化
・**必要・十分な予算を確保**し、引き続き、**「5か年加速化対策」等を推進**
・**5か年加速化対策後**も、**中長期かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進める重要性等を勘案**し、**次期「国土強靱化基本計画」に反映**

◆ 東日本大震災等からの復興
・**被災地の復興・再生に全力**を尽くす

３．国民生活の安全、安心

・テロの未然防止、**インテリジェンス機能強化を含むサイバーセキュリティ対策**、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策、有事への国民保護施策
・**次期「再犯防止推進計画」の策定**、予防司法支援機能・総合法律支援の充実・強化、司法分野のデジタル化、第4次犯罪被害者等基本計画を基として、取組強化、司法外交の推進
・**消費者の判断を歪めるようなデジタル広告対応の制度整備**等消費者政策

5

経済財政運営と改革の基本方針2022　第4、5章

Ⅳ.中長期の経済財政運営

中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営

・**財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む**。経済あっての財政であり、現行の目標年度により、**状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない**。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかり立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、感染症及び直近の物価高の影響を始め、**内外の経済情勢等を常に注視**していく必要がある。このため、**状況に応じ必要な検証**を行っていく。

◆ 官民連携による計画的な重点投資の推進
・計画的な投資と課題解決に必要な制度改革を**含めたロードマップを官民で共有**し、それに基づいて、**必要な財源を確保しつつ**、事業の性質に応じた基金や、税制も活用しながら、**大胆な重点投資を、官民連携の下で中長期的かつ計画的に推進**する。

◆ 単年度予算の弊害是正
・**単年度主義の弊害を是正**し、国家課題に計画的に取り組む。事業の性質に応じた**基金の活用**等や、**年度を跨ぐ予算執行**が可能となるよう柔軟・適切に対応。

◆ 持続可能な債務管理に向けて
・今後も、**安定的な国債の借換えのための環境を実現**していく必要。債務残高対GDP比をコントロールしていく観点からも**名目成長率を高めることが重要**。

◆ 効果的･効率的な支出の推進とEBPMの徹底強化等
・**ワイズスペンディング**の推進に向けて、**見える化、インセンティブ改革**等の抜本強化。
・**行政事業レビューシートの予算編成時の活用**、基金等のPDCA推進
・経済社会の構造変化に対応した税制改革

個別分野の改革

◆ 持続可能な社会保障制度の構築
・全世代型社会保障の構築に向けて、世代間の対立に陥ることなく、全世代にわたって広く基本的な考え方を共有し、**国民的な議論を進めていく**。
・全世代型社会保障構築会議で、2040年頃を視野に、**短期的及び中長期的課題を整理**し、**中長期的な改革事項を工程化**した上で、政府全体で取組を進める。
・総理を本部長とする**「医療DX推進本部（仮称）」**の設置や**保険証の原則廃止を目指した取組の推進**、良質な医療を効率的に提供する体制を整備。

◆ 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備
・ｲﾝﾌﾗﾃﾞｰﾀのｵｰﾌﾟﾝ化･ﾃﾞｰﾀ連携、i-Constructionの推進など、**ｲﾝﾌﾗ分野のDX**を加速
・**中長期的な見通しの下**、**今後も必要な事業量を確保**しつつ、実効性のあるPDCAサイクルを回しながら、**社会資本整備を着実に推進**

◆ 国と地方の新たな役割分担
・国・地方間、自治体間の**役割分担等の在り方を明確化する検討**を進める
・法令上新たな計画策定の義務付け･枠付けを定める場合には必要最小限とする

◆ 経済社会の活力を支える教育･研究活動の推進
・**教育DX**と連動した教育の**ハード･ソフト･人材の一体改革**、学びの基盤的な環境整備
・**国際性向上**等による**研究の質及び生産性の向上**

Ⅴ.当面の経済財政運営と令和5年度の予算編成に向けた考え方

・令和5年度予算において、**本方針及び骨太方針2021に基づき、経済･財政一体改革を着実に推進**する。**ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。**
・新しい資本主義の実現に向け、「人への投資」、「科学技術･イノベーションへの投資」、「スタートアップへの投資」、「GXへの投資」、「DXへの投資」の分野について、**計画的で大胆な重点投資を官民連携の下で推進**する。
・事業の性質に応じた基金の活用等や、年度を跨いだ予算執行が可能となるよう柔軟かつ適切に対応すること等により、**単年度主義の弊害是正**に取り組む。コロナ禍での累次の補正予算の使い道や成果を**見える化**するとともに、**EBPMやPDCAの取組**を推進し、**効果的･効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底**する。

6

2．新制大学設立以降の住居学科の教育について
—卒業生調査に基づく考察—

大塚　順子

1948年に日本女子大学が新制大学として設立され、住居学科の前身となる生活芸術学科が誕生してから2018年には70年目を迎えた。その間、1962年に住居学科が発足し、1996年の生活・建築コース設置、2001年の居住環境デザイン専攻と建築環境デザイン専攻の設置を経て現在の体制となり、科目数や単位の変更など、住居学科の教育にかかわるカリキュラムの検討が重ねられてきた。住居学科が輩出した卒業生は、幅広い分野で活躍しているが、建築家や研究者も多く社会的に高い評価も得られている。ここでは、そうした卒業生を対象とした調査を元に、住居学科の教育について考察する。

1．調査の目的と概要

卒業生に関する調査は、卒業生同窓会組織である「住居の会」によって、1990年に「住居学科卒業生実態調査」（以下、1990年調査）を行っており、「卒業生白書　一二八三七人からのメッセージ」としてまとめられている。この調査では、日本女子大学の住居学科の変遷や住教育の意義を踏まえた卒業生の実態把握とカリキュラムの変遷が明らかにされた。その後、目立った調査は行われてこなかったことを踏まえ、その後の卒業生の実態把握とカリキュラム変遷を改めて検証する調査を実施した。調査概要を表１に示す。特に、学科発足以降の学科の変遷とカリキュラム体系を分析することと、在学時の学びが卒業後どのように活かされているのかを把握し、住教育の意義等を明らかにすることの２点を主な目的とした。

2．調査結果

（1）カリキュラムから見た住居学科の変遷

カリキュラムを見ると、科目数・内容・種類は大きく変化していることが確認できた。特に、大きな契機となったのは、①1962年：住居学科誕生、②1996年：生活・建築コース設置、③2001年：居住環境デザイン専攻・建築デザイン専攻設置の３時点であった。住居学科の変遷、カリキュラム（科目数・必修数・変化）について図１に示す。

①科目数の推移

カリキュラム科目数については、生活芸術科時代は各年毎に増減が激しく、最も少なかった1949年は７科目、最も多かった1960年は22科目とばらつきがあり、授業科目の設定に模索的な時期であったことがうかがえる。住居学科が誕生してからは、年々科目数が緩やかに増加し、1978年には大学院修士課程、1992年には大学院博士課程が設置され、住居学科としてカリキュラムが定着していることが分かった。その後の大きな変化は、1996年の生活・建築コースの設置で、科目が共通・生活学関連・建築学関連に分化したことでカリキュラムが60科目程度と大幅に増加している。これまで、必修、選択の２構成であったが、コース設置に伴い、選択必修が追加され、学生の科目選択の自由度が大幅に拡大されたことが分かる。さらに、2001年の居住環境デザイン専攻・建築デザイン専攻設置後は、専攻別に取得する単位種類が分けられ、専攻ごとのカリキュラム構成と変更に

表１　調査概要

１．カリキュラム分析		
日本女子大学で作成している「履修便覧」（1994.1995年）、「履修の手引き」（1996～2018年）のそれぞれの中から家政学部住居学科に該当する部分を抽出し、内容を分析した。 併せて、日本女子大学住居学科同窓会住居の会が出版した「卒業生白書一二八三七人からのメッセージ」（1994年）のうち、住居学科教育の系譜「カリキュラムの変遷」部分を併せて分析した。		
２．アンケート調査		
	1990年調査*1	2018年調査
調査対象	１回生～40回生 対象2575人のうち、連絡先が判明していた2430人	１回生～68回生 対象3648人のうち、連絡先が判明していた3590人
調査方法	郵送による配布回収	郵送による配布回収
回収状況	1151部（回収率44.7％） 有効回答1138部、無効13部	879部（回収率24.5％）
主な調査内容	①住居学科を選んだ理由 ②卒業からの現在の状況 ③現在の家族や生活について ④卒業当初の進路 ⑤日常生活に関する事柄 ⑥今後の希望・意見	①基本情報 ②現在の状況について ③新卒時の状況について 　卒業後の進路など ④住居学科在学中について 　進学理由・住居学科での学びについて

＊１　1990年調査については、これまでの経緯や変化を比較分析するため既往調査（日本女子大学住居学科同窓会住居の会出版「卒業生白書一二八三七人からのメッセージ」（1994年））を利用した。

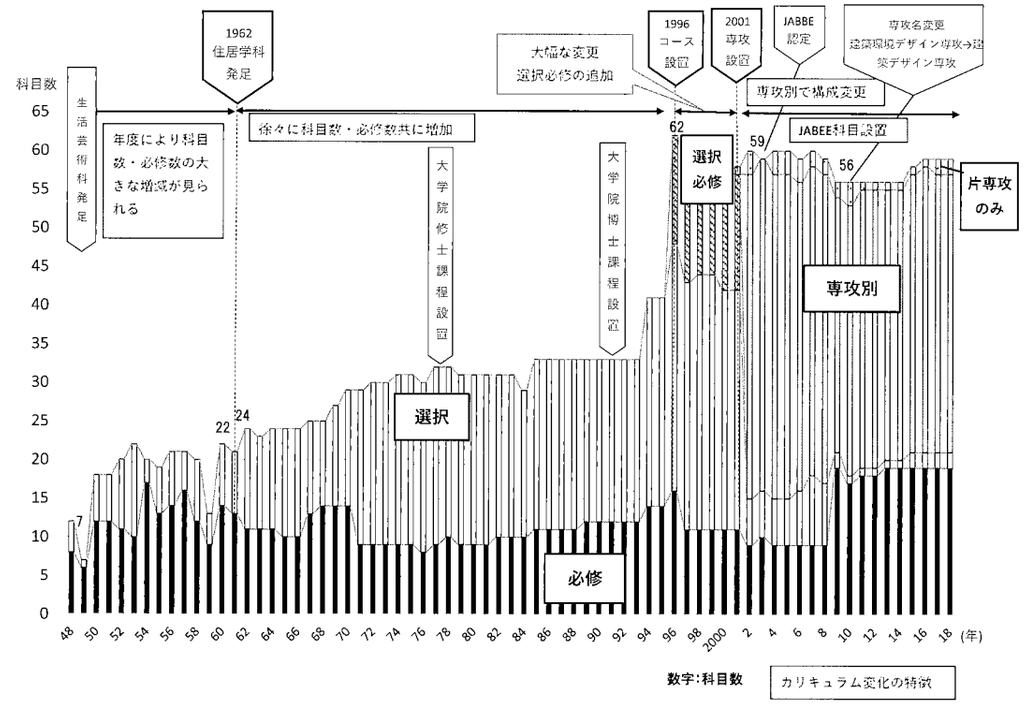

図１　住居学科の変遷とカリキュラム（科目数・必修数・変化）

表２　カリキュラム科目分類の変遷

主な状況　特徴		カリキュラム構成	
1948	家政学部生活芸術学科発足	住居学（基礎学・住居学・被服学の３つの学びの１つ）	
1962	住居学科発足	科目分類なし	＊1
1969	カリキュラム科目の分化 科目３分類化	・住生活関係 ・住居計画関係 ・住居機構関係	**生活学コース理念**：国内外の住居及び生活環境を、歴史、地域時代の生活、さらに社会の潮流、生産といった様々な側面から学ぶ。このコースで将来を見据えながら生活身辺の情報を幅広くとり入れ、社会とのコミュニケーションがはかれる能力、住環境の分析的・総合的な理解力と想像力を培うことを目的としている。なお、住生活、住居管理、住環境計画、住宅政策、住宅デザインなどに関する専門的な立場から、住文化の向上に貢献できる人材を育成する。
1971	共通項目の追加 科目４分類化	・住生活関係 ・住居計画関係 ・住居機構関係 ・共通	**建築学コース理念**：住居学科の理念を踏まえつつ、住居から都市までの物理的な生活空間の工学的、芸術的側面を学び、居住環境の向上を目的とした創造性豊かな建築設計者、建築技術者、プランナーおよび研究者を養成する。
1985	カリキュラム科目の整理 科目５分類化	・住生活関係 ・住居計画関係 ・住居機構関係 ・住居意匠関係 ・共通	住生活を住居とのかかわりをもって学ぶ 住居から都市までを考察し、空間計画を学ぶ 造形感覚や空間把握を目的とした表現方法を学ぶ 住居を物理的に学んでいく 設計をしていく上での基礎的なことを学ぶ （卒業論文・卒業制作は、1996年からその他に移行）
1996	生活・建築コース設置 コース理念*1の反映	・共通 ・住生活関係 ・建築学関係 ・その他（卒業論文・卒業制作）	基礎関連（基礎意匠・基礎製図など）と住居史などの一部科目 住生活関係・住居計画関係・住居意匠関係 住居機構関係
2001	２専攻設置 居住環境デザイン専攻 建築環境デザイン専攻	・共通 【専攻ごと】 ・専門科目 ・その他（住居学演習　卒業論文・卒業制作）	＊2001年は共通科目以外休講のため、実際の専攻分化は2002年～

なっている。また、2004年には、前年に認可されたJABEE科目が追加された。これに伴い、選択必修は共通科目にはなくなり、専攻ごとに分けられた。その内訳をみると、科目数全体の変化はほとんどないものの、建築環境デザイン専攻が建築デザイン専攻に名称変更した2010年を境に、必修と選択必修の科目数のバランスが大きく変化し、学生の履修選択の自由度が高くなっていた。

②科目構成の推移

カリキュラム構成（表２）をみると、生活芸術科発足時の基礎学・住居学・被服学の３つの学びの１つとして存在した住居学から、その内容ごとに分化してきたことが確認できた。1992年に住居学科が誕生するが、その当時に科目構成の分類はなく、1969年に住生活学関係・住居計画関係・住居機構関係の３つに分化、1971年に共通が加わり４つに分化、1985年にさらに住居意匠関係が加わり、５つに分化していく。その後、カリキュラム構成が大きく変化した1996年には、新たに設置されたコース理念を反映させた科目構成に変更になった。これまでとは違い、基礎意匠や基礎製図といった基礎関連科目と住居史などの一部科目が、コース全体の基礎科目として位置づけられ、住生活関係・住居計画関係・住居意匠関係が生活学関係に、住居機構関係が建築学関係に分化した。2001年には、専攻が設置されるが、同年の専門科目は休講であったため、実質的には2002年より専攻が生まれたが、共通項目はほとんど変更なく、それ以外が専攻ごとに別々の単位種類として設定された。1996年にコースが設置されてからは、カリキュラム内容の分化は見られず、資格取得など

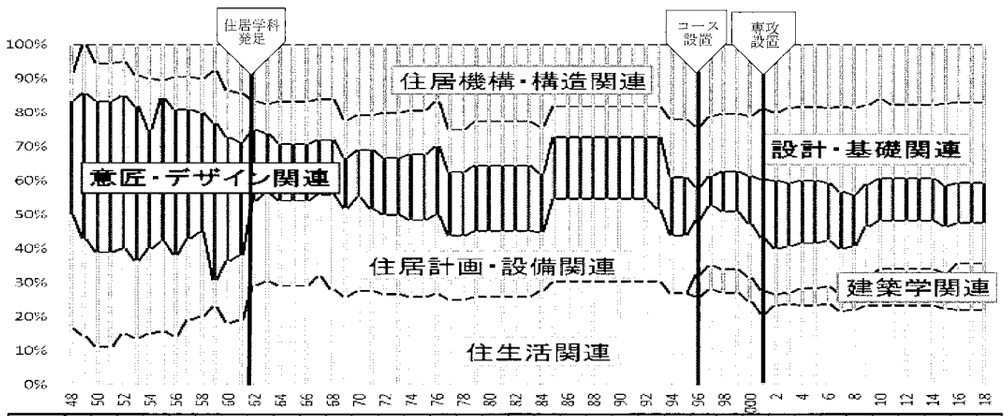

年	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83
開講数	12	7	18	18	20	22	20	19	21	21	20	13	22	21	24	23	24	24	24	25	25	27	29	29	30	30	31	31	30	32	32	31	31	31	31	31

年	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18
開講数	29	33	33	33	33	33	33	33	33	33	41	41	62	57	59	59	57	58	60	59	60	60	59	60	59	56	56	56	56	56	56	58	59	59	59

図２　分野別科目数の推移

を視野にいれた人材養成ための構成となっていた。

③内容分類

カリキュラム内容は、主に住生活関連、建築学関連、住居計画・設備関連、意匠・デザイン関連、住居機構・構造関連、設計・基礎関連の６つに分類でき、その科目数割合の推移は図２の様になった。（カリキュラム内容から構成を定めていたのは1995年までのため、それ以降については、1995年までの５つの科目構成をもとに独自ルールにて分類を行った。）

住生活関連は、住居学科発足以降は、安定的に20％前後を占め、生活と住居のかかわりを学ぶ住居学科の中核を担う科目であることが分かる。住居計画・設備関連と意匠・デザイン関連は、生活芸術科時代は、比較的多いものの、住居学科発足以降は次第に減少する一方で、設計・基礎関連が増加傾向にあることがわかる。特に生活・建築コースが設置された1996年前後には、設計・基礎関連の科目が大きく増加した。意匠・デザイン関連科目も同時期に増加傾向にあるが、現在は減少している。この背景には、58回生（2005年）より建築士等の受験資格を実務要件２年で取得できるように制度改正されたことから、徐々に卒業後の実務に活かすことのできる設計技術等のハード面に力を入れる様に変化したものと考えられる。

科目内容ごとの単位種類については、住生活関連科目は、専攻分化した2002年以降も必修、専攻別のバランスを保ちながら構成されている。建築学関連は、1996年のコース設置により新たに加わり、２専攻になるまでは、選択と選択必修のみの履修選択の自由度が高い構成であったが、専攻分化以降は必修科目も設けられ重要度が増加している。住居計画・設備関連は、２専攻分化後は、専攻別と必修のみで構成されている。意匠・デザイン関連は、1970年頃まで必修があるものの、その後選択のみで構成され、1985年から1996年まで必修が復活しているが、コース設置後は必修ではなくなっている。住居構造・構造関係は、生活芸術科時代が選択のみ、必修のみと定まらない状態であったが、住居学科誕生後は、必修・選択のバランスを保ちながら2010年頃より必修が急増している。設計・基礎関連は、ほとんどが必修で構成され重要な科目として位置づけられて来たことが分かった。

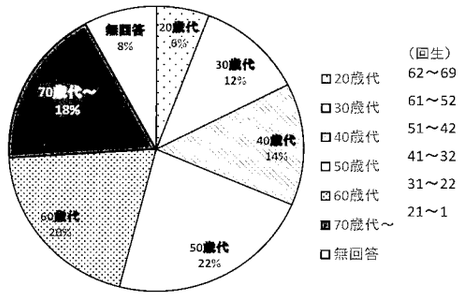

図３　回答者の年齢内訳（調査回答時）（n ＝886）

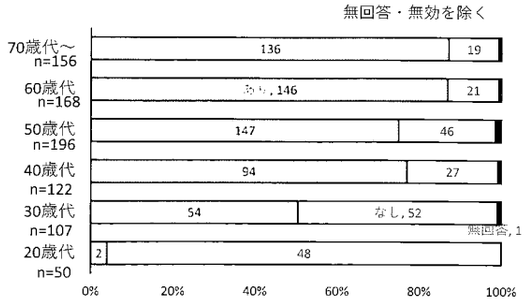

図４　年代別　子育て経験の有無

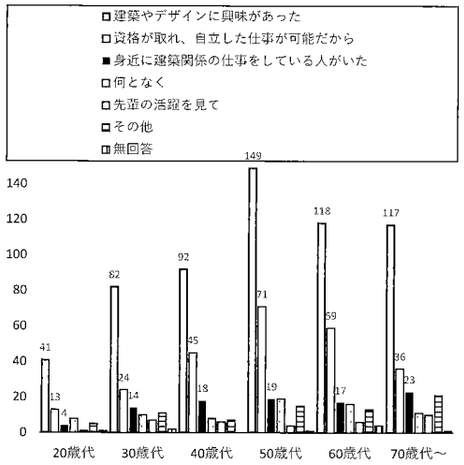

図５　住居学科への進学理由（複数回答）

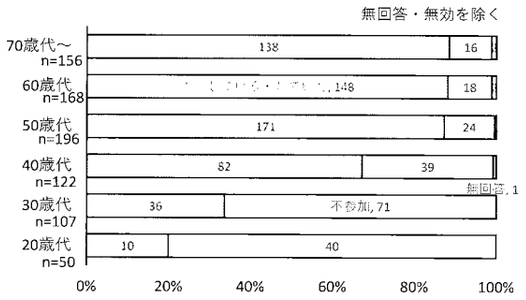

図６　年代別　地域・社会活動への参加

単位種類の視点から見ると、全体的に必修の割合は少なくなり、選択や選択必修、専攻別の割合が大きくなり、学生の履修選択の自由度が増加しているといえる。意匠・デザイン関連の科目数の減少と必修科目からの変更、設計・基礎関連科目数の増加と必修設定の増加は、特に資格取得なども視野に入れ、どういった人材を育成していくのかを重視したカリキュラム変更であったと考えられる。

（２）住居学科卒業生の実態

①調査対象卒業生の概要

アンケートは、住居学科同窓会「住居の会」の会員である１～68回生3590人を対象とし、879人から回答を得た（回収率24.5％）。回答は、30～40回生からの回収数が高かった。年齢では、50歳代（32～41回生）が22％と最も多かったが、各年代ともに15％程度の回収を得た（図３）。家族構成では、「夫婦と子ども」（34％）が最も多く、次いで「夫婦のみ」（30％）が多かった。また、子育て経験者が70％を占めていた（図４）。住居学科への進学理由（図５）については、「建築やデザインに興味があった」が最も多く、次いで「資格が取れ、自立した仕事が可能だから」となってい

た。現在所有している資格については、「一級建築士」「二級建築士」が多くなっていたが、1990年調査と比較すると「その他」が25％を超えており、多様な資格が増え、受験機会も増加したことが影響しているものと推察される。

②大学での学びについて

ここでは、①住居学科での学びの中で得られたことや印象的だったこと、②大学で住居学科に所属したことが活きた出来事の２点に着目する。

①住居学科での学びの中で得られたことや印象的だったことについては、「授業」「先生」「課題類（ワークショップを含む」」「その他」に項目分けをして自由記述にて回答してもらったところ58％の回答が得られた。最も記入が多かったのは「授業」に関する項目で、ついで「先生」、「課題」の順であった。

また、②大学で住居学科に所属したことが活きた出来事の有無については、66％があると回答した。こちらも「仕事」「家庭」「個人」「地域」「その他」の５項目について自由記述にて回答してもらったところ、「仕事」に関する記入をした人が最も多く、次いで「個人」「家庭」と多くなっていた。

さらに、得られた自由記述全てについて、1948年～2018年に存在した授業名（関連するキーワードを含む）で検索を行い、科目に関する自由記述の内容を分析した（表３、４）。学科の学びの中で影響を受けたことや印象的だったことの授業名検索では、自由回答総数のうち、「設計・基礎関連」に関する科目についての回答が37.4％と最も多く、さらに「意匠・デザイン関連」に関する科目が14.0％であった。

設計・基礎関連の回答の項目分類では、「授業」「課題」の項目に多くの記述がみられた。「授業」に関する記述内容の詳細（表７）を見ると、建築家の非常勤講師の授業を受講できたことに関する意見が多かった。また、設計の授業を通じて、住居学科としての生活者の目線などの考え方を学んだと回答している人も多くいた。「課題」では、共同設計により培われたチームワークに関する記述が目立った。学生は設計・基礎関連の授業から、多数の教員を通じて建築に対する考え方、特に住居学科ならではの生活者の視点を学び、課題を通じてチームワークやスケジュール管理能力を得ていることが把握できた。

意匠・デザイン関係の科目は、前述のカリキュラム分析でも触れたように、必修科目だったのは1970年代頃までで、その後、選択や必修以外の科目として構成されていただが、学生の印象に残る授業であったため、自由記述での回答が比較的多かったと考えられる。

また、大学での学びが活きた経験についての授業名検索でも、「設計・基礎関連」に関する自由記述が最も多く37.0％で、技術的に役立ち、仕事や日常生活に生かせるスキルや知識となって評価されていることが分かった。「設計・基礎関連」に関する項目分けでは、「仕事」の項目について回答が多く、ついで「家庭」「個人」でも回答が多かった。設計や建築系の業種で働く幅広い卒業生にとって住居学科の学びが活かされている状況が把握できた。記述内容の詳細を見る（表７）と、実際に「スキルとして役立った」という回答の一方で、「実務的なことを学びたかった」という感想もあった。また、「職場での人脈づくりに住居学科の知名度等が役立った」という回答も見られた。

意匠・デザイン関連については、大学での学びで得られたこと、印象的だったことに比べると学びが活きたという回答は少なく、「インテリアデザイン」「図学」などがあるにもかかわらず30歳代以下での回答はなく、回答者に偏りがあることが分かった。意匠・デザイン関連の自由記述内容で

表３　学科の学びで得られたこと・印象的だったこと

（n =513）

授業名 / 検索ワード	総計	授業名 / 検索ワード	総計
住生活（総計） 17（3.3%）		意匠（総計） 72（14.0%）	
住宅問題	1	図学	4
住宅放棄	1	インテリアデザイン	3
住居史	10	基礎意匠	46
建築法規	1	絵画デッサン	3
住生活（学）	4	＊意匠	62
建築学（総計） 14（2.7%）		機構（設計） 5（1.0%）	
＊建築学	10	力と形	3
日本建築史	2	建築構法	1
西洋建築史	2	建築構造	1
住居計画（総計） 11（2.1%）		設計（総計） 192（37.4%）	
都市計画	7	＊設計	149
造園学	1	住居学概説	1
建築計画	1	設計製図	34
ランドスケープ	1	建築設計	3
住居設備	1	住宅設計	5

表４　大学での学びが活きた出来事

（n =579）

授業名 / 検索ワード	総計	授業名 / 検索ワード	総計
住生活（総計） 9（1.6%）		意匠（総計） 14（2.4%）	
住居史	2	図学	1
ライフスタイル（論）	3	図法	1
居住環境（論）	1	インテリアデザイン	3
住宅政策	1	基礎意匠	5
住生活（学）	2	＊意匠	9
建築学（総計） 15（2.6%）		機構（総計） 0（0.0%）	
＊建築学	15		
住居計画（総計） 10（1.7%）		設計（総計） 214（37.0%）	
都市計画	7	＊設計	182
ランドスケープ	1	設計製図	6
建築環境	1	建築設計	9
環境工学	1	住宅設計	17

＊授業科目ではないが検索キーワードとしたもの。
・総計は、得られた自由回答総数に対する該当回答数の割合（複数回答）

表５　住居学科の学びで得られたこと・印象的だったこと

【設計・基礎関連】

授業名 / 検索ワード	授業	先生	課題	その他	総計
設計（総計）	55	26	89	22	192
設計	42	18	73	16	149
設計製図	11	7	14	2	34
建築設計	0	1	1	1	3
住宅設計	2	0	1	2	5
住居学概説	0	0	0	1	1

【意匠・デザイン関係】

授業名 / 検索ワード	授業	先生	課題	その他	総計
設計（総計）	40	4	24	4	72
図学	2	1	0	1	4
インテリアデザイン	2	1	0	0	3
基礎意匠	27	1	17	1	46
絵画デッサン	1	0	1	1	3
意匠	8	1	6	1	16

表６　住居学科の学びが活きたこと

【設計・基礎関連】

授業名 / 検索ワード	仕事	家庭	個人	地域	その他	総計
設計（総計）	97	53	21	3	8	182
設計	69	50	21	3	7	150
設計製図	5	0	0	0	1	6
建築設計	7	2	0	0	0	9
住宅設計	16	1	0	0	0	17

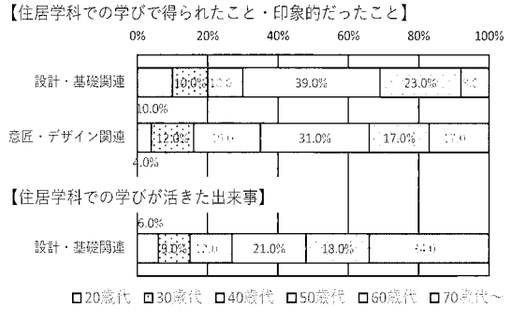

図７　回答者状況

は、「授業」の項目で、「１年生の最初の方に美術的な学びや表現方法を学ぶことができた」という意見が多かった。デザインや建築を学ぶ上での緩やかなきっかけとなっていたということがうかがえる。

住居学科で学んだことの活用方法についてみると（図８）、50歳代、60歳代では、「建築関係の仕事に活かされている」が最も多く、次いで「家庭生活に活かしている」が多くなっている。70歳代

表７　大学での学びが活きた出来事

【設計・基礎関連】

回生	歳	現在の仕事 仕事	現在の仕事 業種	現在の仕事 内容	新卒時 業種	新卒時 内容	授業
14	70歳代～	就労中	建築設計（主に共同住宅）	設備設計	設計事務所等	設備設計	一級建築士などの資格を取り、卒業時から約50年間設備設計の仕事ができたこと。途中で自衛に切り替えたため、仕事量が自分で調節で来たこと。
67	20歳代	就労中	リフォーム・リノベーション	リフォーム業・営業・設計、施工管理、事務	リフォーム・リノベーション	リフォーム業・営業・設計、施工管理、事務	図面の基本的な意味が分かる。お客様が学科をご存じで、一目置かれる。モノの寸法が大まかに分かり、設計に活かせる。現在の仕事に出会えたこと。先輩が多く就職していた。
33	50歳代	就労中	その他	不動産関連	無回答	建築設計（一般）	新卒時、建築設計業についたが図面が期待されているようにかけず、もっと勉強しておくべきだったと大変つらい思いをした。大学で、もっと実務的なことを教えて頂けたらと当時は思った。大学での学習は社会につながりにくく、もっと実社会とつながった勉強や情報が欲しかった。
65	20歳代	就労中	その他	一般事務	リフォーム・リノベーション	建築設計（主に個人住宅）、営業	設計課題を通して、建築がただそこにあるのではなく地域と密接に関係しあっているものだと理解し、そんな建築を自分も実現していきたいと思った。
37	50歳代	就労中	建設会社（ゼネコン）	積算・見積	建設会社（ゼネコン）	積算	設計製図で建築家の非常勤講師からデザインに対する考え方を学んだ。
31	60歳代	非就労			建設会社（ゼネコン）	設備設計	住生活について、生活の目線からの設計を考えていくことは、住居学科ならではだった。
45	40歳代	就労中	官公庁・公社等（建築）	建築設計（主に共同住宅）等	官公庁・公社等（建築）	現場設計・管理	建築設計Ⅲで有名な建築家の非常勤講師などとの交流が出来たこと。
65	20歳代	就労中	不動産会社	一般事務	不動産会社	一般事務	設計の授業では、提出日までに課題を終わらせるスケジュール管理の大切さを学んだ。

【意匠・デザイン関連】

回生	歳	現在の仕事 仕事	現在の仕事 業種	現在の仕事 内容	新卒時 業種	新卒時 内容	授業
38	50歳代	就労中	設計事務所	建築設計（構造）	建設会社（ゼネコン）	建築設計（一般）	住まい方使い方を考えながら設計するということ。図学、基礎医療、構造、設備全ての授業が役にたった。
不明	不明	就労中	設計事務所（自営）	建築設計	無回答	建築設計	大学では主に意匠等のデザインを勉強し、図面を見て、それを立体的な空間として想像膨らすことが出来ることがとても役に立っています。
43	40歳代	就労中	作家（建築以外）	ガラスクラフト	就職しなかった		基礎意匠のデザインの勉強が役にたった。
41	50歳代	就労中	広告・マスコミ	編集	百貨店	販売	意匠などで学んだデザイン系の仕事のセンスが割と身についている。
46	40歳代	非就労			教育・研究機関	研究室秘書・総務	Webデザインなどに生かせました。
不明	不明	就労中	エネルギー	企画・調査	エネルギー	企画・調査、営業	住宅関連の仕事に就いた際の書類作成時に、基礎意匠で学んだことが活きました。（どうすれば美しくすっきり見えるか等）

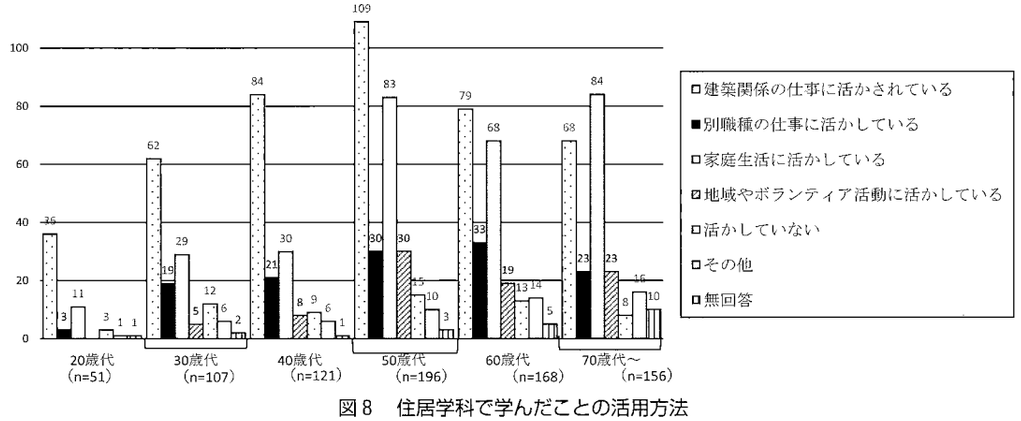

図８　住居学科で学んだことの活用方法

表８　住居学科で学んだことが活きたことに関する回答

検索キーワード	仕事	家庭	個人	地域	その他	総計	主な回答（抜粋）
仕事	176	41	52	12	21	302	・大学で勉強したことを活かして、仕事でも活躍できた ・学んだことを活かせることが、60歳まで仕事を通してできたこと。私なりに充実した仕事人生を過ごせたこと ・女性が仕事をする上で、一級建築士の資格を取ったことが強みだった。一生（中断は多少あったが）の仕事になりえた原点は住居科に所属したことだと思う。
資格	38	6	18	1	2	65	・資格を持ち、長く仕事を続けている友人が身近にいることで、職業を持ち続ける女性の生き方に偏見がない ・一級建築士取得で自信が持てる人生を送っている。
技術	21	3	2	2	2	30	・製図は模型、デザインなどの実際に手を動かして学んだ技術はいままでやってきた仕事の日々の作業にいかされました。
就職	56	0	4	2	5	67	・専門職に就職することが出来た。
同級生．友人．OG．卒業生．先輩．後輩．人脈	52	26	138	20	50	286	・設計の仕事と子育てを両立させている先輩方の存在が励みになった ・見本となる先輩が沢山いた。（子育てや共働きなど）仕事を通じて色々な先輩に出会った。 ・自営となってからも住居学科のネットワークが活きていると感じる。
知名度．（住居学科）出身	30	1	7	6	9	53	・建築雑誌等で住居学科の先輩や後輩が活躍しているのを見ると、及ばずながら私も頑張ろうというきもちが高まった。 ・思わぬところで住居の先輩・後輩と出会ったり、話に出てきたりすることがあり、タテの線上に自分もいることが誇らしい
家庭	6	37	6	0	2	51	・家庭生活の面で、住まい方の工夫等で役に立ったかとも思う。 ・いかに効率よく課題と締め切りまでに仕上げるか、段取りをしていたことは、日頃の家事や作業に役立ちます。
マイホーム．自宅．我が家	1	82	3	2	4	92	・家を新築する際に学んだことを役立たせることができた。又、子供がマンションを購入する時のアドバイスができた。 ・家を購入する際、家事の動線など住みやすさを意識した物の見方で見学できた
リフォーム．改装．DIY	18	43	2	1	3	67	・間取りや住宅について深く学んだことが、現在の家のリフォーム時に活かせていると思います。 ・自宅のリフォームの時は、建築の知識が役立ちました。 ・生活に合わせた（子どもの年齢など）部屋作り模様替え（簡単なリフォーム）
子ども．子供．子供．子育て	9	62	16	22	10	119	・子どもを育てるとき、全ての家庭内の品物を自分で求め子どもを育てるときに大いに役立った。 ・子どもと工作や図表づくりをするときに、ゼロの状態（白紙や素材の状態）から何かを作り上げていくことを伝えることができた
（建築への）関心．興味	12	4	33	3	9	61	・仕事を離れても常に住居、住まい方に関心があり、心の支えとなった。 ・常に住まうことに興味を持ち続け、日々の生活全体に影響していると思う。 ・今でも建築やインテリアに興味があり、子育ての合間に企画展に行ったり雑誌やネットを見て良い息抜きになっています
地域	1	2	5	57	6	71	・地域と防災を考える視点が学生時代に持てたと思うので、今役立っている。
コミュニティ	0	0	1	4	1	6	・地域についての意識、特に子供が生まれてからは行事にも参加。大学でコミュニティの大切さを学び、実体験できた ・住んでいる地域の建築物の状態に気を配り、良好な住環境を保つための活動をしている
ボランティア	0	0	0	7	3	10	・地域の建物公開ボランティアへの参加 ・区内の近代建築ボランティアに参加することで、同じく建物に関心をもつ方々と知り合えた
(PTA．マンションの管理組合等)役員	0	0	1	12	3	16	・管理組合で少しはお役にたてた ・現在住んでいるマンションの修繕全般について、計画したり、計画を実行したりしている（管理組合の役員として） ・自宅マンションの大規模修繕にあたって、理事会と共に工事の監理にあたったこと

以上では、「家庭生活に活かしている」が多く、次いで「建築関係の仕事に活かされている」が多くなっている。また、「地域やボランティア活動に活かしている」「別職種の仕事に活かしている」も見られた。40歳代以下は、いずれも「建築関係の仕事に活かされている」が最も多く、50歳代以上ほど「家庭生活に活かしている」と回答した割合は多くはなかった。

住居学科での学びが建築関係の仕事に活かされていることを受けて、自由記述をみる（表８）と、

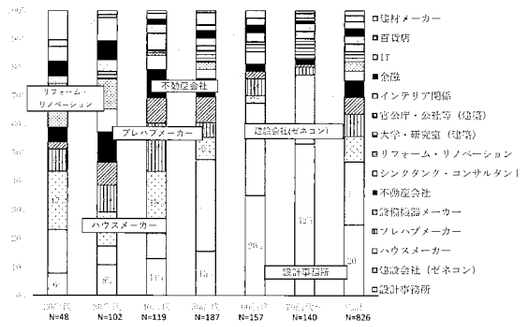

図９　年代別に見た新卒時の就職先の業種について

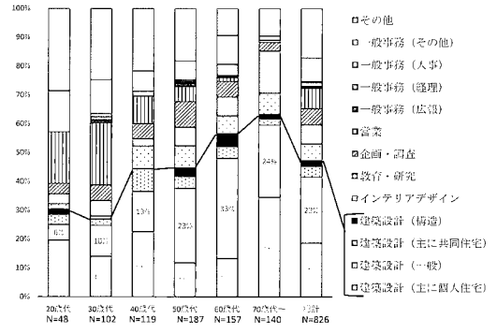

図10　年代別に見た新卒時の仕事内容

「仕事の取り組み方、考え方が一般の建築学科の人より人間に沿って考えることが出来、役立った」「住まい方を生活者視点で考えることは、仕事に役立だった」「住まい（人のかかわり方・生活）にかかわる仕事をしてきて大学で学んだことが大いに生かされ役立った」など、資格の取得に役立った等の技術面で専門的な知識が活かされているだけでなく、生活について考える住居学科ならではの学びも仕事に活かされていることが伺える回答が多かった。また、大学で得たものとして学生時代の人脈が役立っているという意見も多かった。住居学科での学びが家庭に活かされているという自由記述を詳細に見る（表８）と「自宅の設計・購入・リフォーム」等で知識が活かされているという回答が多く見られ、「結婚・出産後の働き方」は当時お世話になった先生の言葉や、先輩・同級生の活躍が参考・励みになったという回答も多かった。また、回答者の７割が子育てというライフイベントを経験しており（図４）、「子育てと仕事の両立」「子どもの工作課題」等に学生時代に得た知識や経験が活かされているということが明らかになった。現在までの地域・社会活動への参加状況については約７割の方が「参加している・していた」と回答しており（図６）、その詳細としては「PTA 活動」「趣味の活動」「町会・自治会等の役員」が多かった。卒業後も建築・住生活への関心が強く、ボランティアや支援などに取り組んでいる。

③就労・進路について

③－１．卒業後の進路

卒業生の進路を見ると、「就職」が、85％と最も多かった。「進学」７％、「就職しなかった」は５％とわずかであった。就職しなかった理由としては、「結婚のため」が最も多く、ついで、「その他」で留学、既に主婦であった、健康上の理由などがあげられた。年代別にみても、卒業後は「就職」がどの年代でも８割を超えており、「就職しなかった」方の割合は年代が下がるにつれて減少している一方、「進学」の割合は増加傾向にあることが明らかになった。

新卒時の業種は、「設計事務所」が最も多く、次いで「建設会社（ゼネコン）」が多くなっていた。少し差が空いて、「ハウスメーカー」「プレハブメーカー」「設備機器メーカー」「不動産会社」となっていた。年代別では、各年代で異なった傾向がみられた（図９）。70歳代で「設計事務所」が４割を超え、非常に多いが、年代が若くなるごとに減少傾向にあることがわかった。「建設会社（ゼネコン）」についても同様の傾向がみられた。一方「ハウスメーカー」「リフォーム・リノベーション」「IT」などの2018年度調査で追加した項目においては年代が若くなるに伴い増加する傾向が見られた。全体的に若い層では、職種が分散する傾向がみられ、高齢層では、「設計事務所」「建設会社（ゼネコン）」などに偏りがある傾向が見られた。

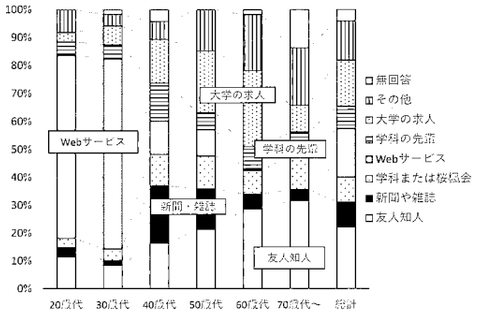

図11　新卒時に利用した情報収集手段

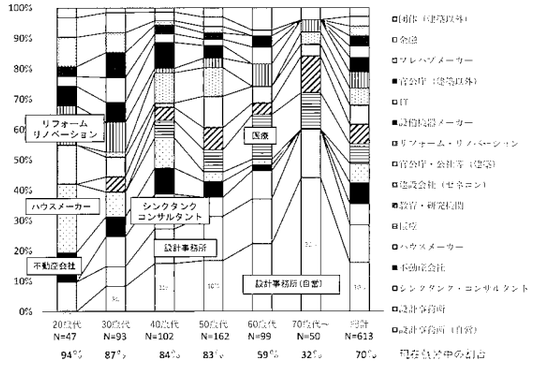

図12　現在の就労率と就職先の業種

また、仕事の内容（図10）については、「建築設計」に関するもの（主に個人住宅）（主に共同住宅）（一般）（構造）については、すべての年代において２割を超えているが、若い世代の方が減少傾向にある一方で、70歳代では50％を超えている。一方で、「一般事務」と「営業」の割合は年代が若くなるにつれて多くなっている。

また、新卒時の雇用形態はどの年代も圧倒的に「正社員」が多いことも明らかになった。50歳代の時期にあたる1986年に「男女雇用機会均等法」が施行され、女性の雇用形態の変化がみられたため影響があったものと考えられる。

新卒時の就職情報手段（図11）について、世代別に見ると、「友人・知人」は70歳代～になるにつれて増加傾向で、20歳代、30歳代では特に「Web サービス」が顕著に多い傾向がみられた。80歳代、90歳代では「その他」が多かった。その内訳をみると50歳代から70歳代～では「家族・親族の勧め」が多くを占めている傾向があった。各世代によって、web を活用した個人活動と、友人知人、家族親族などの縁故による就職活動と大きな違いが特徴的といえる。

新卒時に就職した先に継続して就労しているのは18％で、78％は退職していた。退職の理由としては、「結婚」が最も多く、次いで「出産・子育て」「仕事の内容」「家族の転勤や病気などの都合」となっていた。仕事の勤続年数は、「３年」「２年」「５年」の順に多くなっており、ほとんどが結婚や出産などのライフイベントによって10年以内に新卒時の就職先を退職していることが分かった。

③－２．現在の就労状況

現在の就労状況について見る（図12）と、70％は「就労中」であった。現在、「非就労」（29％）の理由としては、「高齢になったため」が圧倒的に多く、次いで「自由にいろいろなことをしたい」「子育てを優先したい」などが多くなっていたが、「非就労」の方の90％はこれまでに就労経験があることがわかった。また、年代別の比較では、30歳代で子育て等のライフイベントが理由で退職し、40歳代ごろから自らの体調や加齢に関連して退職する人が出始め、その後、年齢に比例して増加する傾向が見られた。仕事と卒業生本人との相性や考え方にかかわる部分は、職場の環境や慣れ、地位などと関連し、30歳代から各年代によってそれぞれ存在している特徴があった。さらに、現在「非就労者」の再就職で優先したい条件や思いでは、年齢や体調にかかわる理由から仕事ができないと考える人が40歳代から出現していた。また、「就労に意欲がない」と回答した方以外では、30歳代

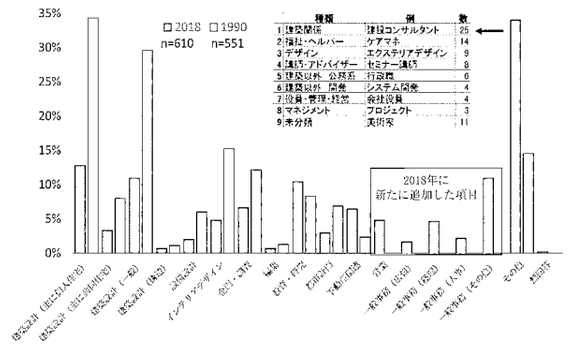

図13　現在の仕事の状況

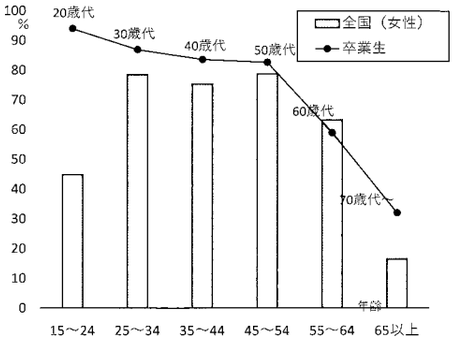

図14　年齢別就労の割合（卒業生・全国女性比較）
（総務省統計局調査部国勢統計課労働力人口統計室「労働力調査」e-Stat、2018-01-30、http://mjk.ac/TTYPT（2018-12-10））

から70歳代以上にかけて、「時間の融通」が減少し、「仕事内容に興味が持てるか」が増加している傾向があった。子育てなどの家庭中心の生活が多い30歳代と、子育てや介護から解放される傾向のある70歳代では、優先させる考え方に違いがあることがわかった。

現在の就職先の業種（図12）では、どの年代でもやはり「設計事務所（自営）」の割合が70歳代～に多くなっている。新卒時に就職した設計事務所を退職し、自営で設計事務所を立ち上げた人が多いことが推察される。また、若年層になるにつれて、「金融」「ハウスメーカー」「IT」が多くなり、多様な職種に分散していると言える。全体では、「教育研究」「一般事務」も多くなっている特徴がみられた。「不動産関連」「企画・調査」もついで多かった。さらに、仕事内容（図13）については、「建築設計」については、圧倒的に1990年調査の方が多かった。2018年調査結果としては、「その他」がかなり多いことに特徴があるとともに、「設計」や「インテリアデザイン」などの項目は1990年度の割合が高く、2018年度においては「営業」や「一般事務」の項目に２割の回答が得られ、各仕事内容に分散している傾向があり、多様な仕事内容になってると考えられる。年代別に卒業生と全国女性の就労割合を比較すると、60歳代以外は、どの年代も全国の女性の就労割合を上回っており、特に、70歳代の就労中の割合が高いことがわかった。（図14）。

雇用形態では、「正社員」が56％と最も多いものの「自営業」19％、「アルバイト・フリー」が13％と新卒時とは異なった傾向も見られた。年代ごとに見ても、高齢になるにしたがって、「アルバイト・フリー」や「自営業」が増加する傾向がみられた。

３．まとめ：住教育の意義

カリキュラム分析とアンケート調査により、日本女子大学住居学科の変遷と学科での学びにより得られたことを明らかにすることができた。

住居学科は70年の間に、1962年と1996年、2001年の３回の大きな転換点があり、それぞれ、模索期・定着期・変革期として、カリキュラムの科目数、構成、専攻（コース）の変更など社会の変化に応じて求められる女性像を視野に入れ、実務に役立つ設計関連科目が増加傾向になるなどの検討がされてきたことが分かった。学生は授業や先生方の指導や姿勢を通し、社会で活躍する専門的な技術・知識を習得するとともに、家庭を築き、生活を営む上での知識や技術、生き方など、専門的

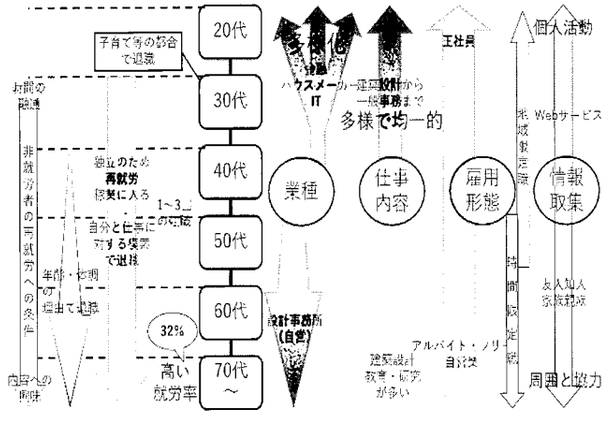

図15　卒業生の就労のライフコース

な知識以外の学びも得ている状況は特徴的であった。設計・基礎関連や意匠・デザイン関連での学びでは、共同設計によるチームワークや計画的な作業、スケジュール管理能力やプレゼンテーション能力など幅広い層の卒業生に印象に残り、影響を与える学びが展開されている状況が把握できた。

住居学科の学びを終えた卒業生の新卒時および現在の就労業種、仕事内容、雇用形態は、年代ごとに差が見られ社会変化に対応した状況が把握できた。新卒就労率が高いものの、30歳代、40歳代の子育て期間は、時間の使い方が重視され、年代が上がるについて仕事の内容を重視する傾向がみられたことや、就労に関する情報収集手段が縁故などの人のつながりを重視する世代とWeb中心の個人活動による世代など、年代ごとの学びを生かした活躍をしている事が明らかとなった（図15)。住居学科の卒業生は、時代の流れ、社会の変化の中で、就職、結婚、子育てなどの女性としてのライフイベントに対応しながら、60歳以上の高齢期になっても地域や社会活動に参加し、就労する意欲を持ち続ける卒業生像からも、住居学教育の意味と学びの影響がいかに大きく重要であるかを確認することができた。

謝辞：本研究におけるアンケート調査、資料収集は、2018年度住居学科卒業生の熊野史菜氏を中心に行ったもので、記して感謝の意を表します。また、関連する調査において協力いただいた「住居の会」の皆様、卒業生の小野理映子氏、有村友里氏に記して感謝の意を表します。

参考文献：熊野史菜「住居学科教育の形成と卒業生の就業状況について―日本女子大学家政学部住居学科を対象として―」2018年度住居学科卒業論文

我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について

教育未来創造会議　第一次提言

【資料5】

人材育成を取り巻く課題

・高等教育の発展と少子化の進行（18歳人口は2022年からの10年間で9%減少）
・デジタル人材の不足（2030年には先端IT人材が54.5万人不足）
・グリーン人材の不足
　（2050カーボンニュートラル表明自治体のうち、約９割が外部人材の知見を必要とする）
・高等学校段階の理系離れ（高校において理系を選択する生徒は約２割）
・諸外国に比べて低い理工系の入学者
　（学部段階：OECD平均27%、日本17%、うち女性：OECD平均15%、日本7%）
・諸外国に比べ少ない修士・博士号の取得者
　（100万人当たり修士号取得者：英4,216人、独2,610人、米2,550人、日588人
　博士号取得者：英375人、独336人、韓296人、日120人）
・世帯収入が少ないほど低い大学進学希望者
・諸外国に比べて低調な人材投資・自己啓発
　（社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は、諸外国が2割を下回るのに対し、我が国は半数近く）
・進まないリカレント教育

基本理念

・**日本の社会と個人の未来は教育**にある。教育の在り方を創造することは、教育による未来の個人の幸せ、社会の未来の豊かさの創造につながる。
・**人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現**し、「新しい資本主義」の実現に資する。

在りたい社会像

◎**一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさの実現**（**ウェルビーイング**を実現）
◎**ジェンダーギャップや貧困など社会的分断の改善**
◎**社会課題への対応、SDGsへの貢献**（国民全体のデジタルリテラシーの向上や地球規模の課題への対応）
◎**生産性の向上と産業経済の活性化**
◎**全世代学習社会の構築**

目指したい人材育成

◎**未来を支える人材像**

好きなことを追究して高い専門性や技術力を身に付け、**自分自身で課題を設定**して、考えを深く掘り下げ、**多様な人とコミュニケーション**をとりながら、**新たな価値やビジョンを創造**し、社会課題の解決を図っていく人材

＜高等教育で培う資質・能力＞

リテラシー/論理的思考力・規範的判断力/課題発見・解決能力/未来社会を構想・設計する力/高度専門職に必要な知識・能力

◎**今後特に重視する人材育成の視点　⇒　産学官が目指すべき人材育成の大きな絵姿の提示**

- 予測不可能な時代に必要な**文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成**
- デジタル、人工知能、グリーン（脱炭素化など）、農業、観光など科学技術や地域振興の成長分野をけん引する**高度専門人材の育成**
- 現在女子学生の割合が特に少ない**理工系等を専攻する女性の増加**（現在の理工系学生割合：女性7%、男性28%）
- 高い付加価値を生み出す**修士・博士人材の増加**
- 全ての子供が**努力する意思があれば学ぶことができる環境整備**
- **一生涯、何度でも学び続ける意識**、学びのモチベーションの涵養
- 年齢、性別、地域等にかかわらず**誰もが学び活躍できる**環境整備
- 幼児期・義務教育段階から**企業内までを通じた人材育成・教育への投資の強化**

現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である５割程度を目指すなど具体的な目標を設定

→ 今後5~10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体的な改革を推進

１．未来を支える人材を育む大学等の機能強化

（１）進学者のニーズ等も踏まえた成長分野への大学等再編促進・産学官連携強化

①デジタル・グリーン等の成長分野への再編・統合・拡充を促進する仕組み構築

・大学設置に係る規制の大胆な緩和（専任教員数や校地・校舎の面積基準、標準設置経費等）

・再編に向けた初期投資（設備等整備、教育プログラム開発等）や開設年度からの継続的な支援
（複数年度にわたり予見可能性を持って再編に取り組めるよう継続的な支援の方策等を検討）

・教育の質や学生確保の見通しが十分でない大学等の定員増に関する設置認可審査の厳格化

・私学助成に関する全体の構造的な見直し（定員未充足大学の減額率の引き上げ、不交付の厳格化等）

・計画的な規模縮小・撤退等も含む経営指導の徹底

・修学支援新制度の機関要件の厳格化（定員充足率８割以上の大学とする等）　等

②高専、専門学校、大学校、専門高校の機能強化

・産業界や地域のニーズも踏まえた高専や専攻科の機能強化（デジタルなどの成長分野における定員増等）

・専門学校や高専への改編等も視野に入れた専門高校の充実　等

③大学の教育プログラム策定等における企業・地方公共団体の参画促進

④企業における人材投資に係る開示の充実

⑤地方公共団体と高等教育機関の連携強化促進

⑥地域における大学の充実や高等教育進学機会の拡充

⑦地域のニーズに合う人材育成のための産学官の連携強化（半導体、蓄電池）

（２）学部・大学院を通じた文理横断教育の推進と卒業後の人材受入れ強化

①STEAM教育の強化・文理横断による総合知創出

・文理横断の観点からの入試出題科目見直し

・ダブルメジャー、レイトスペシャライゼーションを推進するためのインセンティブ付与
（教学マネジメント指針の見直し、設置認可審査や修学支援新制度の機関要件の審査での反映、
基盤的経費配分におけるメリハリ付け等）　等

②「出口での質保証」の強化

・設置基準の見直しなど、ST比（教員一人当たりの学生数）の改善による教育体制の充実　等

③大学院教育の強化

・トップレベルの研究型大学における学部から大学院への学内資源（定員等）の重点化　等

④博士課程学生向けジョブ型研究インターンシップの検証等

⑤大学等の技術シーズを活かした産学での博士課程学生の育成

⑥企業や官公庁における博士人材の採用・任用強化

（３）理工系や農学系の分野をはじめとした女性の活躍推進

①女性活躍プログラムの強化

・女子学生の確保等に積極的に取り組む大学への基盤的経費による支援強化

・大学ガバナンスコードの見直し、女性の在籍・登用状況等の情報開示の促進　等

②官民共同修学支援プログラムの創設

③女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進

（４）グローバル人材の育成・活躍推進

①コロナ禍で停滞した国際的な学生交流の再構築

②産学官を挙げてのグローバル人材育成

・民間企業の寄附を通じて意欲ある学生の留学促進を行う「トビタテ！留学JAPAN」の
発展的推進　等

③高度外国人材の育成・活躍推進

④高度外国人材の子供への教育の推進

・インターナショナルスクールの誘致等推進　等

（５）デジタル技術を駆使したハイブリッド型教育への転換

①知識と知恵を得るハイブリッド型教育への転換促進

・オンライン教育の規制緩和特例の創設　等

②オンラインを活用した大学間連携の促進

③大学のDX促進

・デジタル技術やマイナンバーカードの活用促進　等

（６）大学法人のガバナンス強化

①社会のニーズを踏まえた大学法人運営の規律強化

・理事と評議員の兼職禁止、外部理事数の増、会計監査人による会計監査の制度化　等

②世界と伍する研究大学の形成に向けた専門人材の経営参画の推進

・「国際卓越研究大学」における自律と責任あるガバナンス体制確立　等

③大学の運営基盤の強化

（７）知識と知恵を得る初等中等教育の充実

①文理横断教育の推進

・高校段階の早期の文・理の学習コース分けからの転換　等

②個別最適な学びと協働的な学びの一体的な取組の推進

③課題発見・解決能力等を育む学習の充実

④女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進【再掲】

⑤子供の貧困対策の推進

⑥学校・家庭・地域の連携・協働による教育の推進

⑦分権型教育の推進

⑧在外教育施設の教育環境整備の推進

2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実

（１）学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大

・修学支援新制度の機関要件の厳格化を図りつつ、現在対象外の中間所得層について、多子世帯や理工系・農学系の学部で学ぶ学生等への支援に関し必要な改善の実施

（２）ライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設

・現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、現在返還中の者も含めて利用できるよう、ライフイベント等も踏まえ、返還者の判断で柔軟に返還できる仕組みを創設

・在学中は授業料を徴収せず、卒業（修了）後の所得に応じた返還・納付を可能とする新たな制度を、大学院段階において導入

→ これらにより大学・大学院・高専等で学ぶ者がいずれも卒業後の所得に応じて柔軟に返還できる出世払いの仕組みを創設

（３）官民共同修学支援プログラムの創設【再掲】

（４）博士課程学生に対する支援の充実

・トップ層の若手研究者の個人支援や所属大学を通じた機関支援等の充実

（５）地方公共団体や企業による奨学金の返還支援

・若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組の推進

・企業による代理返還制度の活用を推進するための仕組みの検討
（日本学生支援機構以外の奨学金や、海外の奨学金も含む）

（６）入学料等の入学前の負担軽減

・入学料の納付が困難な学生等について、納入時期を入学後に猶予する等の弾力的な取扱いの徹底

（７）早期からの幅広い情報提供

・奨学金に関する初等中等教育段階からの情報提供の促進

3. 学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備

（１）学び直し成果の適切な評価

①学修歴や必要とされる能力・学びの可視化等

・個人の学修歴・職歴等に係るデジタル基盤整備

・マイナポータルと連携したジョブ・カードの電子化　等

②企業における学び直しの評価

・企業内での計画的な人材育成、スキル・学習成果重視の評価体系の導入

・通年・中途採用等の推進、社内起業・出向起業の支援等の取組の実践の促進

・従業員が大学講座等で学び直し、好成績を修めた場合における報酬や昇進等で処遇する企業への新たな支援策の創設　等

③学び直し成果を活用したキャリアアップの促進

・キャリアコンサルティング・コーチングの実施、キャリアアップに向けた学び直しプランの策定とプログラムの実施、その後の伴走支援を一気通貫で行う仕組みの創設　等

（２）学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備

①費用、時間等の問題を解決するための支援

・教育訓練給付制度の対象外である者（自営業者等）に対する支援の実施

・人材開発支援助成金制度におけるIT技術の知識・技能を習得させる訓練を高率助成に位置付けることなどによるデジタル人材育成の推進　等

②高卒程度認定資格取得のための学び直しの支援

③高齢世代の学び直しの促進

（３）女性の学び直しの支援

①女性の学び直しを促進するための環境整備

・地方公共団体におけるデジタルスキルの取得とスキルを生かした就労を支援するための地域の実情に応じた取組に対する地域女性活躍推進交付金による支援　等

②女性の学び直しのためのプログラムの充実

・地域の大学・高専等における女性向けを含むデジタルリテラシー向上や管理職へのキャリアアップ等のために実施する実践的なプログラム等への支援　等

（４）企業・教育機関・地方公共団体等の連携による体制整備

①リカレント教育について産学官で対話、連携を促進するための場の設置

・都道府県単位で産学官関係者が協議する場の整備

・地域の人材ニーズに対応した教育訓練コースの設定、教育訓練の効果検証等の推進

・地域の産学官が連携して人材マッチング・育成等を総合的に行う「地域の人事部」の構築

②企業におけるリカレント教育による人材育成の強化

・企業と大学等の共同講座設置支援

・企業におけるリカレント教育推進に向けたガイドラインの策定　等

③大学等におけるリカレント教育の強化

・大学における継続的なリカレント教育の実施強化を行うためのガイドラインの策定

・リカレント教育推進に向けた組織の整備等、産業界を巻き込んだ仕組みづくりの支援　等

④地域におけるデジタル・グリーン分野等の人材育成

・DX等成長分野のリテラシーレベルの能力取得・リスキリングを実施するプログラムへの支援

・脱炭素化に向けた高等教育機関が地域と課題解決に取り組む中での人材育成の支援

・農業大学校等におけるスマート農林水産業のカリキュラム充実、デジタル人材育成

・IT、マーケティング、地域振興の知見・スキルを有する観光人材の育成推進　等

【資料 6】

令和4年6月17日公布

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）について

国土交通省　住宅局

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目次

国土交通省

①概要 P.1
②建築物省エネ法 P.7
（1）目的規定等の改正について P.8
（2）性能向上努力義務について P.10
（3）建築士の説明努力義務 P.12
（4）省エネ基準適合義務、適合性判定、手続きの特例 P.14
（5）住宅トップランナー制度の拡充（分譲マンション追加） P.19
（6）表示制度 P.21
（7）建築物再生可能エネルギー利用促進区域 P.24
③建築基準法 P.29
（1）建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し P.30
（2）階高の高い木造建築物等の増加を踏まえた構造安全性の検証法の合理化 P.36
（3）中大規模建築物の木造化を促進する防火規定の合理化 P.40
（4）部分的な木造化を促進する防火規定の合理化 P.43
（5）既存建築ストックの省エネ化と併せて推進する集団規定の合理化 P.47
（6）既存建築ストックの長寿命化に向けた規定の合理化 P.51
④建築士法 P.57
⑤住宅金融支援機構法 P.59
⑥施行時期について P.61

①概要

改正建築物省エネ法等の背景・必要性、目標・効果

背景・必要性

○　2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減（2013年度比）の実現に向け、2021年10月、地球温暖化対策等の削減目標を強化

エネルギー消費の約3割を占める建築物分野での省エネ対策を加速

＜エネルギー消費の割合＞（2019年度）

木材需要の約4割を占める建築物分野での木材利用を促進

＜木材需要の割合＞（2020年度）

○「エネルギー基本計画」（2021年10月22日閣議決定）※

・ 2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。

・ 建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、整合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。

※「地球温暖化対策計画」（2021年10月22日閣議決定）にも同様の記載あり

○「成長戦略フォローアップ」（2021年6月18日閣議決定）

・ 建築基準法令について、木材利用の推進、既存建築物の有効活用に向け、2021年中に基準の合理化等を検討し、2022年から所要の制度的措置を講ずる。

＜ 2050年カーボンニュートラルに向けた取組 ＞

【2050年】
ストック平均で、ZEH・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル）水準の省エネ性能の確保を目指す

↓

【2030年】
新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す

↓

抜本的な取組の強化が必要不可欠

目標・効果

建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与。
○　2013年度からの対策の進捗（設置の届出・建築物に係るエネルギー消費量を約889万kL削減（2030年度）

省エネ対策の加速

■ 省エネ性能の底上げ　建築物省エネ法

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

※ 建築確認の中で、構造安全規制等の適合性審査と一体的に実施
※ 中小工務店や審査側の体制整備等に配慮して十分な準備期間を確保しつつ、2025年度までに施行する

	現行		改正	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000m²以上	適合義務 2017.4～	届出義務	適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務	適合義務 2021.4～	適合義務
300m²未満 小規模	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務

■ より高い省エネ性能への誘導　建築物省エネ法

住宅トップランナー制度の対象拡充

【現行】 建売戸建
注文戸建
賃貸アパート

【改正】 分譲マンション を追加

省エネ性能表示の推進

- 販売・賃貸の広告等に省エネ性能を表示する方法等を国が告示
- 必要に応じ、勧告・公表・命令

（類似制度）
窓・エアコン等の省エネ性能表示

（参考）誘導基準の強化

低炭素建築物認定・長期優良住宅認定等
［省令・告示改正］
一次エネルギー消費量基準等を強化

	【現行】	【改正】
非住宅	省エネ基準から▲20%	▲30～40%（ZEB水準）
住宅	省エネ基準から▲10%	▲20%（ZEH水準）

■ ストックの省エネ改修　住宅金融支援機構法

住宅の省エネ改修の低利融資制度の創設（住宅金融支援機構）

○ 対象：自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する所定のリフォームを含む工事
○ 限度額：500万円、返済期間：10年以内、担保・保証：なし

形態規制の合理化　建築基準法

高さ制限等を満たさないことが、構造上やむを得ない場合
⇨（市街地環境を害さない範囲で）形態規制の特例許可

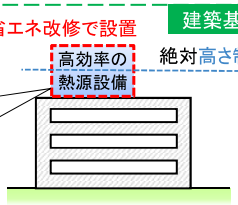

■ 再エネ設備の導入促進　建築物省エネ法

促進計画	市町村が、地域の実情に応じて、太陽光発電等の再エネ設備＊の設置を促進する区域※を設定

※ 区域は、住民の意見を聴いて設定。

行政区域全体

や

一定の街区等

＊ 太陽光発電
太陽熱利用
地中熱利用
バイオマス発電　等

再エネ導入効果の説明義務

- 建築士から建築主へ、再エネ設備の導入効果等を書面で説明
- 条例で定める用途・規模の建築物が対象

形態規制の合理化　※新築も対象

促進計画に即して、再エネ設備を設置する場合
⇨ 形態規制の特例許可

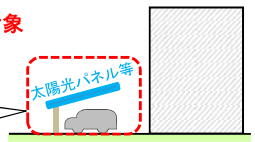

太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率（建て坪）が増加

木材利用の促進のための建築基準の合理化等

建築基準法

防火規制

3000m²超の大規模建築物の全体の木造化の促進

（現行）耐火構造とする か 3000m²毎に耐火構造体（壁等）で区画する必要あり

（木材を不燃材料で覆う必要）

新たな木造化方法の導入

燃えしろ設計法（大断面材の使用）

＋

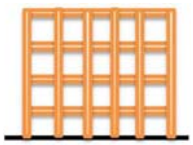
防火区画の強化

大規模建築物における部分的な木造化の促進

（現行）壁、柱、床などの全ての部位に例外なく一律の耐火性能※を要求
※建築物の階数や床面積等に応じて要求性能を規定

防火上他と区画された範囲の木造化を可能に

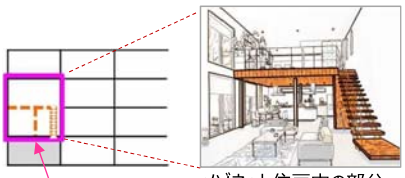
高い耐火性能の壁・床で区画された住戸等

メゾネット住戸内の部分（中間床や壁・柱等）を木造化【区画内での木造化】

低層部分の木造化の促進（防火規制上、別棟扱い）

延焼を遮断する壁等を設ければ、防火上別棟として扱い低層部分※の木造化を可能に
※3階建ての事務所部分等

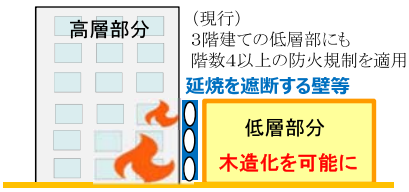

【その他】 階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化［政令・告示改正］
（例）90分耐火性能等で対応可能な範囲を新たに規定　（現行は60分刻み（１時間、２時間　等））

構造規制

簡易な構造計算で建築可能な３階建て木造建築物の範囲を拡大

建築基準法　建築士法

（現行）高さ13m以下かつ軒高9m以下は、二級建築士でも設計できる簡易な構造計算（許容応力度計算）で建築可能

簡易な構造計算の対象を高さ１６m以下に拡大　※建築士法も改正

【その他】 伝統構法を用いた小規模木造建築物等の構造計算の適合性を審査する手続きを合理化

その他

建築基準法　建築物省エネ法

○建築基準法に基づくチェック対象の見直し

木造建築物に係る構造規定等の審査・検査対象を、現行の非木造建築物と揃える（省エネ基準を含め適合性をチェック）
⇒2階建ての木造住宅等を安心して取得できる環境を整備

○既存建築物の改修・転用を円滑化するため、既存不適格規制・採光規制を合理化　等

②建築物省エネ法

（1）目的規定等の改正について

【建築物省エネ法第１条等】目的規定等の改正（再エネ促進を追加）

国土交通省

現状・改正主旨

○　現行の建築物省エネ法は、建築物分野におけるエネルギー消費量が著しく増加していることに鑑み、「建築物のエネルギー消費性能の向上」を図ることを目的としている。

○ 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減の実現に向け、建築物分野においても、省エネルギーの徹底に加え、再生可能エネルギーの利用拡大の取組の強化が不可欠とされる。

○　このため、法目的について、「エネルギー消費性能の向上」に加えて「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進」を図ることを明確化した上で、所要の措置を講ずる必要がある。

改正概要

（1）目的規定の改正

○　目的規定を以下のとおり改正する（下線部を追加）。

（目的）
第一条　この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。）に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上等を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

（2）題名等の改正

○　法目的の追加を踏まえ、題名を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」と改める。

○　基本方針の策定事項に建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する事項を追加する。

【施行日：公布の日から２年以内】

9

国土交通省

（2）性能向上努力義務について

【建築物省エネ法第6条】建築主の性能向上努力義務

現状・改正主旨

○ 現行法においては、中大規模非住宅建築物を対象として省エネ基準適合義務が、中大規模住宅を対象として省エネ基準への適合状況の届出義務がその建築主に課されているが、その他の小規模建築物の建築主に対しては、省エネ基準への適合を努力義務として規定されている。

○ 2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス削減目標の実現に向けては、省エネ基準への適合義務化のみならず、省エネ基準の引上げなど省エネ性能の一層の向上が必要とされており、その際、建築主一人一人における更なる省エネ性能の向上に向けた取組が極めて重要である。

改正概要

○ 建築主は、その建築（新築、増築及び改築）をしようとする建築物について、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上を図るよう努めなければならないこととする。【第6条第1項改正】

【建築主の義務等】

	現行		改正案	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000m²以上	適合義務 2017.4～	届出義務	適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務	適合義務 2021.4～	適合義務
300m²未満 小規模	適合努力義務	適合努力義務	適合義務	適合義務

建築主の努力義務
：建築物の省エネ性能の一層の向上（※）を図ること

（※）義務基準である省エネ基準を上回る省エネ性能の確保

【施行日：公布の日から３年以内】

国土交通省

（3）建築士の説明努力義務

【建築物省エネ法第6条】建築士の説明努力義務

国土交通省

現状・改正主旨

○ 現行法においては、省エネ基準適合義務・届出義務対象外の小規模建築物の建築主に対し、省エネ基準への適合を努力義務として規定するとともに、建築士に対し、建築主への基準適合性の評価結果等の説明を義務付けている。

○ 2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス削減目標の実現に向けては、省エネ基準への適合義務化のみならず、基準の引上げなど省エネ性能の一層の向上が必要であり、その際、建築主一人一人における更なる省エネ性能の向上に向けた取組が極めて重要である。

○ その際、十分な専門的知識を必ずしも有しない建築主が省エネ性能の向上を図る上では、専門家である建築士が関与して建築主の行動変容を促すことが引き続き重要である。

改正概要

○ 建築士は、建築物の建築等に係る設計を行うときは、当該設計を委託した建築主に対し、当該建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければならないこととする。【第27条の削除、第6条第3項の新設】

【建築主等の義務等】

	現行		改正案	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000m²以上	適合義務 2017.4～	届出義務	適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務	適合義務 2021.4～	適合義務
300m²未満 小規模	適合努力義務	適合努力義務	適合義務	適合義務

建築士の説明義務：基準適合性の評価結果等を建築主に説明

建築主の努力義務
：建築物の省エネ性能の一層の向上(※)を図ること
（※）義務基準である省エネ基準を上回る省エネ性能の確保。修繕等の場合は「向上」

建築士の説明努力義務
：建築物の省エネ性能の向上について建築主に説明すること

【施行日：公布の日から３年以内】

13

国土交通省

(4)省エネ基準適合義務、適合性判定、手続きの特例

【建築物省エネ法第10条】省エネ基準適合義務の対象拡大について

国土交通省

現状・改正主旨

○ 現行法では、中・大規模（300㎡以上）の非住宅の新築、増改築（「新築等」）を行う建築主に対して省エネ基準への適合義務を課している。

○ 基準適合義務の対象外である、中・大規模（300㎡以上）の住宅の新築等を行う建築主に対しては、所管行政庁への届出義務を課している。

○ 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減の実現に向け、建築物分野においても、省エネ対策の取組を一層進める必要性があり、住宅や小規模な建築物を含め、省エネ性能を確保することが求められている。

改正概要

○ 基準適合義務の対象を、小規模非住宅、住宅にも拡大する。【第11条第１項改正】
※エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模（10㎡を想定）以下のものを除く。

○ 増改築を行う場合の省エネ基準適合を求める範囲を見直す。【第11条第１項改正】

現行：増改築後の建築物の全体 ⇒ 改正：増改築を行う部分のみ

○ 届出義務（第19条）については、基準適合義務の拡大に伴い、廃止する。【第19条削除】

【建築主の義務等】

	現行		改正案	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000m²以上	適合義務 2017.4～	届出義務	適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務	適合義務 2021.4～	適合義務
300m²未満 小規模	適合努力義務	適合努力義務	適合義務	適合義務

【施行日：公布の日から３年以内】

省エネ基準適合に係る規制の概要

国土交通省

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

※ 建築確認の中で、構造安全規制等の適合性審査と一体的に実施
（1F・200㎡以下で建築士が設計する場合は審査省略）
※ 中小工務店や審査側の体制整備等に配慮して十分な準備期間を確保しつつ、2025年度に施行
※ 施行日以後に工事に着手する建築物の建築が対象

【基準適合に係る規制の概要】

	現行		改正案	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000m²以上	適合義務 2017.4～	届出義務	適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務	適合義務 2021.4～	適合義務
300m²未満 小規模	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務

【増改築時の規制の概要（改正後）】

1. 立体的な増築の場合

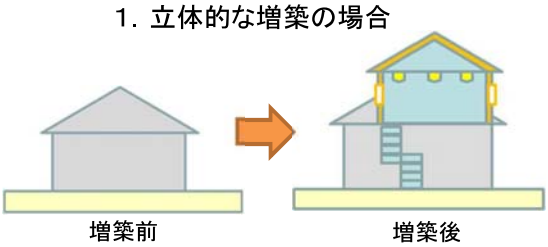

2. 平面的な増築の場合

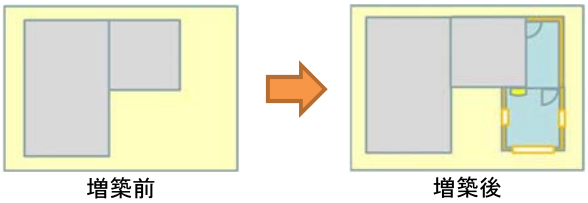

増築部分の壁、屋根、窓などに、一定の断熱材や窓等を施工することにより、増改築部分の基準適合を求める

増築部分に一定性能以上の設備（空調、照明等）を設置することにより、増改築部分の基準適合を求める

【建築物省エネ法第11・12条】手続き・審査の合理化について

国土交通省

現状・改正主旨

○ 現行の中・大規模の非住宅建築物に対する適合義務では、所管行政庁又は登録省エネ判定機関による省エネ基準に関する適合性判定を受け、判定通知書の写しを建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならないこととされている。

○ 適合義務対象が全ての建築物に拡大されることに伴い、対象件数の大幅な増加、申請側・審査側双方の負担の増大が見込まれることから、審査の簡素・合理化が求められる。

○ 省エネ基準には、計算によらず基準への適合性を確認できる「仕様基準」が定められていること等も踏まえ、手続き・審査を負担増大に配慮した合理的なものとする必要がある。

改正概要

（1）省エネ基準への適合性審査を不要とする建築物の限定（適合性審査を不要とする建築物）
① 建築確認の対象外の建築物※1【第12条改正】
② 建築基準法における審査・検査省略の対象である建築物※2【第11条第2項改正】

（2）省エネ基準への適合性審査が容易な建築物の省エネ適判手続きの省略※3【第12条改正】

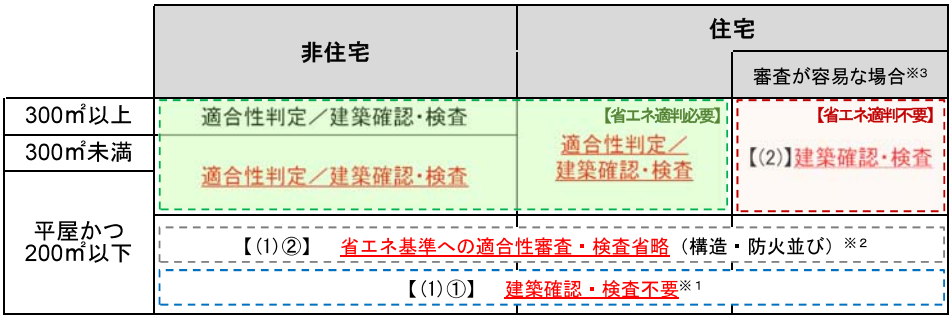

※1 都市計画区域・準都市計画区域の外の建築物（平屋かつ200㎡以下）
※2 都市計画区域・準都市計画区域の内の建築物（平屋かつ200㎡以下）で、建築士が設計・工事監理を行った建築物
※3 仕様基準による場合（省エネ計算なし）等

【適合義務対象建築物における手続き・審査の要否】

【施行日：公布の日から３年以内】

17

建築確認における省エネ基準への適合審査の流れ（改正後）

国土交通省

〈省エネ適合性判定が必要な場合〉

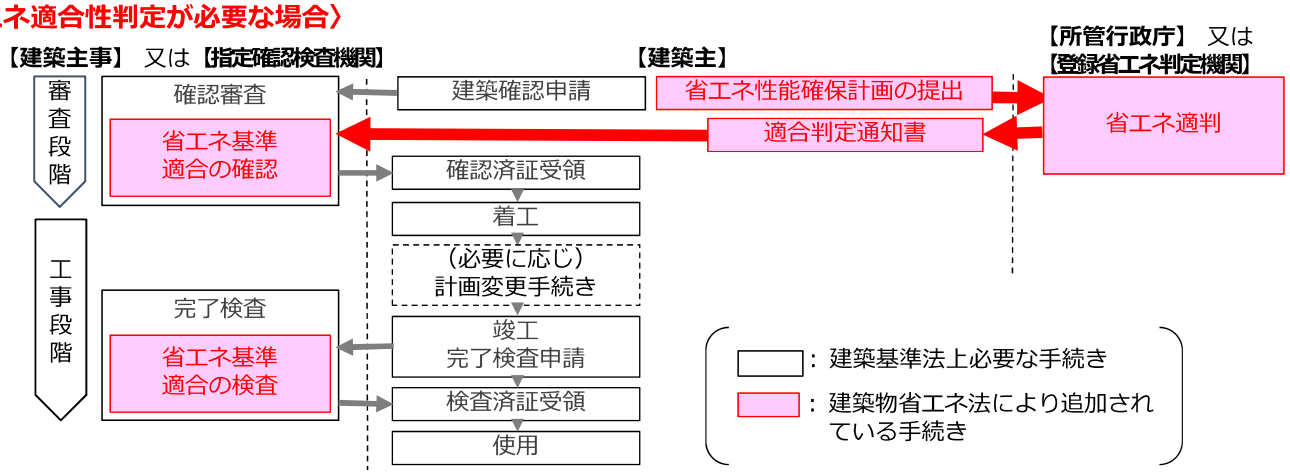

〈省エネ適合性判定を要しない場合〉 ※仕様基準を用いるなど、審査が比較的容易な場合（省令で規定予定）

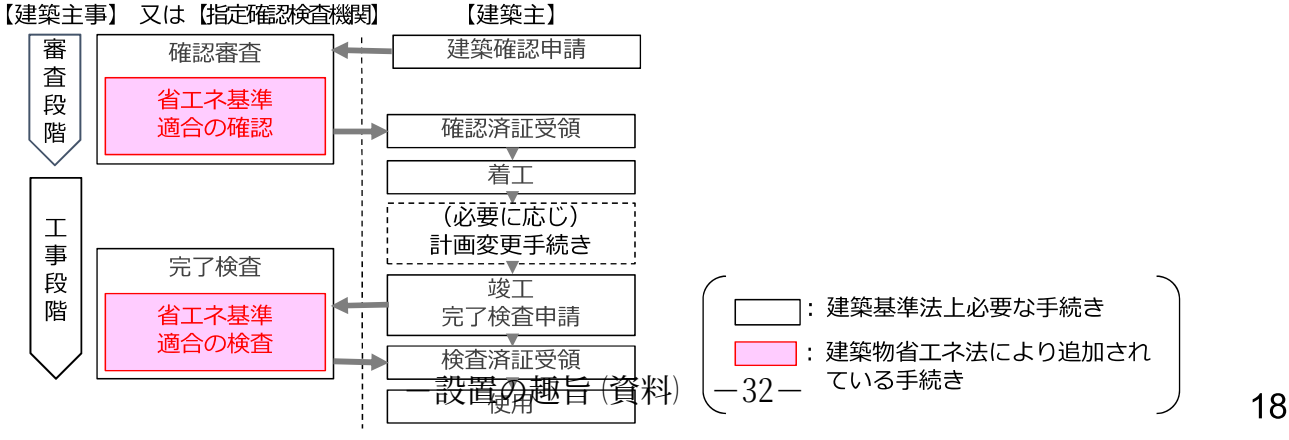

（5）住宅トップランナー制度の拡充（分譲マンション追加）

【建築物省エネ法第28～30条】住宅トップランナー制度の拡充（分譲マンション追加）

現状・改正主旨

○ 現行の住宅トップランナー制度（※）においては、建売戸建住宅、注文戸建住宅、賃貸アパートがその対象とされており、分譲マンションは対象外となっている。

※ 一年間に一定戸数以上の住宅を供給する事業者に対して、国が、目標年次と省エネ基準を超える水準の基準（トップランナー基準）を定め、新たに供給する住宅について平均的に満たすことを努力義務として課す制度。

○ 新たな地球温暖化対策計画等においては、2030年度以降新築される住宅について、ZEH水準の省エネ性能の確保を目指すこと等が位置付けられており、分譲マンションについても、更なる省エネ性能向上の取組が必要。

※ 分譲マンションについても、規格化が進展し、効率的な性能向上が可能な状況。

改正概要

○ 分譲型住宅のトップランナー制度の対象を、分譲マンションにも拡大（※）することとする。【第28条～第30条改正】

※1000戸以上供給する事業者を対象とする見込み（政令事項）

現行	改正案
• 分譲型一戸建て規格住宅 - 建売戸建住宅［省エネ法～］ • 請負型規格住宅 - 注文戸建住宅［2019.11～］ - 賃貸アパート［2019.11～］	• 分譲型規格住宅 - 建売戸建住宅［省エネ法～］ - 分譲マンション • 請負型規格住宅 - 注文戸建住宅［2019.11～］ - 賃貸アパート［2019.11～］

【住宅性能表示制度の対象】

【施行日：公布の日から１年以内】

（6）表示制度

【建築物省エネ法第33条の2、第33条の3】表示制度

現状・改正主旨

○ 現行法では、建築物の販売又は賃貸を行う事業者に対して、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能の表示に努めなければならないこととされている。

○ 今後、一層の省エネ性能の向上を図るには、消費者等の省エネ性能への関心を高め、より省エネ性能が高い建築物が選ばれる市場環境の整備が必要であり、建築物の省エネ性能の表示を一層推進することが求められる。

改正概要

○ 建築物の販売・賃貸事業者に対するエネルギー消費性能の表示の努力義務に関し、新たに以下の措置を講じることとする。

① 国土交通大臣は、建築物の省エネ性能に関して販売・賃貸事業者が表示すべき事項及び表示に際して遵守すべき事項を定め、告示する。

② 国土交通大臣は、販売・賃貸事業者が①の告示で定めるところに従って表示していないと認めるときは、告示に従って表示すべき旨を勧告することができる。

③ 国土交通大臣は、②の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

④ 国土交通大臣は、②の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、建築物の省エネ性能の向上を著しく害すると認めるときは、審議会の意見を聴いて、勧告に係る措置をとるよう命令することができる。

○ 社会的な影響が大きい場合等に必要な措置を講じることにより適正化を図る。

【施行日：公布の日から２年以内】

表示制度のイメージ

【対象】

全ての建築物（販売・賃貸が行われるもの）

【表示を行う者】

建築物の販売・賃貸を行う事業者

【表示に関するルール】

表示事項・表示方法等を、国土交通大臣が告示で定める

＜参考＞現行法（第7条）に基づく省エネ性能の表示の例
（BELS/建築物省エネルギー性能表示制度）

（BELSにおける主な表示事項）
・建築物の名称
・評価年月日
・第三者認証又は自己評価の別
・基準一次エネルギー消費量からの削減率
・省エネ基準に適合している場合はその旨

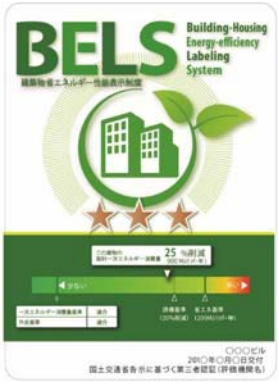

23

国土交通省

（7）建築物再生可能エネルギー利用促進区域

【建築物省エネ法第67条の2～第67条の6】
建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の概要

国土交通省

現状・改正主旨

○ 脱炭素社会の実現に向け、建築物分野における再生可能エネルギーの利用拡大の取組の強化が必要。
○ 太陽光発電等の効率性は気候・立地条件に大きく影響されるため、全国一律の規制措置ではなく、地域の実情を踏まえることができる市町村が導入促進を図ることが効果的。

改正概要

【施行日：公布の日から２年以内】

○市町村が、太陽光パネル等の再エネ設備の設置の促進を図ることが必要である区域について、促進計画を作成することができる

※ 住民の意見を踏まえ、気候・立地等が再エネ設備の導入に適した区域を設定。

行政区域全体を設定

又は

一定の街区等を設定

【促進計画に定める事項】
・再エネ利用促進区域の位置、区域
・設置を促進する再エネ設備の種類
・再エネ設備を設ける場合の建築基準法の特例適用要件に関する事項

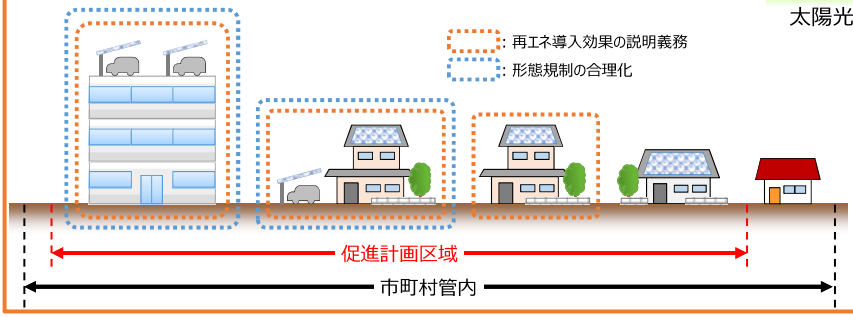

建築士による再エネ導入効果の説明義務

○建築士から建築主へ、設置可能な再エネ設備を書面で説明
○条例で定める用途・規模の建築物が対象

形態規制の合理化 ※新築も対象

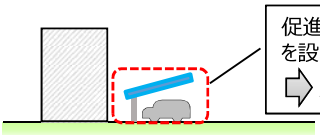

促進計画に即して、再エネ設備を設置する場合
⇨ 形態規制の特例許可

太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率（建て坪）が増加

再エネ設備の導入イメージ

太陽光発電

まち全体で省CO_2化

太陽熱利用

屋内プールで活用

バイオマス発電

木質ペレットを活用した足湯施設

【建築物省エネ法第67条の5】
再生可能エネルギー利用設備の設置に係る建築士の説明義務

国土交通省

現状・改正主旨

○ 十分な専門的知識を有しない建築主による再生可能エネルギー利用設備（再エネ設備）の設置を促進するには、専門家が関与して設備設置に係る情報提供を行うことを通じて、建築主の意識向上を図り、設備の設置、再エネの利用拡大に向けた行動変容を促していくことが必要。

○ このため、建築士が専門的知識に基づき、建築主に対して設置可能な再エネ設備についての情報提供を行う仕組みが有効と考えられる。

※条例で再エネ設備の導入・設置を義務付けている京都市では、導入量の決定にあたって建築士等の提案による場合が最も多い（半数以上）。

改正概要

○ 建築士は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において、市町村の条例で定める用途・規模の建築物について設計の委託を受けた場合には、当該建築物へ設置することができる再エネ設備に係る一定の事項について、建築主に対して説明しなければならないこととする。

※ 現行の説明義務制度と同様、建築主から説明を要しない旨の意思の表明があった場合には、説明義務は適用しないこととする。

＜説明対象＞ 市町村の条例で定める用途・規模の建築物の建築

＜説明内容＞ 国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付して説明

・温室効果ガス削減の必要性など、再エネ設備導入の意義
・建築物に設置することができる再エネ設備の種類・規模
・設備導入による創エネ量や光熱費削減の効果 等

（省令見込み事項）

【施行日：公布の日から２年以内】

【建築物省エネ法第67条の2、第67条の6】
再エネ促進区域における形態規制に係る特例許可の創設

国土交通省

現状・改正主旨

○ 再エネ利用設備の設置を促進したい区域においては、地域の実情に応じて更なる再エネ促進策が必要。

改正概要

○ 市町村が定めた促進区域内における再エネ利用設備の設置の加速化

【施行日：公布の日から２年以内】

創設　市町村が定める再エネ利用設備の設置に関する促進計画に適合する建築物に対する高さ制限、容積率制限、建蔽率制限の特例許可制度を創設（建築物省エネ法）

＜特例の流れ＞

促進計画（案）に「建築基準法の特例適用要件」を記載【建築物省エネ法第67条の2第2項】
（許可対象の検討）

↓

特定行政庁への協議【建築物省エネ法第67条の2第4項】
（許可対象の調整）

↓

促進計画の決定・公表【建築物省エネ法第67条の2第5項】
（許可対象の明確化）

↓

特例適用要件に適合する建築物が特例許可※の対象に【建築物省エネ法第67条の6】
（許可の中で個別の計画の適合状況を確認）

※審査会の同意を得て許可

＜促進区域において認められる例＞

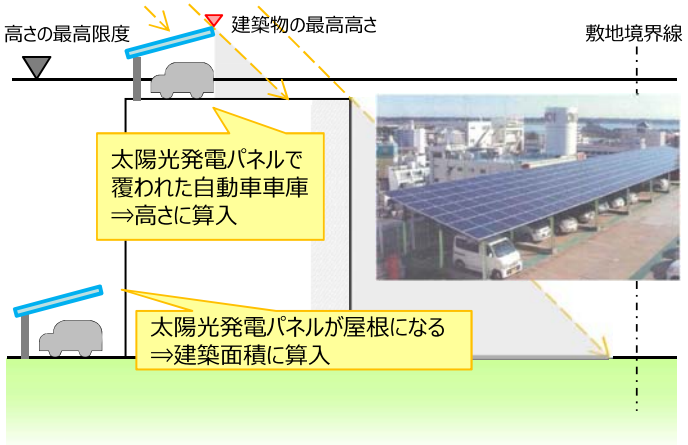

・太陽光パネルの設置により高さ制限を超える場合でも、促進区域の趣旨に鑑みて、建築物本体の影から影を増やさないことや敷地外に影を落とさないこと等を確認した上で特定行政庁が許可。

27

形態規制に係る特例許可の対象として想定しているもの

国土交通省

	建築基準法	建築物省エネ法
対象エリア	全国	再エネ利用促進区域
許可要件	市街地環境を害さない かつ 構造上やむを得ない場合	市街地環境を害さない かつ 特例適用要件に適合する場合
主なターゲット	既存建築物	新築建築物・既存建築物
工事のイメージ	再エネ利用設備の設置 断熱改修工事 省エネ設備の更新工事	再エネ利用設備の設置

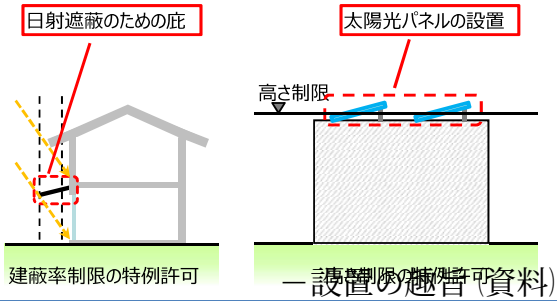

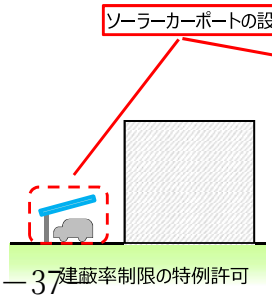

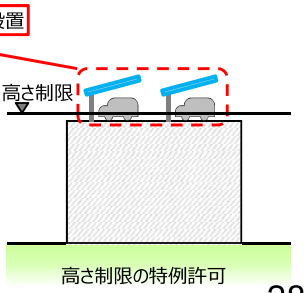

③建築基準法

（1）建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し

【建築基準法第6条第1項】
建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し

国土交通省

現状・改正主旨

○　建築基準法では、原則全ての建築物を対象に、工事着手前の建築確認や、工事完了後の完了検査など必要な手続きを設けているが、都市計画区域等の区域外においては、一定規模以下の建築物は、建築確認・検査の対象となっていない。（第6条第1項）。
○　都市計画区域等の区域内においては、一定規模以下の建築物は、建築士が設計・工事監理を行った場合には建築確認・検査において構造規定などの一部の審査が省略される特例制度（「審査省略制度」）が設けられている。（第6条の4）
○　省エネ基準への適合や、省エネ化に伴い重量化する建築物に対応する構造安全性の基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に担保し、消費者が安心して整備・取得できる環境を整備する必要がある。

改正概要

○　木造建築物に係る建築確認の対象は、2階建て以上又は延べ面積200㎡超の建築物に見直され、建築確認検査の審査省略については平家かつ延べ面積200㎡以下の建築物が対象となる。
○　結果的に建築確認及び審査の対象は非木造と統一化され、省エネ基準の審査対象も同一の規模となる。

＜木造建築物に係る審査・検査の対象＞

現行

	建築確認	構造等の安全性審査
都市計画区域≪内≫	全ての建築物	階数3以上又は延べ面積500㎡超
都市計画区域≪外≫	階数3以上又は延べ面積500㎡超	

改正　※非木造と統一化

建築確認	構造等の安全性・省エネ審査
全ての建築物	階数2以上又は延べ面積200㎡超
階数2以上又は延べ面積200㎡超	

【施行日：公布の日から３年以内】

建築確認審査の対象となる建築物の規模（建築基準法第6条第1項）

国土交通省

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内

改正前　**階数2以下で延べ面積500㎡以下の木造建築物は、建築士が設計・工事監理を行った場合には審査省略の対象**

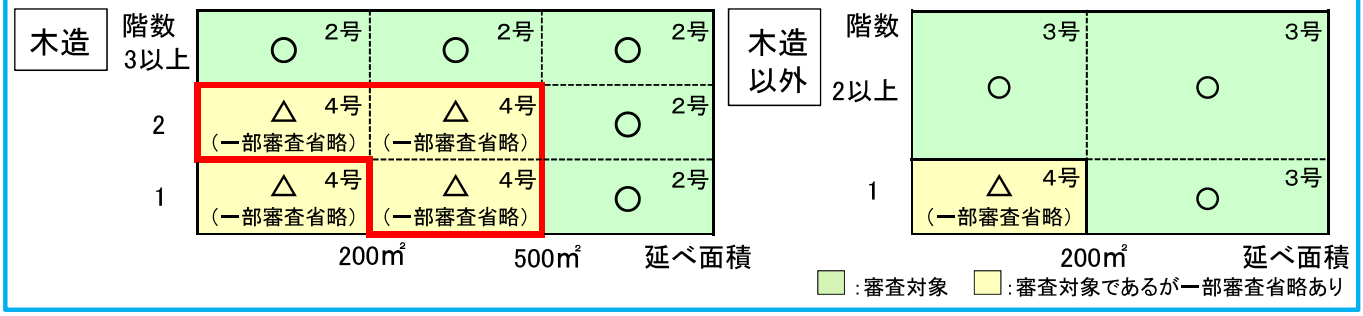

改正後　**平家かつ延べ面積200㎡以下の建築物以外の建築物は、構造によらず、構造規定等の審査が必要に（省エネ基準の審査対象も同一の規模）**

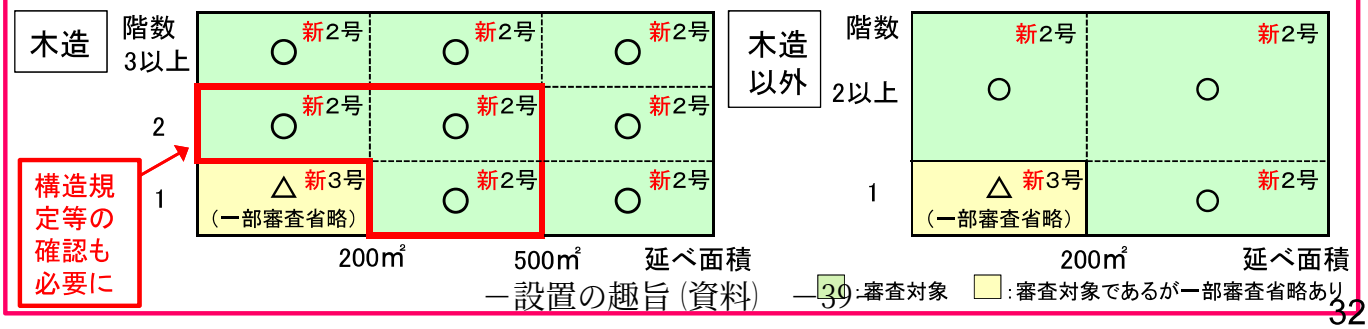

建築確認の対象となる建築物の規模（建築基準法第6条第1項）

国土交通省

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等外

改正前　階数2以下かつ延べ面積500㎡以下の木造建築物は基本的に建築確認の対象外

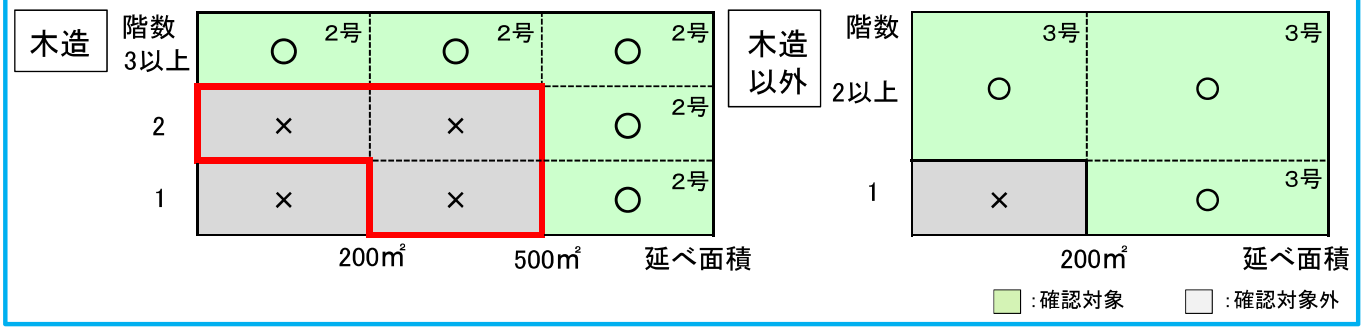

改正後　構造によらず、階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物は建築確認の対象に

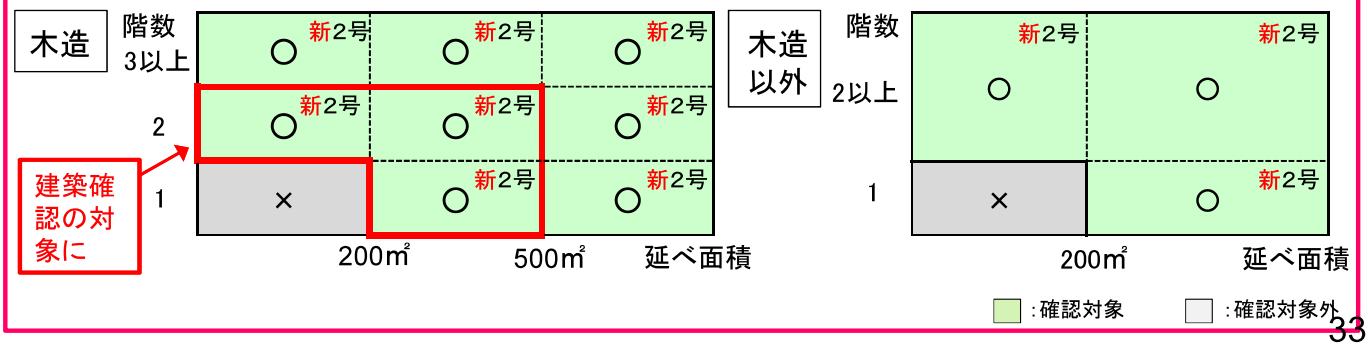

（参考）建築確認及び検査に係る特例（4号特例）

国土交通省

4号特例

2階建て以下の木造住宅等の小規模建築物※については、都市計画区域等の区域内で建築確認の対象となる場合でも建築士が設計を行った場合には、建築確認の際に構造耐力関係規定等の審査を省略することとなっている。

また、それらの建築物について建築士である工事監理者が設計図書とおりに施工されたことを確認した場合には同様の規定に関し検査を省略することとなっている。

※建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物（いわゆる「4号建築物」）

＜4号建築物＞

	一般建築物の場合 （戸建住宅、事務所等）
木　造	「2階建て以下」かつ「延べ面積500㎡以下」かつ「高さ13m・軒高9m以下」
非木造	平家　かつ、延べ面積200㎡以下

＜建築士が設計（工事監理）した4号建築物に対する審査（検査）項目＞

	防火・準防火地域外の一戸建住宅	左欄以外の小規模な一般建築物
敷地関係規定	○　審査する	○　審査する
構造関係規定	×　審査しない ※ただし、仕様規定以外（構造計算等）は審査する	×　審査しない ※ただし、仕様規定以外（構造計算等）は審査する
防火避難規定	×　審査しない	○　審査する
設備その他 単体規定	△　一部審査する ※シックハウス、昇降機及び浄化槽は審査する	△　一部審査する ※シックハウス、昇降機、浄化槽、排煙設備及び区画貫通部は審査する
集団規定	○ 審査する	○ 審査する

【建築基準法第6条の3第1項】
小規模伝統的木造建築物等に係る構造計算適合性判定の特例

現状・改正主旨

○ 通常は構造計算によることなく仕様規定に適合させることにより構造安全性が確保される小規模の建築物であっても、伝統的構法等で一部の仕様規定を満たせない場合、高度な構造計算により構造安全性を確認している。（第20条第１項第４号ロ）

○ 小規模建築物であっても、高度な構造計算により構造安全性を検証した場合、建築確認における構造計算の審査に加え、構造計算適合性判定による複層的な確認が必要。（法第6条の3第1項）

写真出典（一部）気候風土適応住宅の認定 事例集
（一社）環境共生住宅推進協議会

石場建て
柱と基礎を緊結しない
＝仕様規定に不適合

【適用される基準及び審査手続の比較】

	適用基準		審査手続	
	仕様規定	構造計算	建築確認	構造適判
一般的な小規模木造建築物	○	－	○	－
伝統的木造建築物等	△（一部不適合）	○	○	○

改正概要

○ 小規模な伝統的木造建築物等について、構造設計一級建築士が設計又は確認を行い、専門的知識を有する建築主事等が建築確認審査を行う場合は、構造計算適合性判定を不要とする。

現行：設計 → **構造計算適合性判定** → 建築確認 → 着工

改正：設計（※1）→ 不要 → 建築確認（※2）→ 着工

※1構造設計一級建築士、※2専門的知識を有する建築主事等（構造計算適合判定資格者を想定）

【施行日：公布の日から３年以内】

35

国土交通省

（2）階高の高い木造建築物等の増加を踏まえた構造安全性の検証法の合理化

【建築基準法第20条第1項第2号】
階高の高い3階建て木造建築物等の構造計算の合理化

国土交通省

現状・改正主旨

○　高さ13m又は軒高9mを超える木造建築物を建築する場合、高度な構造計算（許容応力度等計算等）により、構造安全性を確認する必要があり、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない。（法第20条第1項第2号）

○　近年の建築物の断熱性向上等のために、階高を高くした建築物のニーズが高まっている。

○　一定の耐火性能が求められる木造建築物の規模（第21条第1項）については、安全性の検証の結果、高さ13m超又は軒高9m超から、4階建て以上又は高さ16m超に見直されている（H30法改正）。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>～13m※
※軒高9m</th><th>13m※～60m
※軒高9m</th><th>60m～</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1階建</td><td>～500㎡</td><td>仕様規定</td><td rowspan="4">高度な構造計算
（許容応力度等計算、
保有水平耐力計算）</td><td rowspan="4">時刻歴
応答解析</td></tr>
<tr><td>500㎡～</td><td>簡易な構造計算（許容応力度計算）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2階建</td><td>～500㎡</td><td>仕様規定</td></tr>
<tr><td>500㎡～</td><td rowspan="3">簡易な構造計算
（許容応力度計算）</td></tr>
<tr><td colspan="2">3階建</td></tr>
<tr><td colspan="2">4階建～</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

改正概要

○　高度な構造計算までは求めず、二級建築士においても設計できる簡易な構造計算（許容応力度計算）で建築できる範囲を拡大

【簡易な構造計算の規模】

現行：高さ13m以下 かつ 軒高9m以下

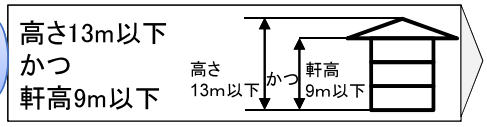

改正：階数3以下 かつ 高さ16m以下

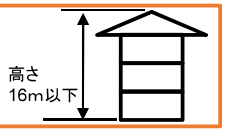

【施行日：公布の日から３年以内】

【建築基準法第20条第1項第3号】
構造計算が必要な木造建築物の規模の引き下げ

国土交通省

現状・改正主旨

○　2014（平成26）年の豪雪被害をうけ、スパンの大きい等の要件に該当する建築物では構造計算において積雪荷重を割増すことになっている。（H30告示改正）

○　2階建以下で延べ面積500m2以下の木造建築物については、大スパンの屋根であっても構造計算が求められていない。（法第20条第1項）

○　多様なニーズを背景として、大空間を有する建築物が増加しており、これらの建築物に対応した構造安全性の確保が必要となっている。

改正概要

○　木造建築物で構造計算が必要となる規模を引下げ（対象を拡大）、構造安全性を確保

現行：2階以下の木造建築物で構造計算が必要となる規模は、延べ面積500㎡超

改正：延べ面積300㎡超

【参考】木造建築物の用途分類（延べ面積別）

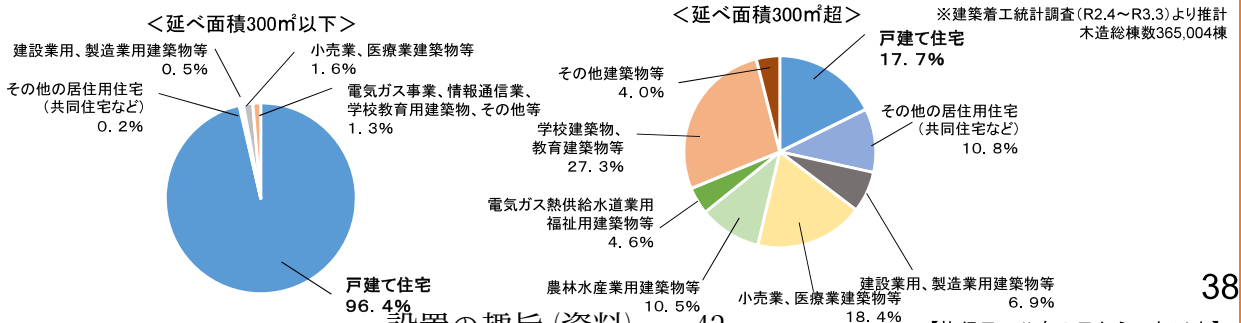

【施行日：公布の日から３年以内】

【建築基準法第20条】
木造建築物の構造計算対象の規模

現行

規模＼高さ		高さ13m以下※ ※軒高9m以下	高さ13m※超　60m以下 ※軒高9m超	高さ60m超
1階建	500㎡以下	仕様規定	高度な構造計算 （許容応力度等計算、 保有水平耐力計算）	時刻歴 応答解析
	500㎡超	簡易な構造計算 （許容応力度計算）		
2階建	500㎡以下	仕様規定		
	500㎡超	簡易な構造計算 （許容応力度計算）		
3階建				
4階建～				

改正

規模＼高さ		高さ16m以下	高さ16m超　60m以下	高さ60m超
1階建	300㎡以下	仕様規定	高度な構造計算 （許容応力度等計算、 保有水平耐力計算）	時刻歴 応答解析
	300㎡超	簡易な構造計算 （許容応力度計算）		
2階建	300㎡以下	仕様規定		
	300㎡超	簡易な構造計算 （許容応力度計算）		
3階建				
4階建～		高度な構造計算 （許容応力度等計算、 保有水平耐力計算）		

39

【施行日：公布の日から３年以内】

国土交通省

（3）中大規模建築物の木造化を促進する防火規定の合理化

【建築基準法第21条第2項】
3000㎡超の大規模建築物の木造化の促進

国土交通省

現状・改正主旨

○ 3000㎡超の大規模建築物を木造とする場合は、壁・柱等を耐火構造とするか、3000㎡毎に耐火構造体で区画することが求められる。

○ 木造建築物において壁・柱等を耐火構造とする場合は、木造部分を石膏ボード等の不燃材料で被覆する必要があり、利用者が木の良さを実感しづらいこと、また、耐火構造体で区画する場合は、建築物を二分化する必要があり、設計上の制約が大きいことが課題として指摘。

改正概要

○ 3000㎡超の大規模建築物について、構造部材の木材をそのまま見せる「あらわし」による設計が可能な新たな構造方法を導入し、大規模建築物への木材利用の促進を図る。

現行

以下のいずれかの設計法とする必要。
・壁・柱等を耐火構造とする
・3000㎡毎に耐火構造体で区画する

改正

火災時に周囲に大規模な危害が及ぶことを防止でき、木材の「あらわし」による設計が可能な構造方法を導入。

＜政令以下で規定構造方法の例＞
・大断面の木造部材を使用しつつ、防火区画を強化すること等により、火災による延焼を抑制し、周囲への延焼を制御できる構造

耐火構造

木材を不燃材料で覆う必要

燃えしろ設計法（大断面材の使用） ＋ **防火区画の強化等により延焼を抑制**

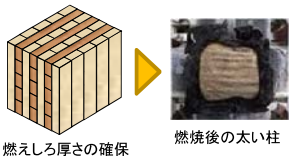

燃えしろ厚さの確保　　燃焼後の太い柱

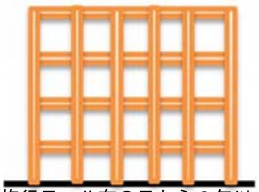

【施行日：公布の日から２年以内】

41

【建築基準法（施行令）】
階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化

国土交通省

政令改正事項

現状・改正主旨

○ 耐火構造の要求性能は、階数に応じて規定されている。

※ 最上階から階数4以内 ・・・ 1時間耐火性能
最上階から階数5以上14以内 ・・・ 2時間耐火性能
最上階から階数15以上 ・・・ 3時間耐火性能

○ 木造の耐火設計は中層で多くみられるようになってきているが、階数5の建築物と階数14の建築物の最下層に関して同水準の耐火性能が要求されるなど、きめ細かな基準となっていないとの指摘。

改正概要

○ 木造による耐火設計ニーズの高い中層建築物に適用する耐火性能基準を合理化し、中層建築物への木材利用の促進を図る。

現行

階数5の建築物と階数14の建築物の最下層に関して同水準の耐火性能を要求

改正

木造による耐火設計ニーズの高い中層建築物に適用する耐火性能基準の合理化
（階数5以上9以下の建築物の最下層について90分耐火性能で設計可能とする　等）

（4）部分的な木造化を促進する防火規定の合理化

【建築基準法第2条第9号の2ほか】大規模建築物における部分的な木造化の促進

現状・改正主旨

○　耐火性能が要求される大規模建築物においては、壁・柱等の全ての構造部材を例外なく耐火構造とすることが求められ、部分的な木材使用がしづらいとの指摘。

改正概要

○　耐火性能が要求される大規模建築物においても、壁・床で防火上区画された範囲内で部分的な木造化を可能とし、大規模建築物への木材利用の促進を図る。

現行：耐火性能が要求される大規模建築物において、壁・柱等の全ての構造部材を例外なく耐火構造とすることを要求

改正：防火上・避難上支障がない範囲内で、部分的な木造化を可能とする

＜政令以下で規定する防火上・避難上支障がない範囲＞
壁・床で防火上区画され、当該区画外に火災の影響を及ぼさない範囲

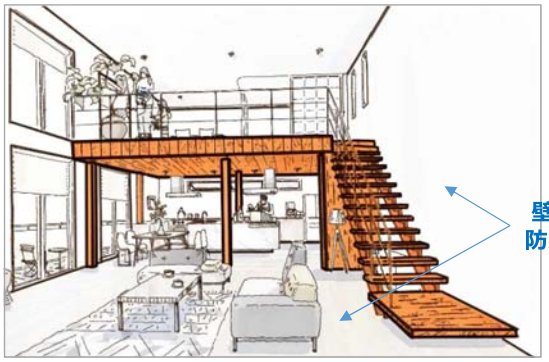

複数階にまたがる住戸（メゾネット）内の中間床や壁・柱等の木造化

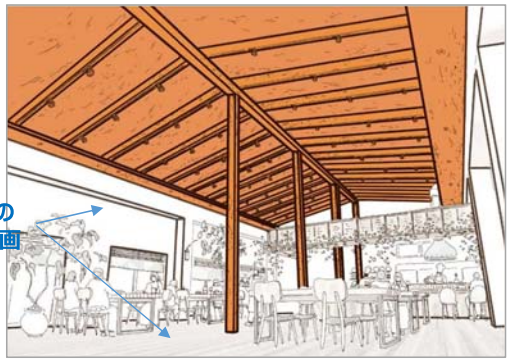

最上階の屋根や柱・はり等の木造化

【施行日：公布の日から２年以内】

【建築基準法第21条、第27条、第61条】
防火規定上の別棟扱いの導入による低層部分の木造化の促進

国土交通省

現状・改正主旨

○　耐火性能が要求される大規模建築物においては、壁・柱等の全ての構造部材を例外なく耐火構造とすることが求められ、低層部分の木造化がしづらいとの指摘。

改正概要

○　防火上分棟的に区画された高層・低層部分をそれぞれ防火規定上の別棟として扱うことで、低層部分の木造化を可能とし、大規模建築物への木材利用の促進を図る。

現行：低層部（例：階数３）についても高層部（例：階数４以上）と一体的に防火規制を適用し、建築物全体に耐火性能を要求

改正後：高い耐火性能の壁等や十分な離隔距離を有する渡り廊下で分棟的に区画された高層部・低層部をそれぞれ防火規定上の別棟として扱うことで、低層部分の木造化を可能とする

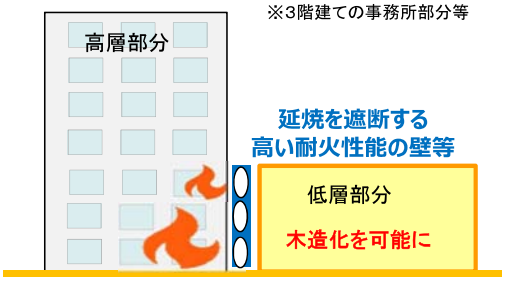

45

【施行日：公布の日から２年以内】

【建築基準法第26条】
防火壁の設置範囲の合理化

国土交通省

現状・改正主旨

○　壁・柱等の構造部材に被覆等の防火措置がなされていない（耐火建築物・準耐火建築物でない）木造建築物については、火災時の延焼の急拡大を防止するため、1000㎡毎に防火壁を設置することを要求。

○　非耐火木造部分と一体で鉄筋コンクリート造や耐火被覆木造などの耐火構造部分を計画する場合、耐火構造部分にも、非耐火木造部分と同様に1000㎡毎に防火壁の設置が求められ、不合理との指摘。

改正概要

○　他の部分と防火壁で区画された耐火構造等の部分には、防火壁の設置は要さないこととする。

現行：木造部分と一体で耐火構造又は準耐火構造の部分を計画する場合、耐火・準耐火構造部分にも防火壁の設置が求められる

改正：他の部分と防火壁で区画された1000㎡超の耐火・準耐火構造部分には、防火壁の設置は要さないこととする

防火壁のイメージ

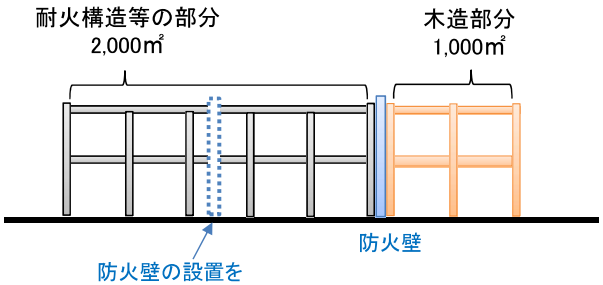

46

【施行日：公布の日から２年以内】

（5）既存建築ストックの省エネ化と併せて推進する集団規定の合理化

【建築基準法第55条、第58条】建築物の構造上やむを得ない場合における高さ制限に係る特例許可の拡充

現状・改正主旨

○ 屋根の断熱改修や屋上への再エネ設備の設置を行う場合、建築物の高さが増加することにより、高さの制限に抵触し、改修が困難となる場合がある。

改正概要

○ 屋根の断熱改修や屋上への省エネ設備の設置等の省エネ改修等を円滑化　【施行日：公布の日から１年以内】

現行	改正後
第一種低層住居専用地域等※や高度地区においては、原則として、都市計画により定められた高さの制限を超えてはならない	第一種低層住居専用地域等※や高度地区における高さ制限について、屋外に面する部分の工事により高さ制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する特例許可制度を創設

※　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域

＜構造上やむを得ないものの例＞ ※　省令で規定予定

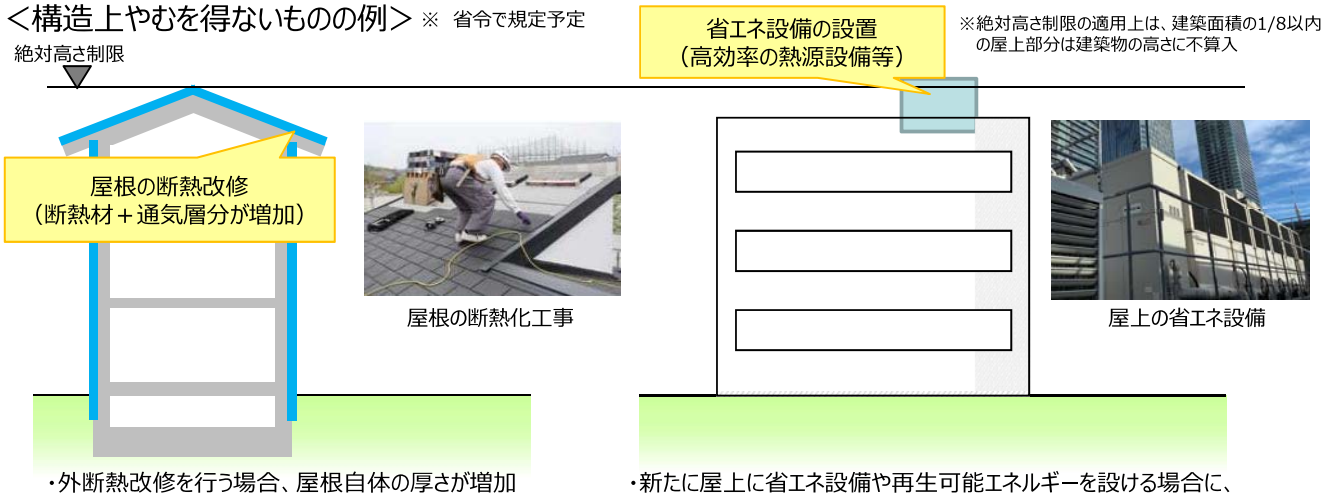

屋根の断熱化工事

屋上の省エネ設備

・外断熱改修を行う場合、屋根自体の厚さが増加することにより、高さ制限に抵触する可能性がある。

・新たに屋上に省エネ設備や再生可能エネルギーを設ける場合に、高さの制限に抵触する場合がある。

【建築基準法第52条、第53条】
建築物の構造上やむを得ない場合における建蔽率・容積率に係る特例許可の拡充

国土交通省

現状・改正主旨

○ 外壁の断熱改修や日射遮蔽のための庇の設置を行う場合、建築物の床面積や建築面積が増加することにより、容積率や建蔽率の制限に抵触し、改修が困難となる場合がある。

改正概要

○ 外壁の断熱改修や日射遮蔽のための庇の設置等の省エネ改修等を円滑化

【施行日：公布の日から１年以内】

現行：都市計画区域等内においては、原則として、都市計画により定められた容積率や建蔽率の制限を超えてはならない（現行では、制限の例外は限定的）

改正後：屋外に面する部分の工事により容積率や建蔽率制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する特例許可制度を創設

＜構造上やむを得ないものの例＞ ※ 省令で規定予定

・外断熱改修を行う場合、外壁の厚さが外側に大きくなり、建築面積や床面積が増加し、建蔽率や容積率制限に抵触することがある。

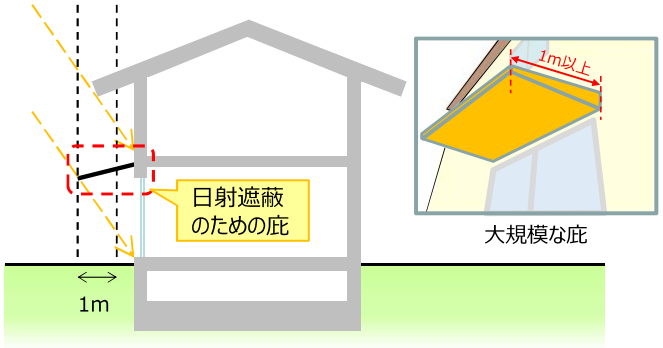

・日射遮蔽により省エネ効果を高めるために庇を大きく張り出す場合、建築面積に算入され、建蔽率制限に抵触することがある。

※庇の先端から１m以内は、建築面積に不算入

【建築基準法第52条】
住宅等の機械室等の容積率不算入に係る認定制度の創設

国土交通省

現状・改正主旨

○ 機械室等に対する容積率の特例許可は、共同住宅等において高効率給湯設備等を設置する場合の活用実績が多いが、建築審査会の同意に一定の期間を要しており、手続きの円滑化が求められている。

改正概要

○ 住宅及び老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等について容積率緩和の手続きを合理化

【施行日：公布の日から１年以内】

現行：建築審査会の同意を得て特定行政庁が許可

改正後：省令に定める基準に適合していれば、建築審査会の同意なく特定行政庁が認定

＜制度概要＞

改正前（法第52条第14項第１号の許可）	改正後（法第52条第6項第3号の認定）
特定行政庁が申請の内容を個別に審査（裁量性大） ▽ 建築審査会の**同意が必要**	特定行政庁が、申請の内容が省令基準に適合するかを審査（裁量性小） ▽ 建築審査会の**同意不要**
申請 ↓ 建築審査会の同意 ↓ **特例**	申請 ↓ **特例**

※基準を定めていないものについては、従前の手続

＜認定の対象となる機械室等の部分＞ ※ 省令で規定予定

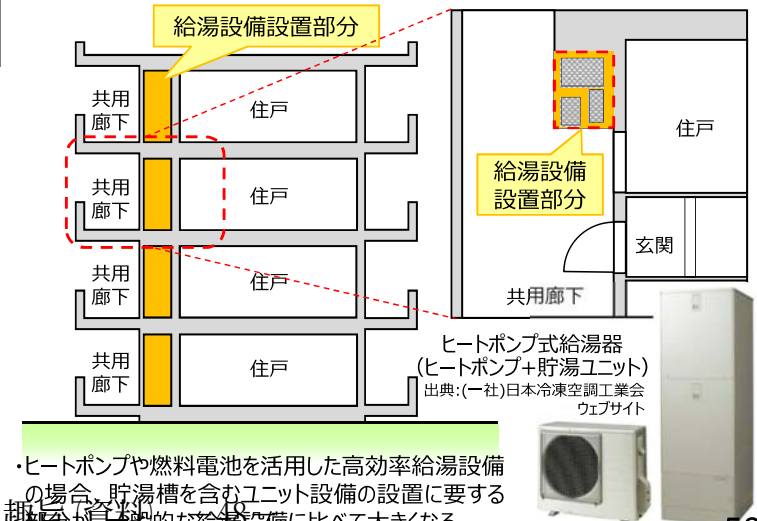

・ヒートポンプや燃料電池を活用した高効率給湯設備の場合、貯湯槽を含むユニット設備の設置に要する部分が、一般的な給湯設備に比べて大きくなる。

設置の趣旨（資料）

（6）既存建築ストックの長寿命化に向けた規定の合理化

【建築基準法第28条第1項】住宅の採光規定の見直し

現状・改正主旨

○ 窓等の開口部で採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、住宅にあっては1/7以上、その他の学校等の建築物にあっては1/5～1/10において政令で定める割合以上にしなければならない。

○ コロナ禍における業務形態の変化等により、採光規定が適用されない用途（事務所、ホテル等）から住宅に用途変更する既存ストックの活用ニーズがある一方、必要な採光面積を確保するための工事が負担となり、断念するケースが発生。

○ 熱損失が生じやすい開口部について、住宅の採光規定の見直しによって、省エネ手法のバリエーションが広がり、2050年カーボンニュートラル実現に向けた省エネ対策を一層推進。

改正概要

○ 住宅の居室に必要な採光に有効な開口部面積の合理化

現行：住宅の居室にあっては、その床面積の1/7以上の大きさの採光に有効な開口部面積の確保が必要

改正案：原則1/7以上（政令措置予定）としつつ、一定条件の下で1/10以上まで必要な開口部の大きさを緩和することを可能に

＜合理化イメージ＞

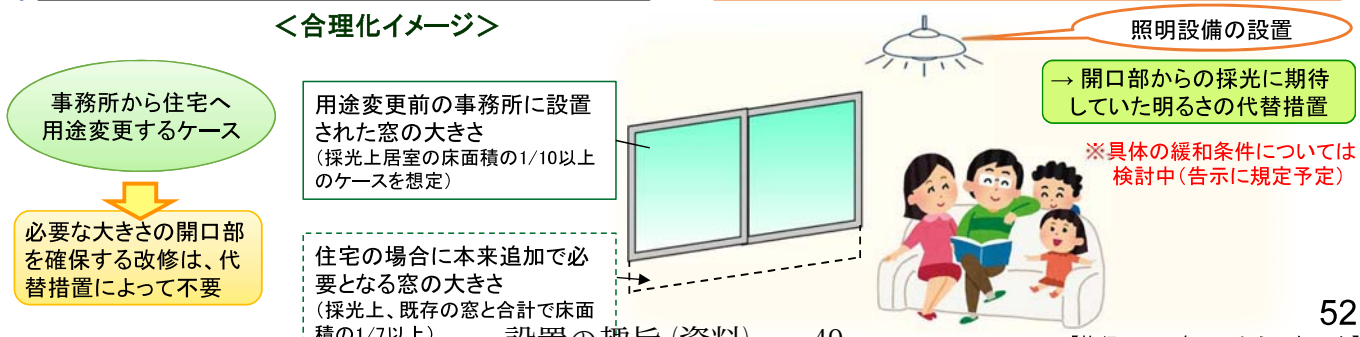

【施行日：公布の日から１年以内】

【建築基準法第86条】
一団地の総合的設計制度等の対象行為の拡充

国土交通省

現状・改正主旨

○ 特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に、一団の土地の区域を一の敷地とみなして集団規定等を適用する「一団地の総合的設計制度・連担建築物設計制度」は、一又は二以上の建築物の建築（新築、増築、改築、移転）が対象であるが、現行制度では、大規模修繕等は対象外。
○ このため、無接道の敷地を含む一団の土地において、既存建築物の修繕等により省エネ性能の向上を図ろうとしても、制度を利用できない。

改正概要

○ 一団地の総合的設計制度・連担建築物設計制度における対象行為を拡充

【施行日：公布の日から１年以内】

現行：建築（新築、増築、改築、移転）
改正後：建築（新築、増築、改築、移転）、大規模の修繕・大規模の模様替（追加）

無接道敷地　一団地の認定区域
建築・修繕等の行為　区域内の通路
一敷地内認定建築物

＜大規模修繕等において安全上、防火上又は衛生上支障がない例＞

一団地の総合的設計制度の場合

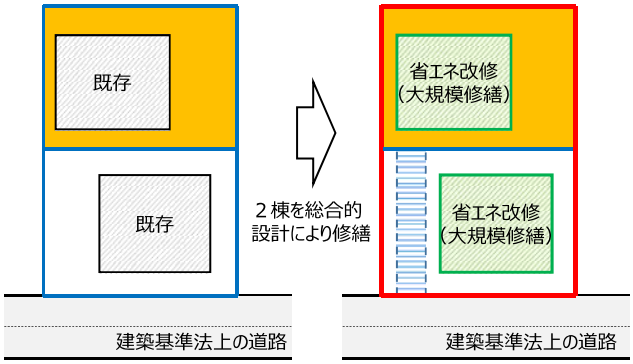

・道路より奥側の建築物を含む複数の建築物を改修する際、一団地の総合的設計の認定を受けることができれば、省エネ改修が可能。

連担建築物設計制度の場合

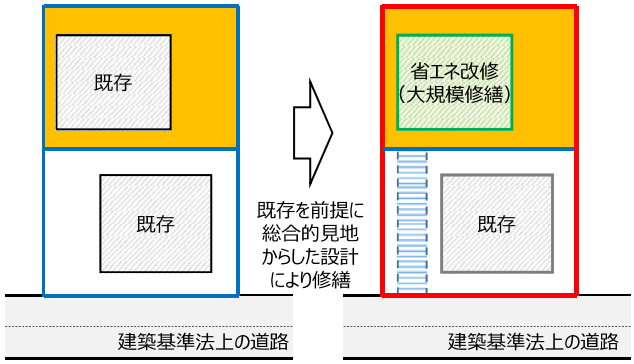

・道路側の既存建築物を前提として、道路より奥側の建築物を改修する際、連担建築物の認定を受けることができれば、省エネ改修が可能。

53

【建築基準法第86条の7、第87条】
既存不適格建築物における増築時等における現行基準の遡及適用の合理化

国土交通省

現状・改正主旨

○ 既存不適格建築物について、増改築、大規模の修繕・大規模の模様替（※）、用途変更を行う場合は、原則として建築物全体を現行基準に適合させることが必要（遡及適用）。
※ 壁・柱等の構造部材について過半の修繕または模様替を伴うこと

○ この場合、増改築等部分とは空間的・性能的に関係のない部分を含めて防火・避難規定、集団規定への適合を求められ、建築物の所有者等にとって時間的・費用的な負担が大きいとの指摘。

改正概要

○ 既存不適格建築物について、安全性の確保等を前提として、増改築時等における防火・避難規定、集団規定（接道義務、道路内建築制限）の遡及適用の合理化を図る。

現行：防火・避難規定、集団規定については増改築時等において原則現行基準適合が求められる。
※ 現行規定においても、構造規定、集団規定（接道義務、道路内建築制限を除く）においては一定の合理化を措置済。

改正：

○防火規定、防火区画規定等について、建築物の長寿命化・省エネ化等に伴う一定の改修工事を遡及適用対象外とする。
＜政令以下で規定する改修工事の範囲＞
防火・避難上の安全性が低下しないと認められる屋根・外壁の大規模の修繕・模様替や小規模増改築（50㎡以下程度） 等

○接道義務、道路内建築制限について、建築物の長寿命化・省エネ化等に伴う一定の改修工事を遡及適用対象外とする。
＜政令以下で規定する改修工事の範囲＞
市街地環境への影響が増大しないと認められる大規模の修繕・大規模の模様替

○防火規定、防火区画規定について、分棟的に区画された建築物の一の分棟のみに増築等する場合は、当該分棟部分に限って遡及適用する。
＜政令以下で規定する分棟部分＞
高い耐火性能の壁等や十分な離隔距離を有する渡り廊下で分棟的に区画した部分

○廊下等の避難関係規定、内装制限、建築材料品質規定について、増築等をする部分に限って遡及適用する。

【施行日：公布の日から２年以内】

54

「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書」の概要

今後の防火・避難対策等

直通階段が一つの建築物に係る防火・避難対策のパッケージ

(ア)建築物の安全性向上に向けた誘導策

2方向避難の確保等

①-1【原則】
既存の直通階段から離れた位置への**直通階段の増設**
又は**避難上有効なバルコニー***の設置

＊ タラップ等が設置され、階段を介さず直接道路等に安全に避難できるバルコニー

or

①-2【補完的な代替措置】
直通階段から離れた位置への**退避区画***の確保

＊ 救助されるまでの一定の間、煙から退避できるスペース

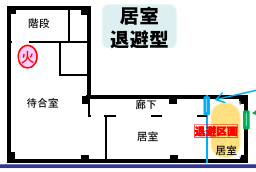

居室退避型

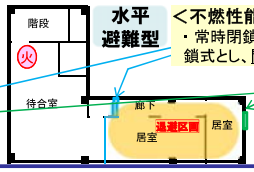

水平避難型

＜不燃性能・遮煙性能を有する戸＞
・常時閉鎖式又は煙感知器連動の随時閉鎖式とし、開放後に自動で閉鎖するもの

＜開口部＞
・外部からの救助が可能な大きさのもの
・避難器具を設置

and

避難経路の防火・防煙対策／上階防煙対策

② **直通階段の防火・防煙区画化**

＜防火設備＞
・遮炎・遮煙性能を有するもの

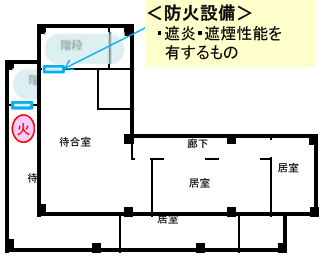

※ これらの措置は、2以上の直通階段の設置等が求められない建築物を含め、新築・既築を問わず推奨
※ 上記の考え方を示した「直通階段が一つの建築物向けの火災安全改修ガイドライン(仮称)」をとりまとめ、周知を実施

所有者の改修負担軽減のための支援措置

避難訓練の指導 ＊「直通階段が一つの建築物向けの避難訓練ガイドライン(仮称)」としてとりまとめて提示し、指導を行う。

(イ)安全性向上のための改修推進に資する既存不適格建築物の増改築等時の規制の合理化措置

○ 現実的な避難安全性の向上を促せるよう、**小規模な増改築等に際して**は、人命保護の観点から**(ア)①＊及び②の措置への適合を求める**とともに、**これ以外の防火・避難規定については危険性が増大しない範囲で適合を求めない**こととする

＊ ①-1又は①-2のいずれか
※ ①-1の避難上有効なバルコニーの設置や、①-2については、各階への設置を前提としつつ、テナントの入れ替え等を通じ段階的・計画的に適合させることも可とする

(ウ)法令に違反する建築物への是正指導の徹底対策

a 消防法令違反の是正強化
※ 直通階段が一つの建築物については、重点的な立ち入り検査を実施
※ 防火対象物点検報告の徹底を図る
※ 命令や告発等の法的手段による厳格な措置を徹底

b 建築基準法違反の是正強化
※建築基準法令違反等に係る是正指導の徹底
※定期調査報告制度の指定可能対象範囲の拡大

研究開発

ガソリン等による火災の被害軽減に資する製品の技術開発の促進
(例) ガソリン火災を消火できるマットやブランケット、壁紙等

危険物の取扱い

ガソリンスタンドにおけるガソリンの適正販売の徹底
※消防隊による見回り等により、現在義務付けられている顧客の本人確認等の適正な運用を徹底
※ガソリンスタンドにおける不審者発見時の警察への通報について周知徹底

【建築基準法第86条の7】
一定範囲内の増築等において遡及適用しない規定・範囲の追加

国土交通省

現状・改正主旨

○ 集団規定のうち、建築物の高さ制限等の形態規制については、大規模修繕等を伴う省エネ改修を行う場合に、当該工事の内容によらず、既存不適格となっている規定が遡及適用されない。
○ 一方、接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物については、大規模修繕等を伴う省エネ改修を行う場合であっても現行規定が適用されてしまうため、省エネ改修自体を断念せざるを得ない。

改正概要

○ 既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に接道義務・道路内建築制限の遡及適用を合理化

現行：増改築、大規模修繕等の際は現行基準適合が必要

改正後：「市街地環境への影響が増大しないと認められる大規模の修繕・大規模の模様替を行う場合」※は、現行基準を適用しない
※政令で規定予定

【施行日：公布の日から２年以内】

＜大規模修繕等に際して接道義務等の既存不適格が認められる例＞

接道義務（法第43条第1項）が不適格の例

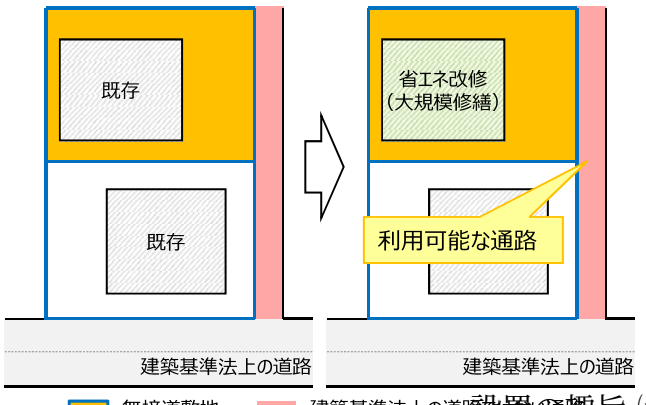

道路内建築制限（法第44条第1項）が不適格の例

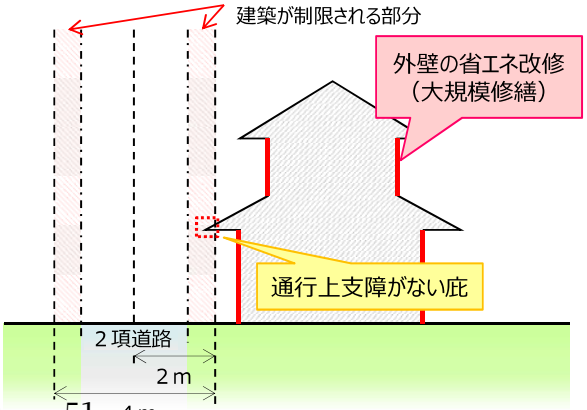

④建築士法

【建築士法第3条】
建築基準法改正に伴う二級建築士の業務独占範囲の見直し

現状・改正主旨

○ 「高さ13m又は軒高9m超」の木造建築物等の新築、増改築等を行う場合は、設計等に高度な構造計算が必要であるため、一級建築士でなければ、設計又は工事監理をしてはならないとされている。（簡易な構造計算の対象となる「高さ13m以下かつ軒高9m以下」の建築物は二級建築士も設計等を担えることとしている。）

○ 今般の建築基準法の改正により、3階建て木造建築物のうち、簡易な構造計算によって構造安全性を確かめることが可能な範囲を、現行の「高さ13m以下かつ軒高9m以下」から、「高さ16m以下」に見直すことに伴い、簡易な構造計算の対象となる建築物の範囲として定められている二級建築士の業務範囲について、見直し後の構造計算の区分と整合させる必要。

改正概要

○ 従来は「高さ13m以下かつ軒高9m以下」の建築物について担えることとしていた二級建築士の業務範囲を、「階数が3以下かつ高さ16m以下」の建築物に改正する（※）

※ 一級建築士でなければ設計等をすることのできない木造建築物等の建築物の「高さ」について、「地階を除く階数４以上又は高さ16m超」に見直す。

現行

延べ面積 S(㎡)	高さ≦13m かつ 軒高≦9m					高さ＞13m または 軒高＞9m
	木造			RC造・S造等		
	平屋建	2階建	3階建	2階建以下	3階建	
S ≦ 30㎡	建築士でなくても設計等できる			建築士でなくても設計等できる		② 1級・2級建築士でなければ設計等できない
30㎡ ＜ S ≦ 100㎡						
100㎡ ＜ S ≦ 300㎡	③ 1級・2級・木造建築士でなければ設計等できない					
300㎡ ＜ S ≦ 500㎡						
500㎡ ＜ S ≦ 1000㎡						
500㎡ ＜ S ≦ 1000㎡ 特殊	② 1級・2級建築士でなければ設計等できない			① 1級建築士でなければ設計等できない		
1000㎡ ＜ S 特殊						

改正

※改正事項：赤字下線部

延べ面積 S(㎡)	高さ≦16m					高さ＞16m または 4階建（地階を除く。）以上
	木造			RC造・S造等		
	平屋建	2階建	3階建	2階建以下	3階建	
S ≦ 30㎡	建築士でなくても設計等できる			建築士でなくても設計等できる		② 1級・2級建築士でなければ設計等できない
30㎡ ＜ S ≦ 100㎡						
100㎡ ＜ S ≦ 300㎡	③ 1級・2級・木造建築士でなければ設計等できない					
300㎡ ＜ S ≦ 500㎡						
500㎡ ＜ S ≦ 1000㎡						
500㎡ ＜ S ≦ 1000㎡ 特殊	② 1級・2級建築士でなければ設計等できない			① 1級建築士でなければ設計等できない		
1000㎡ ＜ S 特殊						

【施行日：公布の日から３年以内】

⑤住宅金融支援機構法

【住宅金融支援機構法／第13条】
住宅の省エネ改修の低利融資制度（グリーンリフォームローン）の創設

現状・改正主旨

○ 住宅金融支援機構（JHF）では、住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への直接融資を行っている。

○ 個人住宅リフォームへの直接融資は、耐震改修を除き、高齢者向けの融資に限定され、省エネ改修は融資の対象とされていない。

改正概要

創設　住宅金融支援機構による、個人向け住宅の省エネ・再エネに資するリフォームに利用可能な低利融資制度を創設

R4年10月より

制度概要・融資対象

- 自ら居住する住宅、セカンドハウス又は親族が居住するための住宅について、所定の省エネリフォームを含む工事が対象
- 省エネ性能を著しく向上させる（ZEH水準を満たす）リフォームの場合は、金利を引き下げ
- 満60歳以上の方は「高齢者向け返済特例（ノンリコース型）」の利用が可能※1

省エネ・再エネに資するリフォーム工事（イメージ）

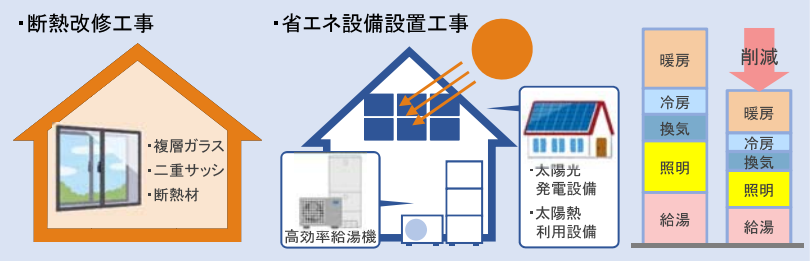

融資額	最大500万円※2
返済期間	10年以内
金利タイプ	全期間固定金利
担保・保証	不要※1
団信	利用可能※1
物件検査	適合証明検査機関による現場検査（第三者検査）

詳細は住宅金融支援機構のHPで公表予定（R4年9月上旬目処）

※1　高齢者向け返済特例を利用する場合、担保が必要になり、団体信用生命保険は加入できません。
※2　省エネリフォームと併せて行うその他のリフォーム（キッチン等水廻りの改修、外壁塗装、間取り変更等）も対象となります。
ただし、その他のリフォームの融資額の上限は、省エネリフォームに係る工事費金額までとします。

【施行日：公布の日から３ヶ月以内】

⑥施行時期について

施行時期について

（1）公布日から3月内

○住宅の省エネ改修に対する住宅金融支援機構による低利融資制度

（2）公布日から1年内

○住宅トップランナー制度の拡充
○省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化 等

（3）公布日から2年内

○建築物の販売・賃貸時における省エネ性能表示
○再エネ利用促進区域制度
○防火規制の合理化 等

（4）公布日から3年内

○原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け
○構造規制の合理化
○建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し
○二級建築士の業務独占範囲の見直し 等

日本女子大学研究活動行動規範

（前文）

日本女子大学（以下「本学」という。）は、建学の精神に基づき、常に研究水準の向上に努め、研究成果を社会に還元する使命を持つ。本学は、日本学術会義声明「科学者の行動規範」（平成 25 年１月）に準拠し、本学において研究活動を行うすべてのもの（以下「研究者」という。）が遵守すべき行動規範を定める。

（目的）

１　この行動規範は、本学の研究者が、社会に対する説明責任を果たし、学術と社会の健全な関係の構築と維持に努めるための基本的な事項を定めており、本学の学術研究の信頼性と公正性の確保及び研究者の活発な研究活動の遂行を図ることを目的とする。

第１章　研究者の責務

（研究者の基本的責任）

２　研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢）

３　研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を学術的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

４　研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

５　研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える義務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

６　研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（学術研究の利用の両義性）

７　研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会的に許容される適切な手段と方法を選択する。

第２章　公正な研究

（研究活動）

8　研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規定の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

（研究環境の整備及び教育啓発の徹底）

9　研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

（研究対象などへの配慮）

10　研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

（他者との関係）

11　研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

第３章　社会の中の学術

（社会との対話）

12　研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な学術的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

（学術的助言）

13　研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で学術的な根拠に基づく公正な発言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、学術的助言の質の確保に最大限努め、同時に学術的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

（政策立案・決定者に対する学術的助言）

14　研究者は、政策立案・決定者に対して学術的助言を行う際には、学術的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

第４章　法令の遵守など

（法令の遵守）

15　研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

（差別の排除）

16　研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、学術的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

（利益相反）

17　研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、学術的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

（制定・改定）

平成 19 年 3 月 8 日制定

日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成 18 年 10 月 3 日）が策定されたことを受け、「日本女子大学の科学研究における倫理規定」を制定した。

平成 20 年 1 月 17 日改定

学部・研究科から文言修正を受け、改定した。

平成 27 年 4 月 1 日改定

日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成 25 年 1 月）の改訂に伴い内容を改定し、名称を「日本女子大学研究活動行動規範」に変更した。

【資料8】

日本女子大学研究活動における不正行為への対応に関する規則

平成19年７月１日
制定

改正　平成24年４月１日　平成27年４月１日
平成29年３月１日　2021年４月１日
2023年３月１日　2023年４月１日

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、日本女子大学（以下「本学」という。）において研究活動に携わる若しくは携わったすべての者（以下「研究者」という。）を対象として、本学の学術研究における行動規範（以下「行動規範」という。）に違反する不正行為の防止や遵守を促すための委員会の設置及び不正行為に対する措置等について定める。

（不正行為の定義）

第２条　この規則において不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、研究の立案・計画・実施・成果の取りまとめ及び報告の各過程においてなされる次に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされた場合及び科学的に適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、不正行為には当たらないものとする。

（１）　捏造　存在しないデータ、研究結果等を作成する行為

（２）　改ざん　研究資料、研究機器及び研究過程を変更する操作を行うことにより、データ、研究成果等を真正ではないものに加工する行為

（３）　盗用　他の研究者のアイデア、試料、分析・解析方法、研究結果、論文又は用語の使用に関し、当該研究者の承諾又は適切な表示を行うことなく流用する行為

（４）　二重投稿　既発表の論文又は他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為

（５）　不適切なオーサーシップ　著者資格を満たさない者を著者に加えること、著者資格を満たす者を故意に除外する行為

（６）　第１号から第５号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。）

（研究費の不正使用）

第３条　公的資金研究費の不正使用については、日本女子大学公的資金研究費の管理運営・監査規程に定めるところによる。

（研究者の責務）

第４条　研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、又、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

２　研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

３　研究者は、研究活動の正当性の説明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データ、調査データその他の研究資料等（以下「研究資料等」という。）を一定の期間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

４　前項に規定する研究資料等の保存期間は、原則として当該研究成果の発表後１０年間とし、電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。ただし、試料（実験試料、標本）や装置等の現物については、当該研究成果の発表後５年間の保存を原則とする。又、保存スペースの制約を受けるもの、保存が本質的に困難なもの、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。

５　前項の規定に関わらず､扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、

それらの規制やガイドラインに従う。又、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合にはそれに従う。
6　研究者が異動や退職によって転出する場合には、研究者は、保有する研究資料等の複写を保存する、所在を把握するなど適切な措置を講じなければならない。

第２章　行動規範の管理体制

（責任体系の明確化）

第５条　本学に、研究行動規範の体制に係る責任者として、以下の者を置く。
（１）　統括責任者
（２）　部局長（学部長、研究科委員長）

（統括責任者）

第６条　大学全体を統括し研究行動規範について最終責任を負う者として、統括責任者を置く。
２　統括責任者は、学長をもって充てる。
３　統括責任者は、研究活動上の不正行為が行われ、又はその恐れがある場合には、部局長等と連携して厳正かつ適切に対応する。

（部局長の責務）

第７条　大学の各学部、各研究科において、研究行動規範について実質的な責任と権限を持つ者として、部局長を置く。
２　部局長は、家政学部長、文学部長、人間社会学部長、理学部長、国際文化学部長、家政学研究科委員長、文学研究科委員長、人間生活学研究科委員長、人間社会研究科委員長、理学研究科委員長をもって充てる。
３　部局長は、各部局の研究倫理教育責任者も兼ね、不正行為の防止のために、研究者へ倫理教育を含む啓発活動を行うものとする。

第３章　研究行動規範委員会

（管理及び運営体制）

第８条　学長は、この規則に定める不正に係る調査等、不正行為への対応に関して統括する。

（研究行動規範委員会の設置）

第９条　第１条の趣旨に基づき、学長は研究行動規範委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
２　委員は、次の各号に掲げる者とする。
（１）　学長が選任する１名の副学長（委員長となる）
（２）　学部から選出された教員４名以上（１学部からの選出は１名とする）
３　第２項第２号に規定する委員の任期は２年とし、再任を妨げない。
４　委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
５　委員会の運営事務局は学務部研究支援課とし、委員会からの指示により必要となる資料等を作成し提示する。

（専門委員）

第10条　委員会には、専門分野に応じた活動の適正を確保するため委員の活動を補佐する専門委員を置くことができる。
２　専門委員の活動は、委員会の活動とみなす。
３　専門委員は、学長が委嘱する。
４　専門委員は、委員長の求めに応じ、委員会に出席することができる。
５　その他専門委員について必要な事項は、委員会において定める。

（委員会の任務）

第11条　委員会は、次の各号に掲げる事項の審議又は活動を行う。
（１）　行動規範に係る不正行為が生じた場合又は相談・告発を受理した場合の助言、調査、改善指導及び是正勧告・命令に関する事項
（２）　専門機関の行動規範に係る機能及び管理状況の点検及び助言に関する事項
（３）　行動規範に係る制度等の整備に関する事項
（４）　行動規範に係る啓発及び広報に関する事項
（５）　外部機関と情報交換等の連絡協議
（６）　行動規範及びこの規則に関する事項

（７） その他学長から委託及び要請された事項

第４章　告発及び調査

（相談・告発窓口）

第12条　不正行為に関する告発、情報提供又は不正行為の疑いが存在すると思料する相談（以下「告発等」という。）を受ける窓口（以下「窓口」という。）を学務部研究支援課に置く。

２　窓口は、告発等があった場合は、学長に速やかに当該告発等の内容を報告する。

３　学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘されたこと、又は不正行為の疑いがインターネット等に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを、本学が確認した場合、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

４　学長は、告発等が不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限り、これを受理する。

５　窓口は、告発等の受理・不受理について、告発者へ書面をもって通知する。

（予備調査）

第13条　告発等の受理後、学長は委員会を招集し、委員会が予備調査を必要と判断した場合は、関連する学部・研究科の長に、速やかに予備調査を実施するよう指示する。

２　関連する学部・研究科の長は、委員会から予備調査を行うよう指示があったときは、告発等の内容の合理性及び本調査の可能性等について検討するため、当該告発等の信憑性について調査するものとし、その結果を委員会に報告する。

３　学部・研究科における予備調査の方法については、当該学部・研究科において告発の内容に応じて適切に定める。

４　委員会は、前項の報告に基づき本調査の要否を告発から30日以内に判断し、学長に報告する。

５　学長は、委員会から受けた結果の概要を告発者及び被告発者に書面をもって通知する。

（本調査）

第14条　学長は、前条第４項において本調査の実施が決定されたときは、本調査の決定を配分機関及び文部科学省に報告し、決定から30日以内に本調査を開始するよう委員会に指示する。

２　委員会は、学長の指示に基づき調査委員会を設置し、速やかに本調査を開始する。

３　調査委員会には、委員会の構成員に加え、調査委員会委員の半数以上の本学に属さない外部有識者を置く。全ての委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

４　委員会は、本調査を実施する旨を告発者及び被告発者へ通知する。

５　委員会は、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

６　告発者及び被告発者は、前項の規定により通知を受けた調査委員について不服がある場合は、通知を受けてから７日以内に書面により委員会に異議申し立てをすることができる。

７　委員会は、前項の異議申し立ての内容を検討し、その内容が妥当である場合は、当該異議にかかる調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

８　本調査にあたっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

（１） 関係者からの聴取

（２） 関係資料（研究活動に関する論文や実験、観察ノート、生データ等）の調査

（３） その他本調査に合理的に必要な事項

９　関係者は、調査委員会の本調査にあたっては、誠実に協力しなければならない。

10　関係者は、調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。

11　関係資料の調査にあたっては、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合又は関係資料の隠滅が行われるおそれがある場合には、被告発者の研究室で調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は実験・観測・解析に関係する機器・資料等の保全を行うことができる。

12　前項の措置をとる場合には、必要最小限の範囲及び期間に止め、事前に被告発者が所属する学部・研究科の長の承諾を得なければならない。

13　一時閉鎖した研究室の場所の調査及び保全された機器・資料等の調査を行う場合には、被告発者が所属する学部・研究科の長が指名する教員２名の立ち会いを必要とする。

（審理及び裁定）

第15条　調査委員会は、調査の開始から150日以内に不正行為の有無及び程度について審理し裁定を行

う。
2　調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。
3　調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときには、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。
4　裁定を行うにあたっては、告発者又は被告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。調査委員会は、告発者からの説明及び被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。
5　調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類の不存在等、本来存在するべき基本的要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、災害等、その責によらない理由により、証拠の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合、又、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが各研究分野の特性に応じた合理的な保存義務期間及び本学又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存義務期間を超えることにより、証拠の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。
6　調査委員会は、本調査の結果を委員会へ報告する。
7　委員会は、不正行為の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。
（1）　懲戒事由、教育研究活動の停止、研究費の使用停止・返還措置等に該当する可能性のある場合、学長及び学部・研究科の長への報告
（2）　委員会への定期的な報告の義務付け等、学部・研究科の長による継続的な指導に関する助言
（3）　研究に関連する機関への通知及びこれらの機関との協議に関する助言
（4）　その他不正行為の排除のために必要な措置
8　前項の場合、学長は、直ちに必要な措置をとることができる。
9　委員会は、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、被告発者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

（本調査の結果）

第16条　委員会は、本調査が終結したときは、報告書を作成し、学長に提出する。ただし、不正行為の事実があると認定するためには、全委員の３分の２以上の賛成を必要とする。
2　学長は、本調査の結果を告発者及び被告発者に書面により通知する。
3　学長は、不正行為の事実があると認定された被告発者（不正行為への関与は認定されないが不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者も含む。以下同じ。）に対し、不正行為が認定された論文等の取り下げを勧告するとともに、その他必要な措置を命ずる。
4　学長は、本調査の結果を配分機関及び文部科学省に報告する。
5　学長は、本調査の終了前であっても、配分機関及び文部科学省の求めに応じ、本調査の中間報告を提出するものとする。

（不服申し立て）

第17条　告発が悪意に基づくものと認定された告発者及び不正行為の事実があると認定された被告発者は、前条第２項の通知の日から７日以内に、学長に対し書面により不服申し立てをすることができる。ただし、この期間内に不服申し立てをすることができない理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して７日以内に不服申し立てを行うことができる。
2　学長は、不服申し立てがなされた場合、その趣旨・理由等を勘案し、再調査が必要であると判断した場合は、不服申し立てから30日以内に再調査を開始する。
3　再調査にあたっては、第14条から第16条の規定を準用し、再調査開始から50日以内に結果を通知する。
4　再調査の結果に対しては、不服を申し立てることができない。

（懲戒）
第18条　学長は、第16条による調査結果を理事長に報告する。
２　理事長は、前項の報告に基づき、不正行為の事実があると認定された被告発者に対し、懲戒を加えることができる。
３　懲戒は、別に定める研究不正に対する懲戒処分に関する規則による。
４　不正行為の悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。
（公表）
第19条　不正行為に関する公表は、学長が行う。
２　不正行為の事実があると認定した場合において、当該不正行為が故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものであるときは、原則として、不正行為の事実があると認定された被告発者の氏名・所属、調査の方法、不正行為の内容、措置等を公表する。ただし、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除く。
３　前項の規定にかかわらず、不正行為が認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該被告発者の氏名及び所属を公表しないことができる。
４　不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。ただし、認定前に該当事案が外部に漏えいしていた場合、及び論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、不正行為等が行われていなかったこと、その他の必要な事項を公表する。
５　告発が悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該告発者の氏名その他の必要な事項を公表し、配分機関及び文部科学省に報告する。

第５章　守秘義務

（守秘義務）
第20条　この規則に基づき、不正行為に関する対応、その他の手続に関与した委員及び関係する事務局職員（以下「手続関係者」という。）は、当該業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。
（プライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止）
第21条　手続関係者は、被告発者の名誉、プライバシーの保護及びその他人権を尊重するよう、配慮しなければならない。
２　告発等に基づく調査の実施にあたり、告発者等の秘密を守るため、当該告発者等が特定されないよう十分に配慮しなければならない。
３　告発者は、告発に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益な取扱いも受けない。
４　被告発者は、当該告発等にかかわる事項以外のことについて、不利益な取扱いを受けない。
（研究又は技術上の情報の保護）
第22条　調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。
（関連資料の保管）
第23条　事務局は、学長の指示に基づき、不正行為に係る調査の記録及び関係資料について、文書規程の定めにより、適切な保存期間を定めた上で、告発者等の秘密保持に配慮して適切な方法で保管し、及び保存しなければならない。

第６章　雑則

（補則）
第24条　この規則に定めるもののほか、学術研究における行動規範の遵守に関する事項及び委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。
（改廃）
第25条　この規則の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附　則

この規則は、平成19年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン改正に伴う日本女子大学研究行動規範委員会規則名称の変更及び責任体系の明確化等による改正）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（告発の受付によらないものの取扱い、調査委員会の設置、本調査における告発者・被告発者への対応に関する見直し等に伴う改正）

この規則は、平成29年３月１日から施行する。

附　則（不正行為の定義、予備調査、審理及び裁定に関する見直し並びに事務組織変更に伴う改正）

この規則は、2021年４月１日から施行する。

附　則（研究不正に対する懲戒処分に関する規則改正、告発及び調査に関する見直しに伴う改正）

この規則は、2023年３月１日から施行する。

附　則（研究資料等の保存に関する見直し及び学部改編に伴う改正）

１　この規則は、2023年４月１日から施行する。

２　この規則の第４条は、施行の際、現存する研究資料等から適用する。

No.	和洋区分	書誌事項	逐刊区分
1	和	A+U : architecture and urbanism : 建築と都市 / エー・アンド・ユー. -- 1巻1号 (1971. 1)-3巻12号 (1973. 12) ; 4巻37号 (1974. 1)-4巻40号 (1974. 4) ; 41号 (1974. 5)-. -- エー・アンド・ユー, 1971.	一般雑誌
2	和	BT : 美術手帖 : bijutsu techo : monthly art magazine. -- Vol. 40, no. 600 (Oct. '88)-. -- 美術出版社, 1988.	一般雑誌
3	和	GA houses : global architecture. -- 1 (1976)-. -- A.D.A.Edita Tokyo, 1976.	一般雑誌
4	和	GA Japan : environmental design. -- 01 (autumn 1992)-. -- エーディーエー・エディタ・トーキョー, 1992.	一般雑誌
5	和	Landscape design : 季刊[ランドスケープデザイン] / マルモ・プランニング [編]. -- No. 1 (summer 1995)-. -- マルモ出版, 1995.	一般雑誌
6	和	Universal design. -- 創刊準備号 (1997.10)-. -- ジイー・バイ・ケイUD編集室, 1997.	一般雑誌
7	和	ディテール. -- 1号 (1964.夏季)-. -- 彰国社, 1964.	一般雑誌
8	和	マテリアル・デザイン : 建築の素材・材料チェックリスト. -- 彰国社, 2006.	一般雑誌
9	和	ランドスケープ研究 : 日本造園学会誌 : journal of the Japanese Institute of Landscape Architecture / 日本造園学会 [編]. -- Vol. 58, no. 1 (Aug. 1994)-. -- 日本造園学会, 1994.	一般雑誌
10	和	月刊文化財 / 文化財保護委員会監修. -- 創刊[1]号 (昭38.10)-. -- 第一法規出版, 1963.	一般雑誌
11	和	建築ジャーナル = Architectural journal. -- 748号 (1988.5)-. -- 企業組合建築ジャーナル, 1988.	一般雑誌
12	和	建築技術 / 建築技術, 建設省建築研究所. -- 1号 (昭25.7)-. -- 建築技術研究会, 1950.	一般雑誌
13	和	建築知識 : the kenchiku chishiki. -- 1巻1号 (昭34.1)-. -- 全日本建築士会出版局, 1959.	一般雑誌
14	和	交通工学 = Traffic engineering / 交通工学研究会 [編]. -- 1巻1号 (1966)-. -- 交通工学研究会, 1966.	一般雑誌
15	和	住宅建築 : the housing journal for builders and designers / 建築思潮研究所. -- 1号 (1975.5)-. -- 建築資料研究社, 1975.	一般雑誌
16	和	商店建築 : syohten kentiku. -- 商店建築社, 195-.	一般雑誌
17	和	新建築 / 新建築社 [編]. -- 1巻1號 (大14)-. -- 新建築社, 1925.	一般雑誌
18	和	新建築. 住宅特集 = The Japan architect. -- 9号 (1987.1)-. -- 新建築社, 1987.	一般雑誌
19	和	新都市 / 都市計畫協會 [編]. -- 1巻1號 (昭22.1)-. -- 都市計畫協會, 1947.	一般雑誌
20	和	生活文化史 / 日本生活文化史学会, 雄山閣出版. -- 創刊[1]号 (1983.秋)-. -- 雄山閣出版, 1983.	一般雑誌

建築デザイン研究科　所蔵雑誌一覧【和雑誌・洋雑誌】　　【資料9】

No.	和洋区分	書誌事項	逐刊区分
21	和	卒業設計日本一決定戦official book : せんだいデザインリーグ / 仙台建築都市学生会議, せんだいメディアテーク編. -- 建築資料研究社 ,.	一般雑誌
22	和	都市史研究 / 都市史学会編. -- 1 (2014)-. -- 都市史学会, 2014.	一般雑誌
23	和	日経アーキテクチュア = Nikkei architecture / 日経マグロウヒル社. -- 試作版 [0巻1号] (1975.10)-. -- 日経マグロウヒル社, 1975.	一般雑誌
24	和	福祉のまちづくり研究. -- 1巻1号 (1999)-. -- 福祉のまちづくり研究会, 1999.	一般雑誌
25	和	民俗建築 / 民俗建築會 [編]. -- 1號 (昭25)-. -- 誠文堂新光社, 1950.	一般雑誌
26	和	SD review. -- 鹿島出版会, 2001.	年鑑・白書類
27	和	住宅経済データ集 / 建設省住宅局住宅政策課 [監修]. -- 住宅産業新聞社, 19--.	年鑑・白書類
28	和	保育白書 / 全国保育団体合同研究集会実行委員会編集. -- 1976年版 (1976)-. -- 草土文化, 1976.	年鑑・白書類
29	和	わかりやすい建築基準法の手引 / 建築法令実務研究会編. -- 新日本法規, 2001.	法規集
30	和	高齢者･障害者のための福祉用具活用の実務 / 厚生省社会・援護局更生課,厚生省老人保健福祉局老人福祉振興課監修 ; 福祉用具活用研究会編著. -- 第一法規, 1994.	法規集
31	和	高齢者ケア実践事例集 / 高齢者ケア実務研究会編. -- 第一法規出版, 1993.	法規集
32	和	集録建築法規 / 建設省住宅局建築指導課. -- 東京都版. -- 新日本法規出版.	法規集
33	和	図解建築紛争事例便覧 / 建築紛争事例研究会編. -- 新日本法規出版, 1998.	法規集
34	和	図解事務所・店舗・施設等設計基準マニュアル / 建築設計実務研究会編. -- 新日本法規出版, 2008.	法規集
35	和	図解住宅設計基準マニュアル / 建築設計実務研究会編. -- 新日本法規出版, 2002.	法規集
36	和	全国まちづくり実践事例集 / 自治省行政局振興課編集. -- 第一法規出版, 1986.	法規集
37	和	誰にもわかる建築法規の手引. -- 新日本法規出版.	法規集
38	和	都市計画法規集 / 都市計画法研究会編 ; 建設省都市局都市計画課監修. -- 新日本法規, 1976.	法規集

No.	和洋区分	書誌事項	逐刊区分
1	洋	AA files : annals of the Architectural Association, School of Architecture. -- Vol. 1, no. 1 (winter 1981/82)-. -- The Association, 1981.	一般雑誌
2	洋	Abitare. -- [Editrice Segesta], 196-.	一般雑誌
3	洋	Architectural record. -- Vol. 1 (July 1891)-, 1891.	一般雑誌
4	洋	Casabella : カザベラjapan. -- Mondadori, 2008.	一般雑誌
5	洋	Domus. -- -anno 9, n. 97 (genn. 1936) ; N. 98 (febbr. 1936)-. -- Editoriale Domus, 192-.	一般雑誌
6	洋	El Croquis. -- El Croquis, 19--.	一般雑誌
7	洋	Frame. -- BIS Publishers, 199-.	一般雑誌
8	洋	Journal of the American Planning Association. -- Vol. 45, no. 1 (Jan. 1979)-. -- American Planning Association, 1979.	一般雑誌
9	洋	L'Architecture d'aujourd'hui. -- 1 (1930)-. -- Jean-Michel Place., 1930.	一般雑誌
10	洋	Town and country planning / Town and Country Planning Association. -- 1 (1932)-. -- Town and Country Planning Association, 1932.	一般雑誌

No.	区分	和洋別No.	種別	タイトル
1	洋	1	DB	American national biography online
2	洋	2	DB	Bibliography of British and Irish history
新 3	洋	3	DB	Berg Fasion Library Database
4	洋	4	DB	Books in print com
5	洋	5	買切 DB	Early English Books Online : EEBO
6	洋	6	買切 DB	Eighteenth Century Collections Online (ECCO)
7	洋	7	買切 DB	House of Commons parliamentary papers
8	洋	8	DB	Gale Literature
9	洋	9	DB	Gale in Context : Global Issues
10	洋	10	DB	International medieval bibliography
11	洋	11	DB	Marquis biographies online
12	洋	12	DB	MathScinet
13	洋	13	DB	MLA international bibliography
14	洋	14	DB	Opposing viewpoints in context
15	洋	15	DB	Oxford dictionary of national biography
16	洋	16	DB	Oxford English dictionary
17	洋	17	DB	PsycINFO
18	洋	18	DB	SciFinder^{n}
19	洋	19	DB	Scopus
新20	洋	20	DB	Sociological abstracts database
21	洋	21	DB	Ulrich's plus online
22	和	1	DB	D1-Law.com現行法規：現行法検索：第一法規法情報総合データベース
23	和	2	DB	D1-Law.com判例体系：全法編：第一法規法情報総合データベース
24	和	3	買切 DB	太宰治直筆資料集
25	和	4	買切 DB	群書類従. - Web版
26	和	5	DB	JapanKnowledge
27	和	6	DB	(JK) 国史大辞典
28	和	7	DB	(JK) 世界大百科事典
29	和	8	DB	(JK) 角川古語大辞典
30	和	9	DB	JDream 3
31	和	10	DB	化学書資料館
32	和	11	DB	官報情報検索サービス
33	和	12	DB	聞蔵IIビジュアル for Libraries
34	和	13	DB	Magazineplus
35	和	14	DB	ブリタニカ オンライン ジャパン
36	和	15	DB	日本文学Web図書館：和歌ライブラリー
37	和	16	DB	日本文学Web図書館：辞典ライブラリー

No.	区分	和洋別No.	種別	タイトル
38	和	17	DB	日本文学Web図書館：平安文学ライブラリー
39	和	18	DB	日本建築学会論文等検索システム機関定額制
40	和	19	DB	日経テレコン21
41	和	20	DB	理科年表プレミアム
42	和	21	DB	ルーラル電子図書館
新43	和	22	DB	Web OYA-bunko 教育機関版
44	和	23	DB	ヨミダス歴史館
45	和	24	DB	雑誌記事索引集成データベース

電子ジャーナル　　**【資料11】**

通しNo.	区分	種別	タイトル	誌数
1	洋	ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾀ	Entertainment industry magazine archive	50
2	洋	ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾀ	Music periodicals database	400
3	洋	ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾀ	Performing arts periodicals database	295
4	洋	ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾀ	JSTOR : Arts & Sciences I Collection	115
5	洋	ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾀ	JSTOR : Arts & Sciences Ⅲ Collection	152
6	洋	ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾀ	JSTOR : Ecology and Botany Collection	30
7	洋	ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾀ	ProQuest Central	25,500
8	洋	OJ	AATCC journal of research. -- [Online]. -- American Association of Textile Chemists and Colorists, 2014. w.	1
9	洋	OJ	Algebra and Number Theory	1
10	洋	OJ	American Chemical Society online journals	64
11	洋	買い切りOJ	ACS legacy archives	
12	洋	OJ	American Journal of Mathematics. -- [Online]. -- The Johns Hopkins University Press. w.	1
13	洋	OJ	Annals of K-Theory	1
14	洋	OJ	Annual review of psychology. -- Annual Reviews, 19--. w.	1
15	洋	OJ	Applied mobilities. -- [Online ed.]. -- Routledge, Taylor & Francis, 2016. w.	1
16	洋	OJ	Applied physics letters(INTERNET ed)	1
17	洋	OJ	Behavior research methods / Psychonomic Society. -- [Online ed.]	1
18	洋	OJ	Behavioral and brain sciences. -- Cambridge University Press, w.	1
19	洋	OJ	Biometrika	1
20	洋	OJ	The British journal of educational psychology	1
21	洋	OJ	British journal of educational studies	1
22	洋	OJ	British journal of psychiatry. -- 176 (2000)-, 2000. w.	1
23	洋	OJ	Bulletin of the Chemical Society of Japan	1
24	洋	OJ	Chemical communications	1
25	洋	OJ	Chemistry letters	1
26	洋	OJ	Child development perspectives	1
27	洋	OJ	Child development	1
28	洋	OJ	Cognition & emotion	1
29	洋	OJ	Cognitive linguistics. -- [Online]. -- Mouton de Gruyter, 1990. w.	1
30	洋	OJ	Current developments in mathematics	1
31	洋	OJ	Discourse & communication	1
32	洋	OJ	Discourse & society	1
33	洋	OJ	Duke Mathematical Journal	1
34	洋	OJ	Economics of education review.-- Elsevier Science. w.	1
35	洋	OJ	Educational evaluation and policy analysis	1
36	洋	OJ	Family and consumer sciences research journal	1
37	洋	OJ	Family proces.-- John Wiley & Sons, Inc.. w.	1
38	洋	OJ(新聞)	Historical newspapers, New York Times with Index	1
39	洋	OJ	Industrial and labor relations review	1
40	洋	OJ	Intercultural pragmatics	1

電子ジャーナル **【資料11】**

通しNo.	区分	種別	タイトル	誌数
41	洋	OJ	International journal of consumer studie	1
42	洋	OJ	International journal of law, policy and the family	1
43	洋	OJ	The International journal of psycho-analysis	1
44	洋	OJ	International journal of sports medicine	1
45	洋	OJ	International Journal of the Sociology of Language	1
46	洋	OJ	International social work	1
47	洋	OJ	Journal of applied physics	1
48	洋	OJ	Journal of child psychotherapy	1
49	洋	OJ	Journal of cognitive neuroscience	1
50	洋	OJ	Journal of European social policy	1
51	洋	OJ	The Journal of experimental education	1
52	洋	OJ	Journal of food science	1
53	洋	OJ	Journal of knot theory and its ramifications(INTERNET ed)	1
54	洋	OJ	Journal of Linguistic Anthropology	1
55	洋	OJ	Journal of linguistics : the journal of the Linguistics Association of Great Britain	1
56	洋	OJ	The Journal of marital and family therapy	1
57	洋	OJ	Journal of medieval history	1
58	洋	OJ	Journal of multivariate analysis	1
59	洋	OJ	Journal of research in childhood education	1
60	洋	OJ	Journal of social policy	1
61	洋	OJ	The journal of social psychology : political, racial, and differential psychology	1
62	洋	OJ	Journal of social welfare & family law	1
63	洋	OJ	Journal of topology	1

電子ジャーナル　　**【資料11】**

通しNo.	区分	種別	タイトル	誌数
64	洋	OJ	Language : journal of the Linguistic Society of America	1
65	洋	OJ	Language and cognition	1
66	洋	OJ	Language in society. -- [Online]. -- Cambridge University Press. w.	1
67	洋	OJ	Languge variation and change	1
68	洋	OJ	Library resources & technical services	1
69	洋	OJ	Linguistic Typology. -- [Online]. -- De Gruyter Mouton. w.	1
70	洋	OJ	Linguistics. -- [Online]. -- De Gruyter Mouton.	1
71	洋	OJ	Mathematical research letters : MRL	1
72	洋	OJ	Metaphor and Symbol. -- [Online]. -- Taylor & Francis. w.	1
73	洋	OJ	MFS modern fiction studies	1
74	洋	OJ	Mobilities. -- [Online ed.]	1
75	洋	OJ	Monographs of the Society for Research in Child Development	1
76	洋	OJ	Multilingua. -- [Online]. -- De Gruyter Mouton. w.	1
77	洋	OJ	Nature.com	1
78	洋	OJ	Pediatrics : the journal of the American Academy of Pediatrics	1
79	洋	OJ	Perceptual and motor skills	1
80	洋	OJ	Phonology. -- [Online]. -- Cambridge University Press. w.	1
81	洋	OJ	Physical review. [Series III.] B	1
82	洋	OJ	Physical review letters ([INTERNET ed)	1
83	洋	OJ	The plant cell	1
84	洋	OJ	Plant physiology	1
85	洋	OJ	Psychology of sport and exercise	1
86	洋	OJ	Research on language and social interaction	1
87	洋	OJ	Research quarterly for exercise and sport	1
88	洋	OJ	Science Online	1
89	洋	OJ	SIAM journal on mathematical analysis	1
90	洋	OJ	Social policy and society. -- Cambridge University Press, 2002. w.	1
91	洋	OJ	Springer Link	1,600
92	洋	OJ	Text & Talk. -- [Online]. -- De Gruyter Mouton. w.	1
93	洋	OJ(新聞)	The Times Digital Archive	1
94	洋	OJ(新聞)	TLS, the Times literary supplement	1
95	洋	OJ	Trends in cognitive sciences. -- Elsevier. w.	1
96	洋	OJ	Vision research. -- Elsevier Science. w.	1
97	洋	買切 OJ	The Vogue Archive. -- [American ed].	1
98	洋	買切 OJ	Oxford University Press Online Journals Archive Collections	140
99	洋	買切 OJ	Springer Online Journal Archives	800
100	和	ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾀ	メディカルオンライン	1,500
101	和	OJ	日経BP記事検索サービス アカデミック版	50
102	和	OJ	Library and information science.-- 三田図書館・情報学会	1
103	和	買切 OJ	校友會雑誌	1
104	和	買切 OJ	日本語文法 / 日本語文法学会編集	1

電子ジャーナル　　**【資料11】**

通しNo.	区分	種別	タイトル	誌数
105	和	買切 OJ	風俗画報. -- Web版.	1
106	和	買切 OJ	三田文學	1
107	和	買切 OJ	文藝春秋アーカイブス. -- [Web版]	1

30,789

2022年度の体制

2022.10.1 現在

学長

・副学長
・学長補佐
・学部長
・研究科委員長（代表）

（オブザーバー）
・JWU女子高等教育センター所長
・基盤教育センター長
・社会連携教育センター所長
・学生支援センター長
・国際交流センター長
・家政学部通信教育課程長
・学務部長
・学生生活部長

※学長が求めた役職者について、オブザーバーとして参加を求めることがある。

大学執行部会議

大学改革運営会議

・学長
・副学長
・学長補佐
・学部長
・家政学部通信教育課程長
・研究科委員長
・学科長
・JWU女子高等教育センター所長
・基盤教育センター長
・社会連携教育センター所長
・学生支援センター長
・国際交流センター長
・学務部長
・学生生活部長
・分科会長

- 大学人事検討委員会
- 大学予算委員会
- 研究科委員長会
- JWUコモンズ運営委員会

- 研究科委員会
  - 専攻
- 教授会
  - 学科
    - 学科科目
  - 通信教育課程学務委員会
- JWU女子高等教育センター
  - FD推進
    IR推進
    ICT教育
    等
- 基盤教育センター
  - 自校教育委員会
  - 外国語委員会
  - 情報処理委員会
  - 身体運動委員会
  - 教養教育委員会
  - 教職課程委員会
  - 資格教育課程委員会
- 社会連携教育センター
  - キャリア委員会
  - 社会連携教育委員会
- 学生支援センター
  - 奨学委員会
  - 学生委員会
  - 学寮委員会
- 国際交流センター
  - 国際交流委員会

・センター長は学長指名
・委員長はセンター長指名
・専門委員はセンター長及び委員長指名
　学部委員は学部長指名

学校法人 日本女子大学 組織図

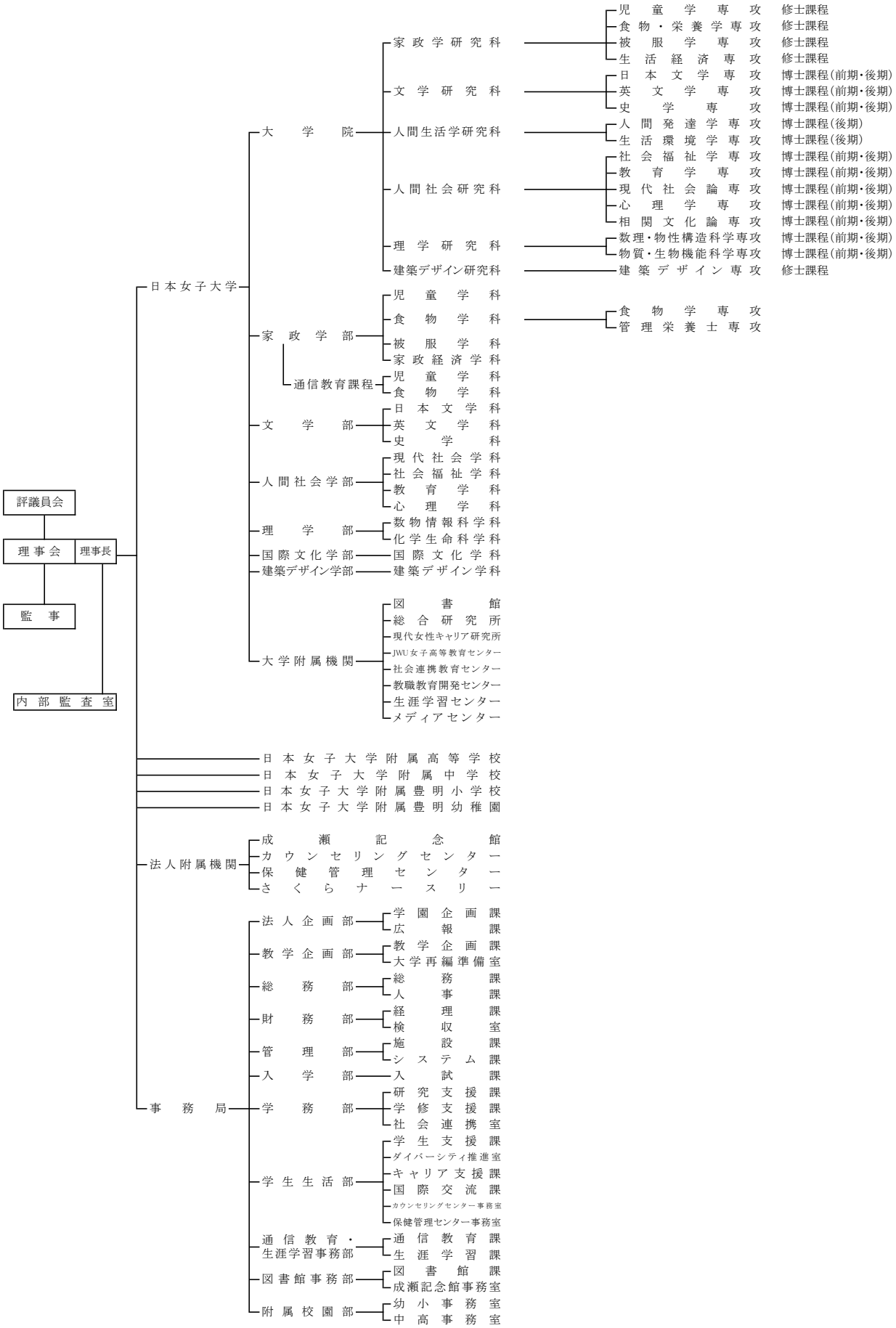

各附属機関および附属校園の事務については、事務局各課・室の所管部署が担う。

日本女子大学における内部質保証の方針

平成30年４月１日制定
2021年４月１日改定

１　基本方針

高等教育機関として社会の負託に応えるため、日本女子大学の建学の精神、教育理念「三綱領」及び理念・目的の実現に向けて、教育、研究、社会貢献の質の向上を図るとともに、適切な水準にあることを自らの責任で明示・公表する内部質保証の取り組みを恒常的・継続的に推進する。

２　責任・役割

（１）学部・研究科・その他部局（＊１）の内部質保証は、当該構成員が自覚と責任ある行動に基づいて行う。組織的には、運営責任を負う組織（＊２）が主体となり、当該執行部（＊３）、またはそれに準ずる役割を担う者と構成員が連携・協力して厳正に推進する。
…個々の教職員及び学部・研究科、各部局レベル

（２）全学的な内部質保証は、自己点検・評価を推進するための組織として自己点検・評価委員会が主体となり、大学執行部会議とすべての構成員が連携・協力し、総体として厳正に推進する。なお、自己点検・評価委員会は、統括するための自己点検・評価委員会幹事会と、点検・評価を行うための部門からなる。

＊１　その他部局とは、学部・研究科を除く教学組織及び法人組織を表す。

＊２　運営責任を負う組織とは、学部・研究科の場合は、教授会・研究科委員会のほか、学科・専攻等を表し、その他部局の場合は、所管する諸活動の運営責任を負う組織を表す。

＊３　学部・研究科の執行部は、組織により異なる場合があるが、概ね学部長（研究科委員長）、学科長（専攻主任）等を指す。

３　教育の企画・設計のための指針

学部・研究科等における教育は、次の事項に則り、企画・設計を行う。

（１）「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」・「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」・「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の３方針に基づき、改善及び改革が必要かつ重要であるとの共通認識を持って教育活動を展開する。

（２）内部質保証を実効性のあるものとするために、『日本女子大学における内部質保証に関する体制図』に基づき、「学位プログラム」の設計・管理・評価から運用、検証・改善のためのＰＤＣＡサイクルを明確にし、次の自己点検・評価等によって、円滑に機能させる。

ア　学部・研究科等は、自己点検・評価委員会が定める点検・項目等に加えて、学部等の状況や特性に応じて、独自の視点をふまえて自己点検・評価を実施し、毎年、自己点検・評価報告書及び成果や達成度を示す資料を提出する。

イ　それぞれの活動等に改善が必要と認められた場合は、適切な措置を講じ、計画的、組織的に改善に努め、学部・研究科等の教育研究等の質を保証し向上しなければならない。

４　検証及び改善・向上のための指針

（１）自己点検・評価委員会幹事会は、各部門からの「自己点検・評価報告書」に基づき、本学の諸活動の現状を検証し、次の事項について協議を行ったうえで、大学執行部会議に上程する。

ア　学部・研究科等において、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」・「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」・「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の３方

針に基づく教育活動の展開と、その活動の点検・評価の結果を改善・改革につなげる一連のプロセスが適切に展開されていること。

イ　本学における教育・研究・社会貢献等が適切な水準にあることを、社会に対して説明・証明していること。

（2）大学改革運営会議は大学執行部会議の諮問機関として各学部等に対して、また、常任理事会は法人部門の各部局に対して助言・支援及び管理を行い、内部質保証システムとして機能し、一定の効果を発揮していること。

5　運用指針

（1）内部質保証は、「学位プログラム」の設計・管理・評価・改善のＰＤＣＡサイクル全体の営みである。しかもこのサイクルを恒常的・継続的に運用すべきである。

（2）学部・研究科・その他部局及び全学的な内部質保証は、いずれも『日本女子大学における内部質保証に関する体制図』の枠組みを基軸としつつ、柔軟に推進する。

（3）内部質保証システムについて、定期的に検証・改善を行う。

日本女子大学　自己点検・評価体制　2021年度～

[資料15]　2022.4.1現在

【改訂】
2022.4.1　⑦教職課程部門を追加

理念 目的：建学の精神／三綱領／３つのポリシー／人材養成・教育研究上の目的に関する規程

計画：中・長期計画　（アクション・プラン　2021～2023年度）

学園綜合計画委員会

P' 常任理事会　／　理事会（議長：理事長）　／　評議員会

中・長期計画に基づき事業計画（P）作成

P' 大学改革運営会議（大学執行部会議の諮問機関）

事業計画

P 大学執行部会議【教学マネジメント組織】（教学部門の意思決定機関）

11月事業計画及び予算編成作成開始
2月事業報告書作成

学長

副学長、学長補佐、学部長、研究科委員長（代表）
（ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ）JWU女子高等教育ｾﾝﾀｰ所長、基盤教育ｾﾝﾀｰ長、通信教育課程長、学務部長、学生生活部長

報告書上程

外部評価依頼／提言

外部評価委員会

（事務局）実行指示

（学部・院）実行指示

自己点検・評価委員会【内部質保証推進組織】

自己点検・評価委員会幹事会

委員長　副学長
委員　副学長、事務局長、総合企画部長、総務部長、部門長(計７名)

C' A　5月目標点検／10月中間報告／3月報告書作成

D 4月目標策定／10月中間報告／1月自己点検

C 5月目標点検／10月中間報告／2月到達点検／報告

各部門報告／改善指示

該当委員会／部局等
学部(教授会)、研究科(委員会)、JWU女子高等教育センター、基盤教育センター 等
図書館、メディアセンター 等
入学試験協議会 等
学生支援センター、国際交流センター 等
社会連携教育センター、生涯学習センター 等
事務局 等

※２　年３回のモニタリングを含む

報告（自己点検※２）／指摘（点検結果）

部門	部門担当（　教員21名※1　＋　部長クラス　）		対応する大学基準等	
①教学部門	教員３名	学務部長、学務部事務部長	●理念・目的 ●教育課程・学習成果 ●教員・教員組織	基準1・4・5・6
②教育研究等環境部門	教員3名	学務部長、学務部事務部長 管理部長、図書館事務部長	●教育研究組織 ●教育研究等環境	基準3・8
③入試部門	教員3名	入学・広報部長	●学生の受け入れ	基準５
④学生部門	教員3名	学生生活部長 学生生活事務部長	●学生支援	基準７
⑤社会連携部門	教員3名	社会連携教育ｾﾝﾀｰ所長 通信教育・生涯学習事務部長	●社会連携・社会貢献	基準９
⑥大学運営・財政部門	教員3名	財務部長	●大学運営・財務	基準１０
⑦教職課程部門	教員3名	学務部長、学務部事務部長	教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令	－

※1　教員21名
…専門性が必要な部分は委員長指名、それ以外は各学部より選出

【検証内容】

教学
教育プログラムの有効性の検証
【主体】学部（教授会）、研究科（委員会）
JWU女子高等教育ｾﾝﾀｰ（FD、IR含む）　他
授業の内容・方法の有効性の検証
【主体】教員

教学以外
諸活動の有効性の検証
【主体】各組織

＜ＰＤＣＡサイクル　イメージ図＞

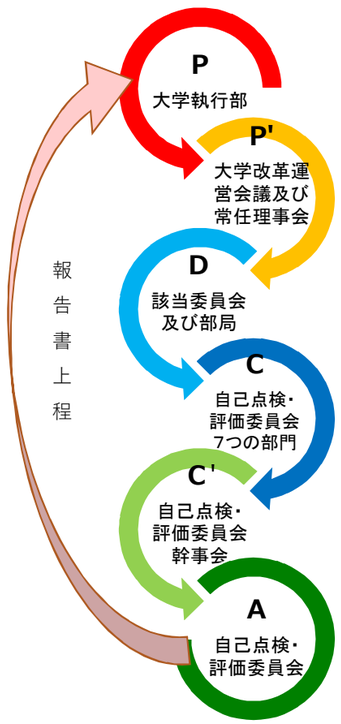

P：大学全体のプランニング（＝事業計画）の責任を負う

P'：事業計画に基づき各部局へ実行指示する

D：それぞれの計画に基づき実行する

C：部門ごとに点検・報告を行う

C'：部門からの報告をもとに最終点検を行う

A：部門ごとの点検結果を全学的観点から検証し、その結果を反映した報告書を学長へ上程する

建築デザイン研究科建築デザイン専攻（修士課程）時間割

【資料16】

	1				2				3				4				5			
	使用教室	9:00～10:40		担当者	使用教室	10:50～12:30		担当者	使用教室	1:20～3:00		担当者	使用教室	3:10～4:50		担当者	使用教室	5:00～6:40		担当者
月	個研	通） 住居・建築計画論演習Ⅱ		井本	院講室1	前）建築論		宮					百501	前）建築設計・計画特論Ⅰ		ブラウン	院講義1	前）住居・建築・都市計画特論		小泉
	個研	通） ユニバーサル環境論演習Ⅱ		佐藤	個研	通）構造デザイン論演習Ⅱ		江尻					百205	前）建築設計・計画特論Ⅱ		坂牛				
	個研	通） 住居設計論演習Ⅱ		篠原																
	個研	通）防災・安全性能論演習Ⅱ		平田																
	個研	通） 都市建築史演習Ⅱ		片山																
	個研	通） 都市・地域居住論演習Ⅱ		薬袋																
	個研	通） 建築論演習Ⅱ		宮																
	個研	通） 環境・設備システム論演習Ⅱ		細井																
	個研	通） 保存再生論演習Ⅱ		是澤																
火	個研	前） 建築デザイン研究		全専任教員	院演習1	前）住居・建築計画論		井本					院演習1	前）ユニバーサル環境論		佐藤				
					百204	後）建築構造特論		西岡	院講義2	後）環境・設備システム論		細井	院講義2	後）保存再生論		是澤	院講義1	後）構造デザイン論		江尻
水					院演習1	後）防災・安全性能論		平田	院講義1	前）建築歴史・意匠特論		藤川	院講義2	前）都市建築史		片山				
木	個研	後） 保存再生論演習Ⅰ		是澤	百503	前）都市・地域居住論		薬袋												
	個研	後） ユニバーサル環境論演習Ⅰ		佐藤	個研	後）建築論演習Ⅰ		宮												
	個研	後） 住居設計論演習Ⅰ		篠原	院講義1	後）建築環境特論		井口												
	個研	後） 防災・安全性能論演習Ⅰ		平田																
	個研	後） 都市・地域居住論演習Ⅰ		薬袋																
	個研	後） 構造デザイン論演習Ⅰ		江尻																
	個研	後） 住居・建築計画論演習Ⅰ		井本																
	個研	後） 環境・設備システム論演習Ⅰ		細井																
金	個研	後） 都市建築史演習Ⅰ		片山					WSA	前）建築設計スタジオⅠ		妹島	WSA	前）建築設計スタジオⅡ		比嘉				

集中	前）	インターンシップⅠ	江尻・片山・是澤・定行・佐藤・篠原・平田・細井・薬袋・宮	校外
	後）	インターンシップⅠ	江尻・片山・是澤・定行・佐藤・篠原・平田・細井・薬袋・宮	校外
	通）	インターンシップⅡ	江尻・片山・是澤・定行・佐藤・篠原・平田・細井・薬袋・宮	校外
	通）	建築設計スタジオⅢ	篠原	校外
	通）	特別研究	全専任教員	個研

【資料17】

専任教職員の定年制に関する規程

昭和32年12月10日
制定

改正　昭和43年９月11日　昭和48年４月１日
昭和49年１月１日　昭和62年４月１日
平成20年４月１日

第１条　本規程は、教職員就業規則第28条に基づき、本学専任教職員の定年制の運用に関して定める。
第２条　定年により退職する時期は、定年に達した日の属する学年の末日とする。
第３条　教職員就業規則第28条第１号及び第２号は、客員教員及び非常勤講師に準用する。
２　教職員就業規則第28条第３号は、臨時勤務者に準用する。

附　則

１　本規程は、昭和33年４月１日より施行する。
２　定年退職による退職手当の支給は、別に定める規程による。
３　第４条は、昭和46年４月１日より施行する。

附　則

本規程は、昭和43年９月11日より一部改正施行する。

附　則

本規程は、昭和48年４月１日より一部改正施行する。

附　則

本規程は、昭和49年１月１日より一部改正（60才を65才に変更）施行する。
ただし、改正に伴う移行措置を次のとおり実施する。

改正前の規定による定年退職日	改正移行による定年	同左による定年退職日
昭和49年３月31日	満61才	昭和50年３月31日
〃　50年３月31日	〃62才	〃　52年３月31日
〃　51年３月31日	〃63才	〃　54年３月31日
〃　52年３月31日	〃64才	〃　56年３月31日
〃　53年３月31日	〃65才	〃　58年３月31日

附　則（第２条第１号但書の削除）

本規程は、昭和62年４月１日より一部改正施行する。

附　則（就業規則変更に伴う改正）

１　本規程は、平成20年４月１日より改正施行する。
２　本規程改正は暫定施行する。